

令和 7 年 9 月定例会

総 務 委 員 会

予算決算委員会（総務分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(9月8日 委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	
(警察本部)	
《委員会》	
警務部長所管事項説明	4
決議に基づく提出資料の説明	6
陳情審査	6
議案外所管事項に対する質問	7

(出納局・各種委員会事務局)

《委員会》	
人事委員会事務局長所管事項説明	18
決議に基づく提出資料の説明（出納局）	18
議案外所管事項に対する質問	19

(第2日目)

1、開催日時・場所	22
2、出席者	22
3、経過	
(企画部)	
《分科会》	
企画部長予算議案説明	22
予算議案に対する質疑	22
予算議案に対する討論	23
《委員会》	
企画部長所管事項説明	23
決議に基づく提出資料の説明	26
政策企画課企画監補足説明	26
陳情審査	28
議案外所管事項に対する質問	28

(第3日目)

1、開催日時・場所	37
2、出席者	37
3、経過	

(地域振興部)

《分科会》

地域振興部長予算議案説明	37
市町村課長補足説明	38
予算議案に対する質疑	38
予算議案に対する討論	39

《委員会》

地域振興部長総括説明	39
市町村課長補足説明	44
議案に対する質疑	44
議案に対する討論	44
決議に基づく提出資料の説明	45
地域づくり推進課長補足説明	45
地域づくり推進課企画監補足説明	46
陳情審査	49
議案外所管事項に対する質問	50
有人国境離島法の改正・延長に関する意見書（案）に関する委員間討議	64

(第4日目)

1、開催日時・場所	66
2、出席者	66
3、経過	

(秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部)

《分科会》

総務部長予算議案説明	67
予算議案に対する質疑	67
予算議案に対する討論	67

《委員会》

総務部長総括説明	67
秘書・広報戦略部長所管事項説明	69
危機管理部長所管事項説明	71
債権管理室長補足説明	73
議案に対する質疑	74
議案に対する討論	74
決議に基づく提出資料の説明（秘書・広報戦略部）	75
決議に基づく提出資料の説明（総務部）	75
決議に基づく提出資料の説明（危機管理部）	75
ながさきPR戦略課長補足説明	76
陳情審査	78
議案外所管事項に対する質問	80
委員間討議	97

・ 審査結果報告書	99
-----------------	----

(配付資料)

- ・ 分科会関係議案説明資料
- ・ 委員会関係議案説明資料
- ・ 追加上程議案説明資料

9月8日
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年9月8日

自 午前10時48分
至 午前10時57分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委 員 長
大久保堅太	副 委 員 長
田中 愛国	委 員
徳永 達也	〃
山田 朋子	〃
川崎 祥司	〃
山本 由夫	〃
宅島 寿一	〃
堤 典子	〃
中村 俊介	〃

3、委員外出席議員の氏名

な し

4、審査の経過次のとおり

―― 午前10時48分 開会 ――

【鵜瀬委員長】ただいまから、総務委員会を開会いたします。

はじめに、さきの定例会におきまして、徳永議員が本委員会の委員に新たに選任されましたのでご紹介いたします。

なお、委員席につきましては、ただいまご着席のとおりとしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、徳永 委員、堤 委員の両人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和7年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

―― 午前10時50分 休憩 ――

―― 午前10時57分 再開 ――

【鵜瀬委員長】委員会を再開します。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の総務委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

―― 午前10時57分 散会 ――

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年 9月24日

自 午前10時 0分
至 午前11時 31分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委 員 長
大久保堅太	副 委 員 長
田中 愛国	委 員
徳永 達也	〃
山田 朋子	〃
川崎 祥司	〃
山本 由夫	〃
宅島 寿一	〃
堤 典子	〃
中村 俊介	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

水田 隆三	警 務 部 長
松本 武敏	首 席 監 察 官
緒方良一郎	警 務 課 長
奥野 勝	総 務 課 長
勝野 慎	広 報 相 談 課 長
松尾 和人	会 計 課 長
森田 博史	装 備 施 設 課 施 設 管 理 室 長

橋元 庄司	監 察 課 長
園田 雅樹	厚 生 課 長
松田 芳徳	留 置 管 理 課 長
山田 恭市	生 活 安 全 部 長
朝末 英一	生 活 安 全 企 画 課 長
松尾 英樹	人 身 安 全 対 策 課 長
金子龍太郎	生 活 安 全 捜 査 課 長
奥野 春夫	サイバー犯罪対策課長
江口 正広	地 域 部 長
久田 庄蔵	地 域 課 長
平井 隆史	刑 事 部 長
松尾 文則	刑 事 総 務 課 長
荒木 強	捜 査 第 一 課 長
田川 誠一	捜 査 第 二 課 長
吹田 守孝	組 織 犯 罪 対 策 課 長
田川 佳幸	交 通 部 長
松尾 邦仁	交 通 企 画 課 長
吉岡 健	交 通 指 導 課 長
山口 秀和	交 通 規 制 課 長
俵屋 義雄	運 転 免 許 管 理 課 長
川本 浩二	警 備 部 長
一瀬 永充	警 備 課 長
古賀 新一	公 安 課 長
山本 耕平	外 事 課 長
細川 誠	警 衛 対 策 課 長

井手美都子	会 計 管 理 者
山道 繁	会 計 課 長 (参事監)
元村真粧美	物 品 管 理 室 長

桑宮 直彦	監 査 事 務 局 長
重井 健次	監 査 課 長

小畑 英二 人事委員会事務局長
田邑 聡子 職員課長

小畑 英二 労働委員会事務局長(併任)
西平 能成 調整審査課長

濱口 孝 次長兼総務課長
佐藤 隆幸 議事課長
大宮 巖浩 政務調査課長

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第88号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算
（第4号）（関係分）

7、付託事件の件名

○総務委員会

（1）議案

第90号議案

長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

第93号議案

権利の放棄について

第94号議案

訴えの提起について

第95号議案

和解について

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・令和8年度離島振興の推進に関する要望書
- ・国政・県政に対する要望書（長崎県町村

会）

- ・県の施策に関する要望書（新上五島町）
- ・諫早市政策要望
- ・要望書（壱岐市）
- ・公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情
- ・要望書（五島市）
- ・要望書（長崎市）
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
- ・令和8年度当初予算要望書（長崎県タクシー協会）
- ・要望書（佐々町）
- ・消費者庁「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（令和4年6月1日発行）に対応した「長崎県法令違反等通報制度」および「長崎県教育委員会法令違反等通報制度」への改善を求める陳情書
- ・平成の公益法人改革の完遂に関する陳情書
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書X X III

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開会 —

【鶴瀬委員長】ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第90号議案「長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例」外3件であります。そのほか陳情18件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委

員会に付託されました予算議案の関係部分を総務分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第88号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに掲載しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

また、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間を理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】これより警察本部関係の審査を行います。

なお、野原装備施設課長が欠席し、森田装備施設課施設管理室長を代理出席させる旨の届けが提出されておりますので、ご了承願います。

審査に入ります前に、理事者側から、8月の人事異動による新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

〔幹部職員紹介〕

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

それでは、これより委員会による審査に入ります。

警察本部においては、今回、委員会付託議案がないことから、警務部長より所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般につい

ての質問を行うことといたします。

まず、警務部長より所管事項説明を求めます。

【水田警務部長】それでは、警察本部関係の議案外の報告及び所管事務についてご説明いたします。

横長の総務委員会説明資料、警察本部の4ページ目をお開きください。

これは損害賠償事案3件及び公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました2件についてであります。

損害賠償事案の1件目は、警察本部の職員が、交通事故捜査中、相手方車両に携行していた金属製メジャーの先端部を接触させたことにより、当該車両に損害を与えた事案であり、3万1,680円を支払うためのものでございます。

2件目は、警察署の職員が、事案対応中、相手方が管理するアパートの一室において、天井点検口の蓋を外した際、当該点検口の蓋を居室内側の隙間に落下させ、回収不能となり、相手方に損害を与えた事案でございまして、6万500円を支払うためのものでございます。

3件目は、警察署の職員が、交通事故捜査中、相手方の車両に携行していた資機材を接触させたことにより、当該車両に損害を与えた事案でございまして、10万6,480円を支払うためのものでございます。

これら3件につきましては、9月1日付で専決処分をさせていただいており、全額県費から支払われることとなります。

また、公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました2件の合計22万9,460円を支払うため、9月1日付で専決処分をさせていただいており、この損害賠償金は、全額保険から支払われることとなります。

公用車による交通事故を防止するため、各警

察署指定の安全運転指導員による同乗指導や自動車学校のコースを借り上げての体感型運転訓練を行うとともに、公用車事故を起こした職員には、公用免許の再検定を実施するなど、職員の運転技能向上のための取組を行っております。

また、そのほかにも、各部署の幹部職員による事故防止教養や公用車事故を起こした職員に対する個別教養、事故発生時や荒天時などに全職員に対する速やかな情報配信を行うなど、事故防止に必要な運転技能と安全運転意識の両面を向上させる対策に取り組んでおります。

引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないよう、指導を徹底してまいります。

このほか、犯罪の一般概況について、人身安全関連事案の取組状況について、ニセ電話詐欺等被害防止対策について、暴力団対策について、薬物対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況について、交通死亡事故抑止対策についてにつきましては、縦長の総務委員会関係説明資料に記載のとおりでございます。

続きまして、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の進捗状況についてご説明いたします。

補足説明資料「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 施策の進捗状況調書 警察本部」の6ページ目をお開きください。

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる警察本部関係部分の施策及び事業群の指標の令和6年度の進捗状況につきましては、令和6年度の目標値を達成したものが5項目、令和6年度の目標値を達成しておらず、進捗

に遅れが見られるものが1項目となっております。

今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて、引き続き施策の推進に努め、総合計画の実現を図ってまいります。

続きまして、新たな総合計画の策定についてご説明いたします。

「補足説明資料 長崎県総合計画（素案）」の61ページから63ページとなります。

令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、議論いただいたところでございます。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

このうち、警察本部におきましては、主に基本戦略「安心して生活できる環境づくりを推進する」に関連施策等を位置づけております。

基本戦略「安心して生活できる環境づくりを推進する」では、「犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり」に関する施策を掲げており、安全・安心を実感できる社会環境づくり、交通安全対策、組織犯罪対策及びサイバー空間の安全確保に向けた対策を推進し、犯罪に強く、交通の安全が確保された安全・安心なまちづくりに取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、

今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

最後に、9月12日から14日までの3日間で実施いたしました天皇皇后両陛下の行幸啓及び愛子内親王殿下のお成りに伴う警衛警備につきましては、大きな事件・事故が生じることもなく、無事に終了いたしましたことをご報告いたします。

昨今の厳しい警備情勢の中実施いたしました今回の警備は、決して警察のみの力でなし得るものではありませんでした。ご協力いただいた関係機関、団体、事業者の皆様をはじめ、沿道や施設周辺で行いました警備に対して、ご理解とご協力をいただきました多くの県民の皆様、この場をお借りいたしまして、深く感謝を申し上げます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬委員長】ありがとうございます。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【水田警務部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づく資料」についてご説明いたします。

横長の総務委員会提出資料警察本部の2ページ目と3ページ目をお開きください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、令和7年6月から令和7年8月までの実績は、資料に記載のとおり20件となっております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は62番です。

陳情書について、何かご質問ありませんか。

【堤委員】おはようございます。陳情62番、佐々町からの陳情ですけども、県道佐世保鹿町線の信号機設置についてお尋ねをしたいと思います。

令和4年度にも横断歩道への信号機設置の要望が出されているようではありますが、交差点区域内のために設置困難ということで、そのままになっているようですが、私も時々ここを通ることがあるんですが、本当に交通量の多い道路で、しかも道路を横断するのに、横断歩道がありますけれども、やっぱりここに信号機があればもっと安全な横断ができるのではないかと考えているわけですけども、この要望についてどのような見解をお持ちかお尋ねします。

【山口交通規制課長】陳情をいただいております佐々町の信号機の要望についてですが、経過をご説明させていただきたいと思います。

令和4年度に、地元住民、佐々町、また、吉村元県議の方からご要望をいただいて、設置についての検討を行いました。

当時から、交通量、現場の道路状況について、県道で非常に交通量が多い、駅の近くで歩行者も多いということで、警察としましては、前向きというわけではなく、実は設置するという方向で調整をさせていただいておりました。いざ設置する段階になりまして、資料を見ていただいたと思いますが、佐々町役場の要望書の6ペ

ージに状況写真があると思うんですけども、現状の横断歩道のある場所が変形の交差点となっております。そのままその場所につけますと、県道の信号が赤で止まった場合、脇道の3方向から横断歩道上に車が入ってくる、設置するには非常に危険な場所というところで、移設を前提に調整をさせていただいておりました。しかし、やはり地元住民の方々の設置場所についてのいろいろなご意見がありまして、それがまとまらずに、その後も、吉村元県議とも調整をさせていただいたり、佐々町役場と話をしながらしておりましたが、実はその場所がなかなかまとまらずという状況でした。

これは要望いただいてから、その都度検討をして、現場立会いや、説明をしたりしてとか、そういった経緯なんですけれども、現状は、場所についての意見がまとまらなかったものから、佐々町役場から、今回、要は現状の場所にどうにかして信号機を設置できないかという要望が来たということです。

よって、県警としましても、この場所についてはやはり信号機は必要と考えておりますが、地元住民の意見を踏まえながら、どういう方法が一番いいのかというところで、設置について今後も協議を検討しているというところであります。

【堤委員】ありがとうございます。地元の意見がまとまらないけれども、信号機は必要との認識でいるという、そういうご答弁だったんですが、県警として、今の場所への設置が非常に難しいのであれば、代替案などは幾つか示されているんでしょうか、お尋ねします。

【山口交通規制課長】現状の場所についての県警の見解なんですけれども、これについては、今のところ、歩行者の安全を守るための押しボ

タン信号を設置と考えています。しかしそれを設置する上で問題、要は、歩行者の危険性がある、脇道からの車ということは、今、お話しさせていただいてる分は、脇道からの流入をどうにかして抑制する方法がないかという部分です。具体例で言いますと、例えば一方通行化とか、この脇道から県道には流入できないよと、当然それについては脇道がほかにあって、ほかに県道に入れる道があるかどうか、そういった部分もあるんですけれども、歩行者の安全を守るために、脇道からの流入をどうすればより安全にできるかという部分をご提案させていただいている、今後もそれを一緒になって検討していくという考えです。

【堤委員】ありがとうございます。歩行者の安全が第一ということで、なかなか難しいケースだと思いますけれども、地元の住民の皆さんが安全に歩行できるような、横断できるような方策を進めていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【山田委員】「犯罪なく3ば運動」について伺い

たいと思っております。

私は、9月21日の日曜日に「世知原スポレク2025」に参加をさせていただきました。その際に、江迎署の皆様においでいただきまして、パトカーとキャッチくんと、あといろいろ犯罪をなくすためのグッズもお配りいただいております。そして何より町民運動会なんですけれども、制服を着て1チーム、江迎署がチームになって参加をいただきまして、私も綱引きをしましたけど負けました。警察の皆さんには負けたんですが、そういった形で地域に入って活動いただいていたことに非常に敬意を表するところであります。

そこで、この世知原町が今回、「犯罪なく3ば運動」のモデル地区になっているということでありました。私が言うまでもなく、広く県民には知られている「犯罪なく3ば運動」～カギかけんば ひと声かけんば 見守りせんば～というこの運動であります。県下のモデル地区設定状況、設置状況とか、今まで何年かやってきていると思うんですが、目に見えて犯罪率が下がったというのは、その地区別で難しいと思いますが、効果など、あと先ほど冒頭申し上げたように、地元の方々との交流によるいろいろな効果が出ていると思いますが、そういったことを併せてご報告いただきたいと思います。

【朝末生活安全企画課長】委員の質問についてご説明したいと思います。

まず、「犯罪なく3ば運動」は、警察、県、教育委員会が主唱しまして、県民の自主防犯意識の向上を目的として、平成25年から実施している運動でございます。運動は、「カギかけんば ひと声かけんば 見守りせんば」の3つをスローガンにして、県民の施錠意識の向上、地域における連帯感や絆の醸成、規範意識の向上、自主

防犯意識の向上を図るものでございます。

この「犯罪なく3ば運動」につきましては、まず推進モデル地区、もう一つが推進モデル校、あと推進モデル事業所という3種類の種別を設けまして、まず江迎署につきましては、「犯罪なく3ば運動」推進モデル地区ということで、世知原地区を指定していただいております。

設置する効果ということについてのお伺いだと思いますけども、やはり地区を指定することによりまして、この地区の方々、あるいは警察署管内の方々の自主防犯意識というものが、非常に向上しているのではないかと考えております。

なお、引き続き、この「犯罪なく3ば運動」につきましては、各警察署で強力に取り組んでいきたいと思っております。

【山田委員】推進モデル地区と推進モデル校と推進モデル事業所があるということでありましたが、警察署が今20署ぐらい、どれぐらいですかね、警察署の数に合わせて1地区モデル地区を設定しているという理解でよろしいですか。

【朝末生活安全企画課長】委員の質問についてご説明します。

「犯罪なく3ば運動推進モデル地区」は、10警察署、「犯罪なく3ば運動推進モデル校」は1警察署、「犯罪なく3ば運動推進モデル事業所」は、11警察署、県下22警察署全てに「犯罪なく3ば運動」のモデル地区、あるいはモデル校、あるいはモデル事業所、どれか一つを指定してるような状況です。

【山田委員】推進地区というのは、大体理解しやすいと思うんですけど、推進事業所というのは、どういったところをもって推進事業所に。いっぱい事業所がある中で、どういったことを選んでるのかと、推進校1校だけということであ

りましたので、ご紹介をいただければと思います。

【朝末生活安全企画課長】まず、推進モデル事業所につきましては、地区において、事業所と警察が合同で「犯罪なく3ば運動」を推進するという目的で設置している事業でございまして、県下11警察署が指定しております。

具体的な広報としましては、鍵かけなどを呼びかける広報啓発活動ですとか、事業所利用者、来訪者への声かけ活動、あるいは従業員による見守り活動を推進しております。

あと、「犯罪なく3ば運動推進モデル校」は、大村警察署管内の大村工業高校を指定しております。指定理由につきましては、自転車盗の被害が県下でも多いということで、大村工業高校を指定しております。

【山田委員】推進校で大村工業高校ということですが、佐世保からも通ってる子が結構いて、駅から自転車、その自転車の盗難が結構多いということで推進校になっているという理解でいいんですかね。

【朝末生活安全企画課長】やはり大村という土地柄で、どうしても無施錠の自転車が多い地区ですので、やはりこういった施錠の意識というものを高めていただくために、大村工業高校を「犯罪なく3ば運動推進モデル校」として指定しております。

【山田委員】最後にしたいと思うんですが、事業所のイメージが全然わなくて、例えば、長崎なら三菱さんとか、ある程度大きいところと取り組んでいるのか、事業所の数はいっぱいあるじゃないですか、どういう基準で事業者を選んでるかどうかを教えていただきたいんですけど。

【鵜瀬委員長】 暫時休憩いたします。

— 午前10時24分 休憩 —

— 午前10時25分 再開 —

【鵜瀬委員長】再開します。

【朝末生活安全企画課長】「犯罪なく3ば運動」の推進モデル事業所の設置基準ということで説明させていただきたいと思います。

具体的には、県民と接触する機会が多い事業所、例えば具体的に言いますと、タクシー事業者ですとか、あとヤクルト事業者、各戸を訪問しますので、あとは地元のスーパーですとか、銀行なども一応モデル事業所に指定しているという状況でございます。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。お聞き苦しいことをおわび申し上げます。すみません。

特殊詐欺対策についてお尋ねいたします。部長説明だったと思いますが、架空料金請求詐欺が46件、オレオレ詐欺が41件、2つの手口で全体の約74%と大半を占めるということでしたが、確認ですけど、被害者への最初の接触、これは電話でしょうか、お尋ねいたします。

【吹田組織犯罪対策課長】本年6月末において、県内におけるニセ電話詐欺の認知件数は、全体で117件ございます。被害総額は約2億5,900万円となっております。このうち架空料金請求詐欺が46件、前年同月比でマイナス17件、全体の約39%を占め、オレオレ詐欺が41件、前年同月比でプラス37件で全体の35%を占めています。

ニセ電話詐欺の認知件数117件のうち、被疑者から被害者への連絡については、被害者の携帯電話への連絡が51件、固定電話の連絡が21件、メールによる連絡が12件、その他による接触が33件となっております。

このうち、架空料金請求詐欺の46件について

ですけれども、携帯電話の連絡が13件、メールによる連絡が7件、その他による接触が26件となります。

オレオレ詐欺の41件につきましては、携帯電話への連絡が38件、固定電話の連絡が2件、メールによる連絡が1件となります。

【川崎委員】後でペーパーでいただければと思いますが、やっぱり電話が多いんですね。携帯がやっぱり多いような感じがいたします。

よって、対策として、電話がつながりにくい環境づくりの推進ということで説明がっていますが、具体的にこういった取組がなされていますでしょうか、お尋ねいたします。

【朝末生活安全企画課長】川崎委員のご質問に回答したいと思います。

本年6月末現在で見ますと、全国的に増加しているニセ電話詐欺被害の特徴といたしまして、電話番号の一番の頭が、「+」から始まる国際電話番号で着信してくるケースが大半でございます。

そこで警察としましては、この種の電話からの着信拒否の対策の一つとしまして、国際電話の発信、着信の休止手続の普及広報に努めているところでございます。

そのほか、以前から周知しておりますナンバーディスプレイ、ナンバーリクエストサービスの普及促進についても、引き続き対策を行っていく所存でございます。

【川崎委員】「+」から始まる番号は確かに見覚えがありますね。出ませんけど。そこはしっかり皆さんに周知していただいて、こういった手口にかからないようにお願いしたいなと思います。

以前、固定電話の録音機の貸出制度というのがあったと思いますが、今も継続しているんで

しょうか。当時設置された方の被害はゼロということで非常に効果が大きかったと認識いたしておりますが、現状をお尋ねいたします。

【朝末生活安全企画課長】委員からの質問に回答したいと思います。

これまで本県では、自動通話録音機を貸し出した世帯からニセ電話詐欺被害に遭ったという届出はあっておりません。

【川崎委員】現在もその制度は継続してあるということで、被害はゼロということですね。であれば、これはたしか貸出台数を限定されていたと思っているんですけど、これを少し増やしたりして、皆様に積極的にこの効果をアピールしながら活用していただく、今、そのような取組になっているのでしょうか。

【朝末生活安全企画課長】現在、この自動通話録音機につきましては、県下で使用可能な数というのが829台ございます。そのうち約70%の573台を22警察署を通じて貸出しをしてございます。

【川崎委員】829台あって、573台が貸し出されていると、随分余っていますね。100%貸し出して、被害防止に努めるべきだと思いますが、なぜ余らせているんですか。

【鵜瀬委員長】暫時休憩いたします。

— 午前10時32分 休憩 —

— 午前10時32分 再開 —

【鵜瀬委員長】再開します。

【朝末生活安全企画課長】貸出し率が70%ということで、残る数百台が余っている状態でございますけれども、これにつきましては、県民の方からの要望がありませんでしたので、残りの30%が現在余っているという状況でございます。

【川崎委員】要望がなかったというのは、ご存

じない方もいらっしゃるんだろうと思います。積極的に、宝の持ち腐れですよ、十分活用して、100%に近づけて、そして被害防止に努めていただきたいと思います。

次に広報啓発の件なんですけど、これは非常に重要だと思っていて、いろんな場面で私も目にしていまして、非常に頑張っていて、いるなということで感謝申し上げたいと思うんですが、ただ、詐欺に遭われた方はまさか自分が被害に遭うとはと、こういったケースもあると聞いています。まさか自分がと、それぐらい巧妙なんだろうと思いますが、その人も分かっちゃいるけど、どうしてもそういうふう被害に遭ってしまうということでもあります。きちんとその人に刺さる広報というか、これは詐欺なんだといったところがぴしゃっと分かるような広報、そういったところに、いま一步、工夫が必要なんだろうと思いますが、いかがでしょうか。

【朝末生活安全企画課長】委員ご指摘のとおり、自分はだまされないなどと、自分自身のこととして捉えられていない状況にございまして、さらなる危機意識の醸成と、具体的な行動変容に向けて、広報についても工夫が必要ではないかと認識しております。

具体的には、単にニセ電話詐欺に注意してくださいとの広報ではなく、被害者の年齢に応じた情報発信方法の選択ですとか、あるいは、犯行手口や内容に応じた具体的抑止方法の伝達、また、本人自身の行動を変えられない場合もありますので、家族や知人、あるいは金融機関やコンビニエンスストアにおける水際での防犯対策など、県民の皆様の行動変容を促す施策を意識した広報啓発に努めてまいりたいと思っております。

【川崎委員】徹底研究を、本当に響く広報、刺さる広報にしっかりと取り組みいただきたいと思います。

次に、熱中症対策についてお尋ねいたします。

夏の参議院選挙のときも、多くの要人の方がこられて、警備の方が本当に大変頑張っていたいておりました。8月9日の原爆の日もしかり、先般の行幸啓のときもしかり、本当に炎天下の中で、事故がないように、事件がないようにということで一生懸命取り組んでおられて、改めて感謝を申し上げたいと思います。

そういった酷暑、また、屋外での勤務に当たって、署員の皆様、警備の皆様、熱中症対策というのはお取りになっているのか、お尋ねいたします。

【園田厚生課長】暑熱対策、熱中症対策なんですけれども、まず熱中症とはどういうものか、そういうことの正しい知識を職員に提供しております。その後、熱中症に対して、例えば、健康管理の徹底、水分補給、休憩の徹底、暑熱順化いわゆる暑い環境に徐々に慣れていくという対策、あと熱中症リスクの把握ということで、暑さ指数計を配分するなどして予備知識を与えております。その後、各部門において、いろんな勤務形態がありますので、それぞれに応じて警察職員としての品位を損なわない、制服等に調和した外見及び装備方法、事故防止に配慮した防暑対策品、これをあらかじめ警部以上の階級の者が承認した上で、例えば、保冷剤やネックリング、冷却ベスト、ドリンクホルダーなどを活用して熱中症防止に取り組んでおります。

【川崎委員】ありがとうございます。やはり外観でも抑止力を働かせるために、本当に規律正しくちゃんとされているということについては、本当に改めて敬意を表するわけですが、

見ていると、本当に大丈夫なのかというぐらい長時間炎天下の中で仕事をされてる方も多くいらっしゃいます。

先ほど、冷却付ベストという話がありましたけど、よく建設現場ではファンがついている作業服、こういったのを着用をされておられますが、他県の警察では採用されてるところがあるように聞いていまして、こういったものは効果的だと思うんですけど、長崎県ではいかがでございましょうか。

【森田装備施設課施設管理室長】お答えします。

ファン付きのベストタイプのものを本県警でも導入しております。

【川崎委員】かなりの台数、皆さん大体装備されて、皆さん着用されている感じでしょうか。

【森田装備施設課施設管理室長】同ベストについては、令和5年10月に正式に採用しておりまして、現在では486着を配分しております。主に地域課の地域警察官向けに配分しているところでございます。

【川崎委員】486着というのが適正数量かどうか分かりませんが、参議院選挙のときにはいろんな要人の方が来られて、警備の方が、まさに皆様のような服装で立っておられた方が大半だったと思って、そんなファン付きのベストを着ているような方は1人もお見受けすることはないかなかったですよ。日頃の訓練で鍛えられて、大丈夫だということであろうかと思いますが、いかんせん異常な天気でありますので、そこは警察官の皆様の健康状態も考えて、しっかりとそこは対策を講じていただければと思います。外観がきちっとされていることは非常にありがたいんですが、もうそんなこと言っていられないぐらいの大変な気象なので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、DNA鑑定についてお尋ねいたします。

佐賀県で、極めて深刻なDNAの不正鑑定が行われていたと報じられておりまして、県議会でも大分議論がされているようですが、捜査上の証拠の決定でありますDNA鑑定の不正が行われていたというのは、本当に許されることではないと思っています。

まず、長崎県警におきまして、過去5年間、DNAの鑑定件数がどの程度か、お尋ねいたします。

【平井刑事部長】DNA型鑑定件数ということですけど、DNA型の過去5年の鑑定数は、令和2年が2,134件、令和3年が2,347件、令和4年が2,359件、令和5年が2,528件、令和6年が2,162件、本年は8月末現在で、1,173件となっております。

【川崎委員】相当な件数ですね。すみません、想定より桁が多くてびっくりしました。

令和2年で2,134件、令和5年は2,528件、相当数の数であります。鑑定の体制というのはどうなっているのでしょうか。何名でされているのか。

【平井刑事部長】現在、科捜研のDNA鑑定、法医係となりますけれども、ここは警視級の調査官以下5名で体制を取っております。

【川崎委員】5名で、恐らく、事件があって早急にDNA鑑定を求められたりすると、昼夜問わず頑張っておられると思うんですが、十分な体制ですか。お尋ねします。

【平井刑事部長】一応、今のところは、現状で足りているような状況ですけど、ただ、定年、あるいはうまく採用しないと、凸凹になりますので、そこについて、県の財政当局にもお願いして、若干の増員をお願いしているところであります。

【川崎委員】細かい話ですけど、何か国家資格

とか、そういったものが必要なんですか。

【平井刑事部長】まず採用の段階で、大学の医学部、薬学部、工学部、これらで基本的な知識を持った人、こういった者の応募をかけております。

採用後は、半年ほどいたしますと、千葉県の柏にあります科学警察研究所、ここにそういう鑑定官の養成等のコースがあります。そこに入所していただき、国家資格というか、警察内部的なものになりますけれども、そこでしっかりした研修を受けて、資格を取って鑑定することになっております。

【川崎委員】医学部、薬学部、工学部などを卒業された方、人材確保が大変な時代になってくると思いますので、そこはぜひ長期の視点で体制をしっかり整えていただいて、あってはならない話ですけど、佐賀県のようなことがないような感じで目配せしていただければと思います。

最後に、残念な話ですけど、綱紀粛正についてお尋ねいたしますが、先般、賭けマージャンで警察官の方が5人書類送検されたということが報じられておまして、本当にゆゆしき自体、非常に苛酷な勤務の中で休みぐらいゆっくりさせてよと、気が緩むんだろうと思いますが、法を犯したらいかんですよ。警察官の方が法を犯しちゃいけない。この遵法意識をしっかり持っていただきたいなと思っておりますが、どう綱紀粛正を図るのか、お尋ねいたします。

【橋元監察課長】お答えいたします。

委員ご指摘の事案につきましては、県南地区の警察署に勤務する男性警部ら5名の警察官が、令和5年から約2年間にわたって十数回、それぞれ金銭をかけてマージャン賭博をしたものです。複数の職員が関係した法令違反行為が発生したことについては、誠に遺憾であり、大変重く受

け止めております。

綱紀粛正についてですけれども、本来、犯罪抑止を図り、犯罪を取り締まる立場の警察官が、法令違反行為である賭博を行ったことについては、まさに遵法精神の欠如からくるものであり、あってはならないゆゆしき事態ということは、ご指摘のとおりでございます。

このような警察官による法令違反行為は、県民の期待を裏切り、信頼を失墜させるものです。これまでも、あらゆる機会を通じて、全職員に対して、遵法精神はもとより、警察職員としての誇りと使命感を醸成させる指導教養を行ってきましたが、改めて、あらゆる機会を通じて、指導教養を徹底したいと思います。

なお、全国的にもオンラインカジノなど、ゲーム感覚で賭博に手を出しているという現状もございます。こういった現状を踏まえ、効果的な不適切事案防止対策を行うため、その取組が形式的に流れることなく、他人事感覚の払拭や行動の変容を促すような教養を行い、職員の規律違反や高い倫理観の醸成を図っていく所存でございます。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

【堤委員】資料の方に、ニセ電話詐欺の被害状況が、6月末現在の3年間示してありますけれども、様々な被害がありまして、先ほど質問があったように、本当に増えているところだと思っておりますが、年間で見ても、これは9月定例会は6月末現在で示されていますが、過去5年間ぐらい、1年間にどのくらいあったのかを見ますと、本当に右肩上がりで増えてきているというのがあって非常に驚いています。

ニセ電話詐欺というものもありますけど、特に最近、報道でフィッシング詐欺の被害が非常に増えているというのがありました。サイバー犯

罪に含まれると思うんですが、フィッシング詐欺被害などについては、被害の状況を示すような資料などはないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【奥野サイバー犯罪対策課長】委員の質問にお答えします。

フィッシングということなんですけども、最近では、証券口座が乗っ取られるという手口がありまして、これが多くの場合フィッシングをきっかけとして乗っ取りが行われています。

この証券口座乗っ取りの手口についてお話ししますと、まず証券会社を装ったメール、これをまずは不特定多数の人にメールで送信します。これはURL付のメールです。このメールを受け取った方で証券口座をお持ちの方であれば、本当のメールだと認識されて、URLにアクセスすると、正規ではない偽のフィッシングサイトに誘導されます。この偽サイトがフィッシングサイトなんですけども、これは証券口座を利用するためのIDやパスワード、こういったものの入力を求める偽のサイトになっています。これに入力してしまうと、犯人側に証券口座に不正アクセスされて、口座が乗っ取られてしまう、こういった実態があります。

長崎県内におきましては、証券口座の乗っ取り被害を8月末現在で10件確認しております。

【堤委員】証券口座の乗っ取りは、8月末現在で10件というお話ですけども、フィッシング詐欺になるかと思うんですけど、パソコンとかスマホで、なりすましというか、偽のものが来て、それをクリックするとカード情報とか、いろんな情報が読み取られてというのがあるかと思うんですが、私も実は2年ぐらい前に、「荷物を届けに来ましたが不在だったので持ち帰りました。詳しくはこちら」というショートメールが来た

んです。冷静に考えれば、配送会社からの連絡は、メールやLINEで来るはずなんですが、そのときちょうど入院をしていて、何日も家を空けていたために、慌てて、何だろうと思ってクリックしたら、カード情報が読み取られて、そして、いろいろカードが使われたんです。そのときはゲームの課金に何回か使われたようで、ぱっと気づいて、すぐにカード会社に連絡をして止めてもらって、被害はなかったんですけども、そういう被害というのは非常に多いんじゃないかなと思っています。

先ほどの、電話の詐欺も、「+」から始まる番号は危ないとかというお話がありましたけど、出なければ被害はないわけですが、何か余裕がないときとか、いろんなときに思わず引っかかってしまうということがあると思うんですが、そういう被害というのは、なかなか数字として出てこないものなんでしょうか。証券口座の乗っ取りということでは10件あったというお話がありましたけれども、そういう被害も、実は住民の皆さん、県民の皆さんの中にたくさんあるのではないかなと思っているんですが、その辺はいかがでしょうか。

【奥野サイバー犯罪対策課長】フィッシングに関わる数値なんですけども、フィッシングは、地理的に制約のないサイバー空間で行われるため、長崎県内のフィッシング件数といった県民に向けられたフィッシングの件数をお示しすることは難しいところなんですけども、ただ、フィッシング件数の本県の報告件数ということで申し上げますと、県警の事件捜査の過程で判明したフィッシングサイトの件数であったりとか、大学生ボランティア等の活動を通じて発見したフィッシングサイト、そういったものをインターネットホットラインセンターというところに

通報するんですけども、こういったものを合わせて81件の報告をしているというような実態でございます。

【堤委員】ありがとうございました。サイバー空間での犯罪ということで、なかなか掴めない、報告として被害が上がってくれば確認ができるということでした。

総合計画の素案にも、そういうサイバー犯罪に対するこれからの取組がまた示されているようですけども、本当にこれからどんどんそういった犯罪が増えてくるのではないかと、対策、予防というのがなかなか追いつかないというか、そういうところのご苦労もたくさんおありかと思えますけれども、本当に県民に寄り添った安全対策をよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、先日、女神大橋で大型トレーラーが乗用車に追突して、トレーラーの運転手が亡くなるという大変痛ましい事故がありました。いろいろ後から報道されているものを聞きますと、まだ捜査は十分に進んでいないと思えますけれども、乗用車の方が30分近く橋の上に、駐停車禁止にもかかわらず、停車をしていたとか、あるいは、最初はハザードランプをつけていたけれども、途中から無灯火だったとか、そういうことだと本当に危険で、トレーラーの運転手の方も夜間の大変見えにくい状況の中での事故ということで、トレーラーは何とか橋の上で留まりましたけれども、運転手が海に落ちてしまったということで、本当にこういう事故というのは、どこでどういうふうにかかるか分かりませんが、防いでいかないといけないと思うんですが、監視の担当の人がちょっと席を外して、別の業務をされていたということがあります。公社の方でそれはされているということで、警察本部とは直接関わりはないかも

しれないですけれども、これからの安全対策ということで、いろいろなお考えとか、これからのことは決まっていなくてもいいんですけども、今の時点でお話ししていただけることがあれば、ご報告いただきたいと思います。

【吉岡交通指導課長】お答えをいたします。

委員ご指摘のとおり、9月13日、午前3時頃、長崎県戸町の女神大橋上でトレーラーと乗用車が衝突しまして、トレーラーの運転手が死亡するという事故が発生しております。

事案の詳細につきましては、捜査中の事案でもありますので、お答えを差し控えさせていただきますが、警察としましては適正な捜査を行いまして、法と証拠に基づいて適切に対応してまいりたいと考えております。

【堤委員】捜査中の事案なので、その事故についてはそういうご答弁だと思うんですが、安全対策というか、これからそういう事故を防いでいくための方針とかいうのは、今のところはお持ちではないということなんですか、決まっていないから、まだちょっと述べることはできないと、そういうことでしょうか。

【田川交通部長】今の委員のご質問の内容でありますけれども、交通指導課長がお話ししましたとおり、事故の真相につきましては、ただいま捜査中ということでありますけれども、事故の内容につきまして精査しまして、これが今後新たな対策が必要なものでありましたら、交通安全対策を今後やっていきたいと思えますし、今までも発生した交通事故につきましても、それぞれ分析いたしまして、交通安全対策を重ねているところでございます。

今回の事案につきましては、もうしばらく時間をいただきまして、新たなことが分かりましたら、今後これを教訓といたしまして、二度と

と同じような事故が起こらないように対策を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本委員】1点だけ伺います。先ほどの堤委員の続きになりますけど、フィッシング詐欺の関係なんですけれども、先般の新聞記事の中には、証券口座の乗っ取りが増えている、ほとんどがフィッシング詐欺だと、その中で、いわゆるリアルタイムフィッシングということで、ワンタイムパスワードであってもそれを擦り抜けられたということが書いてありました。そもそも偽サイトですから、偽サイトに入ること自体が問題ではあるんですけれども、多段階認証というんですか、その中でワンタイムパスワードというのがそこでは効かなかったということになるのかなと理解をしたんです。

先ほど、今後の防止対策ということにもなりますけれども、固定電話に関するニセ電話詐欺に関しては、録音機付の機能をつけることによってゼロになったということなんですけど、こういうフィッシング詐欺に関して、こういうサイトが来たら駄目ですよということ以外に、何か防止策があるのか、そこをお伺いしたいです。

【奥野サイバー犯罪対策課長】ただいまの委員のご指摘のとおり、昨今はリアルタイムフィッシングという手口で、ワンタイムパスワードさえも盗まれるケースの報告がなされております。

リアルタイムフィッシングというのは、ワンタイムパスワードの偽の入力画面を表示させて、ワンタイムパスワードさえもリアルタイムに盗んでしまうといった手口になります。

対策ですと、やはりワンタイムパスワードの偽の入力画面、いわゆるフィッシングサイトの入力で盗まれますので、フィッシング詐欺に遭

わないための対策として、電子メールやショートメール内のリンクを安易にクリックしない。また、企業の公式サイトとか、前もってブックマークしておいたアプリ、ここから口座にアクセスをしていただく。あとは企業が提供している多要素認証をご利用していただくという被害防止対策を採っていただく必要があります。

警察では、このような被害防止対策の周知を図るために、県内各地での警察職員による防犯講話であったり、SNSをはじめ、様々な媒体を活用した情報発信活動を行って、被害防止に努めているところであります。

【山本委員】これもつい先日の新聞なんですけど、こういったフィッシング詐欺件数が、1月から6月で119万件と載っておりました。これを受けて、総務省が、いわゆるインターネット関連の業界団体にメール対策の強化を要請したということで、迷惑メールのフィルタリング、そういったものを強化していくという話がありました。

実際、私自身も迷惑メールということでフィルタリングされたやつが出てくるんですけれども、それじゃないやつが入ってきてしまうんですね。ですから、今、国の方がそういう形で迷惑メールのフィルタリングというんですか、それを強化しようとしているということでございますので、一番いいのは、それが入ってこないのが一番いいことだと思いますので、そういったところについて、国とか、総務省とか、そういう業界の方と、すぐできるかどうか分かりませんが、先ほどの録音機付固定電話のような形で、それを開かないでくださいじゃなくて、そもそもそういうのが届かないような形のものになっていけばいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(俊)委員】フィッシングサイトの話が出ていたので、私が以前この委員会で、いろんな手を替え品を替え、様々な手法で消費者の方々にだますようなものを、情報発信をしていただいて、なるべく防止に努めてくださいというお願いをさせていただいたんですが、先ほど来、フィッシングサイトの詐欺のお話が出ております。やっぱりどうしても最終的には、自分の身は自分で守るしかないのかなという気がします。

そんな中で、私の経験則から申し上げますと、例えば、自分が関わっているいろんなメールが来ますけれども、証券会社であったり、保険会社であったり、いろんなものが来る。まずは自分がどういうものに加入しているのかというのを、まず自分が知らなきゃいけないですし、例えば私の場合、J Aバンクには入っていないんですけど、J Aバンクからという名目でメールが届きます。これはほとんど詐欺ですよ。だから常に、報告をするという機能がありますので報告をするんですけど、それでもまた来るとい、いちごっこみたいな感じにはなっております。

そんな中で、送信元のアドレスをクリックすると、大体何となく、これはもうフィッシングだなと、そういうのを見てると、何となく選別ができるようになってくると私は思っているんですけども、そういうのも含めて、本来であれば、高齢者の方だったら、ご家族がそういうのを教える立場にあるのかもしれませんが、だまされにくい方法を、サイバー対策、広報は別になるんでしょうけれども、そういう発信というのはできないでしょうか、いかがでしょうか。

【奥野サイバー犯罪対策課長】委員ご指摘のと

おり、メールは頻繁に入ってくるということは承知しております。一つの手法として、メールの着信拒否設定をするという手法がありますので、そういったものについては、当課でもLINEといった情報発信媒体を持っていますので、この媒体、ほかには紙媒体、自治会を通じた回覧、こういったものを活用しながら、広報に力を入れていきたいと思っています。

【中村(俊)委員】ありがとうございます。

あと、今お話を伺っていてもう一つ思い出したんですけど、よくSNS、フェイスブックとか、インスタグラムとか、いろんなものがありますけれども、そういったもので、いわゆるなりすましで、友達の友達からの申請というような形でも参ります。私たちというか、今の子どもたちはそれこそデジタルネイティブなので、そういう防止の仕方も分かっているんでしょうけれども、やっぱりちょっと慣れていらっやらない、SNSを始められた年齢が、一定お年を召した方とかは、お友達申請が来ると、あまり危険性を感じずに受け入れてしまうと、そこでつながってしまうと、今度は設定が甘いものですから、その方がつながってる方々に、その人を起点にして、またなりすましの方が、例えば、私が今度、ネットを使った大会に応募しましたので投票してくださいとか、いろんな手法で、またそこからその人の本当のお友達をだましに来るということもあるので、できれば、これは警察の方々にお願いすることはできないんでしょうけれども、当然、SNSの運営会社も注意を促してますけれども、どうしてもそんな詳細まで読まない方もやっぱり多くいらっやるので、やっぱりSNSに慣れていない方々に対しても、それは使ってる我々もしなきゃいけないんですけど、そういった形で注意喚起を、ぜひ

やっていただければと思っています。よろしくお願いします。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時 7分 休憩 —

— 午前11時 8分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

引き続き、出納局、各種委員会事務局関係の審査を行います。

しばらく休憩し、11時20分から再開します。

— 午前11時 9分 休憩 —

— 午前11時19分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

なお、中尾議会事務局長から欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

それではこれより、委員会による審査に入ります。

出納局及び各種委員会事務局においては、今回、委員会付託議案及び陳情がないことから、関係局長より所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

人事委員会事務局長より、所管事項説明を求

めます。

【小畑人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

初めに、「総務委員会関係説明資料」の2ページをご覧ください。

令和7年度県職員採用試験についてですが、大学卒業程度の「行政A」など、16職種に係る試験、社会人経験者の「行政」など10職種に関わる試験を実施し、8月25日に最終合格者を発表いたしました。

次に、「総務委員会関係説明資料（追加1）」の2ページをご覧ください。

警察官I類（男性・女性）A試験を実施し、9月16日に最終合格者を発表いたしました。

受験者数、合格者数及び競争倍率につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

改めまして、「総務委員会関係説明資料」の2ページをご覧ください。

このほか、短大卒業程度試験、高校卒業程度試験、警察官III類（男性・女性）試験、障害者を対象とした試験の実施予定につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【鵜瀬委員長】ありがとうございます。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【山道会計課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料についてご説明をいたします。

資料の2ページをご覧ください。

出納局所管の1,000万円以上の契約について、

令和7年6月から令和7年8月までの実績は、記載のとおり9件となっております。

また、入札結果につきましては、3ページから11ページの記載のとおりでございます。

以上でございます。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより、議案外所管事務一般に関する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【山本委員】職員の採用試験に関連してちょっとお伺いしたいんですけれども、こちらに結果が出ているんですけれども、近年、なかなか公務員の成り手が少ないという話がある中で、長崎県における近年の受験者数とか、倍率の推移というのをちょっと教えていただけますでしょうか。

【田邑職員課長】長崎県採用試験についてでございますけれども、一番採用予定数が多い大卒程度の試験について申し上げますと、A試験、B試験がございますが、A試験、B試験を合わせた実績で申し上げますと、令和4年一次試験の受験者が、令和4年611名、令和5年548名、令和6年647名、令和7年555名となっております。

なお、最終合格者は、令和4年184名、令和5年177名、令和6年241名、令和7年229名でございます。

なお、競争倍率につきましては、令和4年3.3倍、令和5年3.1倍、令和6年2.7倍、令和7年2.4倍となっております。

【山本委員】ありがとうございました。

一方で、近年、合格をしたんだけど、最終的に辞退をしている方が増えているということが話題になっていまして、日経新聞だったかと思いますけれども、都道府県の2023年度の辞退率が34%という資料があるんですけども、本県における辞退者の推移というのはどうなっているでしょうか。

【田邑職員課長】先ほどと同じ、大卒A、大卒Bを合わせたデータになっておりますけれども、令和4年で辞退率が21.2%、令和5年で36.2%、令和6年37.3%、本年度は、8月末時点で実際に22名の辞退がっております。

【山本委員】ありがとうございました。

公務員の成り手不足を解消するためには、まず受験者数自体を何とかして増やす必要がある。一方で、辞退者数は減らさないといけないという課題になるかと思うんですけれども、他県とか他市の事例を見ると、それぞれまずは受験者数をとにかく増やさんことにはどうもならないということで、受験者増に力を入れているところ。それから、受験者を増やそうということと、それから、並行でしようけれども、辞退者数をとにかくキープしようという動きをしているところがあるようですけれども、本県において、受験者増の取組、それから併せて、辞退者減の取組について、どのように取り組んでおられるのか、お伺いします。

【田邑職員課長】人事委員会としましては、やはり受験をしていただく方を増やすということで、県のホームページはもちろんですけれども、毎年2月に、業務説明と座談会を含めた内容で採用ガイダンスを実施しております。そちらの方で、対面、オンライン両方で実施しておりますけれども、県職員の仕事の魅力、そして、そう

いったものを発信して長崎県を選んでいただけるように取組をしているところでございます。

任命権者におきましても、合格者を対象としたオリエンテーションの実施であるとか、合格した職員との交流の場であったり、メンター制度の実施ということで、進路を決めかねて迷っている方に関しても丁寧な対応を行っているということを聞いております。

【山本委員】ありがとうございました。

他県の事例を見ると、例えば長崎県の方もやっていたらっしゃるんですけども、試験自体を前倒しして受けられるようにするであるとか、二次試験までオンラインで受けられるという形で、受験のハードルをすごく広げているケースがあるんですけども、一方で、だからといってじゃあ辞退率が減るという直接の関係はないということもありまして、一方で、これは東京の日野市でしたか、半分以上の辞退があったということで、結局、多摩地区の4つぐらいの市と一緒に説明会をして、募集をした。多摩地区に興味があるというくくりで、4つぐらいの市と一緒にやったという事例があります。

県としては違うのかもしれないんですけども、競合するということじゃなくて、長崎県の、例えば長崎とか、そういったところも含めて一緒に説明会をするとか、そういったことも考えられるかもしれないなと思いましたので、ご検討をお願いできればと思いますが、局長、いかがでしょうか。

【小畑人事委員会事務局長】今、ご意見を賜りましたけれども、基本的にこれまでも受験してもらいやすい環境づくりということで、今、委員がおっしゃったように、受験者の負担を減らすような試験制度というのを、改善しながら取り組んでおります。

一方で、やっぱり受験の負担がなくなって、

受験しやすい環境が増えてくると、結局は受験者数は増えるんですけども、さっきおっしゃったように、ほかの団体ですとか、民間ですとか、その中で取り合いになって、結果的に辞退が増えるというのが今の現状かと思っております。

今委員がおっしゃったように、例えば、県内で、長崎市とか地区の中で一緒にという考え方もございますけれども、一方で県庁と、例えば長崎市との間での競合というのも実際にございますし、先日、ちょっと受験者の方とお話しする機会がありましたが、やはり複数合格されていて、県庁にするのか、国の機関に行かれるのか、もしくは地元の市役所に行かれるのか、悩んでいるという話を伺っておりますので、県としては、まずその中で県職員を選んでいただく、そういった方策を引き続き取っていくことが必要だと思っております。

人事委員会としては、試験制度の見直しとともに、任命権者と連携しながら、先ほど申したようなオリエンテーションですとか、つなぎ止めのための方策というのを、今後検討する必要がありますと考えております。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時31分 休憩 —

— 午前11時31分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、企画部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午前11時31分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年9月25日

自 午前 9時59分
至 午前10時57分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委員長(分科会長)
大久保堅太	副委員長(副会長)
田中 愛国	委 員
徳永 達也	〃
山田 朋子	〃
川崎 祥司	〃
山本 由夫	〃
宅島 寿一	〃
堤 典子	〃
中村 俊介	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

早稲田智仁	企 画 部 長
川端 博子	企 画 部 次 長
山下 公誉	政 策 調 整 課 長
内田 正樹	政 策 企 画 課 長
寺井 芳隆	政策企画課企画監 (地域連携担当)
川瀬 泰介	政策企画課企画監 (総合計画・総合戦略担当)
直塚 健	デジタル戦略課長

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時59分 開議 —

【鵜瀬委員長】おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより企画部関係の審査を行います。

【鵜瀬分科会長】まず、分科会員による審査を行います。予算議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【早稲田企画部長】おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第88号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳入予算で220万円の増となっております。今回の補正予算は、他部局で歳出予算を計上しております、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【田中委員】今説明があったところ、地方経済・生活環境創生交付金、これの概要的なものをね、ちょっと改めてお聞きしたいと思うし、どのくらいの活用が長崎県であってのかね、そこら辺もちょっとお知らせをいただきたい。

【川瀬政策企画課企画監】この新しい地方経済・生活環境創生交付金につきましては、新たに地方公共団体が自由度の高い事業を行うことができる交付金を国の方で創設されました。地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を計画から実施まで強力に後押しする内容となっております。第2世代交付金と呼ばれるものでございます。

また、長崎県につきましては、4月に交付決定がなされております。その中で、全体事業費としては20億8,528万8,000円となっており、全国で2位となっています。

【田中委員】分かりました。できればもう少し詳しくと思うんですけども、いいです。

要は、こういう国の制度ができたときにね、長崎県は即対応できるような、即対応してその予算をもらえるようなね、やっぱり検討というか努力をね、ぜひ皆さん方にはお願いしておきたいと思います。

終わります。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論を終了しましたので、採決を行います。

第88号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第88号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】次に、委員会による審査を行います。

企画部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

企画部長より、所管事項説明を求めます。

【早稲田企画部長】企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。お手元の総務委員会関係説明資料をお開き願います。

新たな総合計画の策定について。

令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の5つの柱の下、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見等を踏まえながら内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念とし、県民一人ひとりの長崎県に対する誇りや将来への希望を原動力として、新たな時代を切り開き、「新しい長崎県づくり」に挑む姿勢を示しております。

この基本理念の下、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現や稼ぐ意識、力の底上げに加え、本県の将来を担う子どもたちの能力と可能性を高めるとともに、全て

の世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにこれまで以上に力を注ぐこととしております。

また、施策の構築に当たっては、国の地方創生2.0の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島・半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図るほか、デジタル技術の活用や戦略的情報発信、ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実、強化したところであります。

このうち、企画部においては、主に基本戦略「活力に溢れた持続可能な地域をつくる」に関連施策等を位置づけております。

この基本戦略では、「デジタル技術を活用した地域活性化と行政運営の効率化」に関する施策において、デジタル技術やデジタル人材を活用したサービス創出や県民の利便性向上につながるDXの推進に取り組んでまいります。

また、「新技術実装連携“絆”特区」の指定を踏まえ、ドローン等の先端技術の活用による地域課題への対応、イノベーション創出に加え、次世代モビリティ活用のユースケースの活用等にも取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について。

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる施策の令和6年度末における進捗状況については、配付している資料のとおりと

なっております。

各施策の目標として掲げた施策及び事業群の指標である277項目の指標のうち、目標値を設定していないものや実績値が把握できていないもの等を除いた266項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが140項目で全体の53%、令和6年度の目標を達成していないものの改善傾向にあるものが70項目で全体の26%、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に課題があると考えられるものが56項目で21%となっております。

県全体の進捗状況としては、県民、民間団体等への情報発信、周知啓発の促進や市町との連携の強化の効果、計画的なインフラ整備の推進等により、目標達成に向けて取組が進んでいる一方で、エネルギー・物価高騰や人口減少、少子高齢化における地域や産業の担い手不足等の影響等も一因となり、進捗に遅れが見られた項目もあり、引き続き社会経済情勢の変化にも的確に対応しながら、最終年度における目標達成に向け、施策の推進を一層図っていく必要があると考えております。

なお、企画部関係部分の施策及び事業群の指標である9項目のうち、目標値を設定していないものを除いた8項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが7項目、令和6年度の目標を達成していないものの改善傾向にあるものが1項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPI（重要業績評価指標）の令和6年度末の進捗状況については、配付している資料のとおりであります。

KPI全120項目について、実績値が把握でき

ていないもの等を除いた115項目のうち、令和6年度の目標値を達成したものが58項目で全体の50%、「やや遅れ」が32項目で全体の28%、「遅れ」が25項目で全体の22%となっており、企業誘致や地場産業への支援による新規雇用創出のほか、高校生の県内就職率の改善や技能実習生など、外国人材の受入れ増加等の成果により、人口の社会減は、全体としては改善傾向にあります。

一方で、全国的な人手不足による採用市場の競争の激化により、県内大学生の定着や、福岡県、首都圏等に進学した本県出身者のUターン就職などの進捗に遅れが見られた項目もあり、最終年度における目標達成に向け、国の地方創生2.0の政策とも連動しながら、地方創生施策の充実、強化を図る必要があると考えております。

なお、企画部関係のK P Iである6項目について、目標値を設定していないものを除いた5項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したものが3項目、令和6年度の目標値を達成したものが2項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析結果を踏まえ、取組の充実、強化を図りながら、最終目標の達成に向けて、引き続き施策の推進に努め、総合計画、総合戦略の実現を図ってまいります。

民間企業との連携について。

去る8月25日、県と大成建設株式会社は、全国での活動のノウハウやオープンデータを活かし、年々頻発化、激甚化する自然災害に対する防災まちづくりや観光振興の共創など、地方創生の推進を目的としたデジタル技術活用によるまちづくりに関する連携協定を締結したところであります。

今後、双方の資源を有効活用しながら、D Xを活用した新しいまちづくりや地域活性化に関

することなど、地域振興や県民サービスの向上に連携して取り組んでいくこととしております。

引き続き、県内外の民間企業等との連携の上、地方創生の更なる推進に努めてまいりたいと考えております。

ドローンの社会実装等の推進について。

県では、昨年7月にドローン需給のマッチングサイト「長崎県ドローンプラットフォーム」を開設し、ドローンサービス事業者と利用者とのマッチングを図り、様々な分野におけるドローンの利活用を促進しているところであります。

そのため、8月から今月にかけては、島原市及び県庁において、「測量」・「点検」をテーマに、「長崎県ドローンプラットフォーム」を登録事業者と建設業関係者とのマッチングイベントを開催し、実際に使用するドローン機体の展示や利活用に係る相談会を実施しました。参加した建設業関係者からは、「ドローンの活用方法や得られるデータなどを見ることができ、利活用のイメージが湧いた」などの声をいただいております。

また、ドローン活用における実証フィールドの創出については、「新技術実装連携“絆”特区」に係る国の調査実証事業や県の補助事業を活用し、民間事業者等による先駆的なドローンサービスの実証を推進しております。

その中でも、今年度の国の調査、実証事業では、本県関係で全国最多の4事業が採択され、日本では初となるドローンのエリア単位でのレベル4飛行による医薬品、日用品配送のほか、A I技術を活用した目視外飛行のルート拡大などの実証が行われる予定となっております。

今後も、様々な分野におけるドローンの利活用促進のため、ドローンサービスの需給創出の拡大を図るとともに、国や民間事業者、地元市

町とも連携しながら、特区制度等を活用した社会実装を推進してまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【山下政策調整課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会、議員との協議等の拡充に関する決議に基づきまして、本委員会に提出しております企画部関係の資料についてご説明申し上げます。資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、令和7年6月から令和7年8月までの実績は、記載のとおり1件となっております。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、令和7年6月から令和7年8月までの間に、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、4団体から計8件となっております。

その内訳といたしましては、大村市が3ページから4ページまで、長崎県町村会が、5ページから11ページまで、壱岐市が12ページ、島原市が13ページから14ページまでとなっております、それぞれに対する県の取扱いにつきましては、記載のとおりでございます。

続きまして15ページをご覧ください。

附属機関等会議に係る結果報告でございます。令和7年6月から令和7年8月までの実績は、長崎県総合計画・総合戦略懇話会及び長崎県まち・ひと・しごと創生対策懇話会の2件でありまして、

その議事概要につきましては、16ページから17ページにお示しをしておりでございます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

次に、政策企画課企画監より補足説明を求めます。

【川瀬政策企画課企画監】新たな長崎県総合計画素案についてご説明申し上げます。

表紙に、長崎県総合計画（素案）と記載された資料をご覧ください。本素案は、6月定例会でお示しした素案骨子を基に、数値目標や主な事業を追加し、内容を具体化したものです。

加えて、県議会、有識者懇話会、地域別意見交換会、市町ヒアリング等でいただいたご意見を反映し、最終案に近い形で取りまとめております。

それでは、素案骨子から追加した点や変更点を中心にご説明いたします。まず、6ページをご覧ください。

素案骨子では、基本理念の考え方を示してありましたが、今回の素案では、県民の皆様に分かりやすく伝えるメッセージとして、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」というフレーズを新たに掲げております。この基本理念の下、県民の皆様とともに新しい長崎県づくりの実現に全力で取り組んでまいります。

続いて、10ページをご覧ください。ここでは、基本理念の実現に向けた基本姿勢を記載しております。これは全ての政策分野に共通する視点であり、素案骨子から大きな変更はございません。また、11ページ以降には、新たに、ながさきブランディング・情報発信戦略の推進ページ

を追加しております。

続いて15ページをご覧ください。15ページでは、基本理念を実現するための政策分野別の柱立てを示しております。素案骨子と同様に、五つの柱を掲げておりますが、中央の柱について、名称をしごと創生からしごとに変更いたしました。この変更は、6月議会総務委員会でのご意見を踏まえたものであり、先端技術やスタートアップなどの新産業創出のみならず、農林水産業、地場産業、今ある産業の振興にしっかりと取り組んでいく姿勢を反映しております。名称変更については、有識者懇話会からもご了承をいただいております。

続いて、16ページをご覧ください。16ページには、5本の柱を構成する基本戦略と施策の体系図を掲載しております。「くらし」の柱においては、健康づくりを前提として、医療、介護体制の確保が重要との考えから、施策の記載順を見直し、地域の医療・介護サービス確保及び充実を先頭に記載しております。

その他の記載内容は、素案骨子から大きな変更はございません。

続いて17ページ以降は、SDGsの目標と各施策との関連を示す整理表を設けております。

続いて、23ページをご覧ください。23ページから144ページにかけては、12の基本戦略とそれに基づく45の施策を記載しております。さらに、施策の実現に向けた具体的な取組を、事業群として整理しております。

24ページをご覧ください。24ページを例にご説明いたしますと、上段には施策の10年後のめざす姿、その下に現状や課題、成果指標、施策の概要を記載しております。

25ページから26ページには、事業群ごとの主な取組と数値目標を示しております。

成果指標につきましては、県民の皆様に分かりやすく伝えるため、可能な限り定量的なアウトカム指標を設定し、定期的な検証が可能なものとしております。

なお、この45の個別の施策につきましては、各常任委員会に所管部局の事業群一覧や数値目標の設定理由、根拠を配付させていただき、関係部分のご議論をお願いしているところでございます。

続きまして、大きく飛びますが、145ページをご覧ください。145ページから165ページまでは、県政全般にわたる重要課題をテーマ別に整理しております。県政全般にわたる幅広い施策展開が必要な分野や、長崎県ならではの特性を活かして、県全体の発展につなげるべき分野について体系的に整理し、お示ししております。

素案骨子において、人口減少への取組として位置づけていた地方創生の取組、経済成長を目指す県民所得向上への取組に加え、離島振興を図る「ながさき しまの創生プロジェクト」、そして海外との交流を活発に進める「国際県ながさき」の四つのテーマにつきまして、それぞれの目指す姿、現状、課題、本県の特性等を整理し、数値目標と主な取組を記載しております。

続いて、166ページをご覧ください。166ページからは、地域別の取組を記載しております。素案骨子では、振興局単位で方向性のみを示しておりましたが、地域別意見交換会や市町ヒアリングの意見を踏まえ、より具体的に整理いたしました。各地域の特性を明示し、3から5の目指す姿と、それに向けた取組の方向性、特徴的な事例を記載しております。

なお、県内全域で共通して取り組む事項は計画本体に記載し、推進してまいります。

続いて最後に、最終ページの208ページをご覧

ください。ここでは、計画の着実な推進を図るための県庁内部の仕組みを記載しております。行財政運営、PDCAサイクル等のマネジメントサイクルの展開について概要を示しております。

最後に、今後のスケジュールについてお伝えいたします。

本素案につきましては、今月16日から10月6日までパブリックコメントを実施しております。併せて、市町や関係団体への意見照会も行っております。また、10月上旬には有識者懇話会の開催を予定しており、いただいたご意見を本議会でのご意見とともに計画案に反映し、11月定例会に議案として提出する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、29番、30番、33番、44番であります。

陳情書について、何かご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料についてご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、次に、

議案外所管事務一般についてご質問ありませんか。

【中村(俊)委員】それでは、私からはですね、各委員会共通資料の長崎県中期人口見通し、そして次期総合計画含めてですね、幾つか質問をさせていただきます。

当該資料をですね拝見しておりますと、2024年10月1日現在の本県の推計人口は約125万1,000人で、2015年からの10年間で約12万6,000人、パーセンテージにして約9%の減少となっております。特に、2024年の自然動態においてはですね、出生数が7,000人と、10年間で約4,000人の減となる一方で、死亡数は約2万人と、約3,000人増加しておりまして、自然減の幅が拡大をしております。

こうした状況を踏まえまして今般、本県では、次期総合計画の素案と併せて、2035年までの長崎県中期人口見通しを策定されておられますけれども、この推計をどのような意図でまず作成されたのか、お伺いをいたします。

【川瀬政策企画課企画監】次期総合計画は、10年後の長崎県の将来像を見据え、今後5年間の政策の方向性を示すものであり、地方版総合戦略としても一体的に取り組む予定としております。その策定に当たりましては、社会経済情勢や人口の現状を踏まえる必要があるため、人口動向の分析に加えまして、県民アンケートの結果や施策目標の設定を勘案し、2035年を見据えたこの中期的な人口推計を計画の基礎資料として作成いたしました。

【中村(俊)委員】ありがとうございます。

今のご説明の中で人口動向の分析とおっしゃいましたけれども、その分析についてももう少し詳細をお聞かせ願います。

【川瀬政策企画課企画監】まず、自然動態につ

きましては、出生数に影響を与える女性人口と合計特殊出生率等の2020年から2024年の5年間の動向などを捉えました。

さらに、社会動態につきましては、2020年から2024年の5年間の社会減少率の動向を捉えるなど、自然動態、社会動態の両面から分析を行っております。

また、この人口動向の分析に関連いたしまして、この中期人口見通しを作成するに当たりましては、国立社会保障・人口問題研究所を訪問いたしまして、合計特殊出生率の扱いなどの自然動態や社会動態の見通し等についてご助言をいただいております。

【中村(俊)委員】人口減少が加速をする中、2035年を見据えた中期人口見通しの策定は、次期総合計画の実効性をですね、高める上で必要不可欠な取組であると理解をいたしました。

また、自然減の拡大という厳しい現状、現実とですね、向き合いながら、県民アンケートや施策目標など多角的な情報を基に将来像をイメージして描いていく姿勢というのは、計画の実効性を高める上においても非常に重要であると、私も感じております。

人口動向を可能な限りの的確に捉えた上で、持続可能な地域づくりに向けた施策の展開が必要だと思っておりますので、しっかりとその取組については邁進していただきますようお願いをしたいと思います。

そして、続きまして社会動態のですね、現況と若者の県内定着促進について伺いますが、本県の社会動態を見ると、2022年以降はですね、転出超過数に一定の改善が見られるものの、若い世代、特に女性の県外転出が依然として続いております。

私は、若者が夢や希望を持っても、進学や就

職のために県外へ出ていくことそのものについてはですね、自然の流れであるというふうに考えます。女性の転出超過がですね、大きい現状というのは、出生率の低下あるいは地域活力の創出に直結する大変深刻な課題であると考えます。

こうした若者の県内定着促進の改善に向けて、本県としてどのような施策を展開していくのか、基本的な考え方と今後の方向性について伺います。

【川瀬政策企画課企画監】本県の社会動態は、立地企業の事業所増設や大型複合施設の開業などにより改善傾向がございます。

しかしながら、若い世代、特に女性の転出超過は依然として続いており、将来の担い手確保や出生数の減少に直結する重要な課題であると認識しております。

次期総合計画におきましては、若者や女性をはじめ、誰もがチャレンジし活躍できる環境づくりを推進し、魅力ある雇用の場の創出、働きやすい職場環境の整備、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援、共家事・子育ての普及などに取り組んでまいります。

これらの施策を市町、関係団体、民間企業等と連携しながら展開し、若者の県内定着に努めてまいります。

【中村(俊)委員】若者の定着促進にはですね、雇用や子育て支援だけではなくて、地域の魅力をどう具体的に発信をしていくのかも重要な要素であるというふうに思います。

県が多様な主体と連携をしながら、働きやすさや暮らしやすさの向上に取り組む姿勢は評価をいたしますが、今後はですね、若者の視点を取り入れた地域づくりや情報発信、重ねまして、U・Iターン含めて女性が輝ける、あるいは活

躍できる環境整備などにもですね、ぜひ力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

そして、続きまして推計の前提条件と結果についてお伺いをしますが、人口推計に戻りますけれども、人口見通しは、地域の将来像を描く上で有効な基礎となる資料であり、政策の方向性を定める上でも重要な役割を果たすものであるというふうに考えます。特に、出生、死亡の自然動態や転入・転出の社会動態を見通した上で、現実的かつ説得力のある推計を行う必要があるというふうに思いますけれども、ここで今回県が策定した長崎県中期人口見通しについて、どのような前提条件を設定をしたのか、またそれに基づき導き出された具体的な推計結果について、分かりやすくご説明をお願いします。

【川瀬政策企画課企画監】この中期人口見通しにつきましては、合計特殊出生率や社会移動等の仮定に基づき、10年後の2035年の人口について、A、B、C、3パターンで推計を行いました。まずA推計、分かりやすく言いますと、政策がしっかりと発揮されたシナリオについてでございますが、出生率が段階的に推移いたしまして、10年後の2035年には、県民の希望出生率1.84に上昇いたします。社会動態は2040年に均衡すると仮定しております。その結果、総人口は約110万9,000人と推計しております。

続きまして、B推計につきましては現状維持シナリオというところが、分かりやすくいたしたものでございます。出生率は、令和6年の実績値1.39で推移します。社会動態は、2023から2024年の年間社会減少率で推移いたしまして、総人口は約108万9,000人と推計しております。

最後にC推計、人口動態が悪化したシナリオでございますが、出生率は2020年から2024年の

平均減少率に基づきまして、2030年に1.09まで低下し、その後も同水準で推移すると仮定しております。社会動態は、同期間の平均社会減少率で推移すると仮定しております。その結果、総人口は約105万8,000人と推計しております。

この結果、AとCの差は約5万1,000人となっております。

【中村(俊)委員】出生率や社会動態の仮定に基づいて三つのパターンで推計を行った点、これにつきましては、やはり将来の不確実性に備えた計画策定の姿勢として評価をさせていただいております。特に、政策効果を織り込んだA推計と動態悪化を想定したC推計の差が約5万人に及ぶことは、施策の有無が人口構造に与える影響の大きさを示すものであるというふうに理解をいたします。

現状維持ではなくて、希望出生率の実現や社会移動の均衡に向けた具体的なこの取組が、今後の人口減少対策に必要であると改めて感じております。

この点踏まえまして、またお伺いしますけれども、推計結果の次期総合計画への反映について伺います。少子高齢化の進行や人口減少の加速は、地域社会の持続可能性に深刻な影響を及ぼす重要課題であり、これに的確に対応するには人口動態の変化を踏まえた政策形成が必要であるというふうに考えます。

今回の中期人口見通しの推計結果は、今後の施策の方向性や優先順位を検討する上で極めて重要な判断材料となるものであるというふうに考えます。

そこで、県として推計結果をどのように受け止め、次期総合計画においてどのような形で反映をさせていくのか、政策の活用方針についてご説明をお願いします。

【川瀬政策企画課企画監】次期総合計画の地方創生の取組にもお示ししているとおり、国の地方創生2.0の基本姿勢と同様に、人口減少社会においても持続可能な社会の構築を目指してまいりたいと考えております。

若い世代や女性の転出を改善し、出生率の回復を図ることで、人口減少の緩和を目指すほか、定住人口に加え関係人口、交流人口の拡大を通じて経済の活性化や地域コミュニティの充実など、地域の好循環を促進します。

また、交通インフラ、地域の安全・安心、医療、介護など、暮らしの質の向上にも取り組んでまいります。

次期総合計画では、こうした考え方にに基づき、A推計で示している10年後の希望出生率1.8を目指して、まずは令和8年度からの5年間で1.64に、また、社会動態の均衡を目指して施策を展開してまいります。

【中村(俊)委員】定住人口だけではなくて、関係人口や交流人口を取り組みながら、地域の活性化を図る方針はですね、人口減少対策として非常に有効であるというふうに考えております。

希望出生率1.84の達成に向けた支援、企業誘致や、また移住施策によるですね、社会移動の改善など、具体的な取組を今後の成果につなげることが非常に重要になってくるものというふうに考えております。

また、次期総合計画が地方創生2.0の考え方を踏まえて、国の施策とも整合性を持って展開されることは、自然減あるいは社会減の抑制に向けた明確な目標設定と施策の実行につながるものであり、またA推計の達成に向けてですね、長崎県が人口減少に力強く対応していくことを要望いたしまして、私の質問は以上になります。ありがとうございました。

【鶴瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

部長説明にもありました、大成建設さんとの連携協定についてお尋ねをいたします。

非常に大きな会社の皆様のお力をお借りするという点では、非常にいい連携かなというふうに思っておりますが、この大成建設のデジタル技術を活用したまちづくりに関する連携協定、これを締結をされてます。ぜひ、効果的にですね、機能させるために進めていただきたいと思います。ですが、どう活かしていくのか、まずお尋ねいたします。

【内田政策企画課長】連携協定に関してご質問いただきました。

まず、意義等を最初にお話をさせていただきますけれども、複雑、多様化する本県の課題解決のためには、県、行政だけではなくて、民間企業や各種団体、様々な立場の方々と力を合わせて連携しながら地域活性化、あるいは県民サービスの向上に取り組んでいくことが必要だというふうに考えております。

こうした姿勢は、今回お示しをしております次期総合計画の素案においても、基本姿勢において、多様な主体との連携、協働ということで掲げております。

そうした中、今回の協定ですけれども、昨年度から大成建設の方からご提案がございまして、地域貢献の内容、あるいは連携の内容等、両方で協議をしまして、合意に至ったということで協定を締結したものでございます。特に、大成建設さんは日本各地の防災関連の取組実績のほか、まちづくりに関する共創活動を通じて培われた知見、ノウハウ、デジタル技術等をお持ちでございますので、県としましては、年々、頻発化、激甚化する自然災害に対する備えとし

して、そういったノウハウ等を防災まちづくりに活かしていく、あるいは観光振興や情報発信など、そのほかの分野におきましても、協議を進めながら連携、協力を図っていきたいというふうに考えております。

【川崎委員】防災まちづくり等々、その説明の中にもありましたけど、重ねて今ご説明いただいて、そういったイメージかなというふうに思っております。

少しですね、具体的にいわゆる一緒になって進めていただきたいと思うんですが、これ何かテーマを決めてですね、しっかりとやっていく、そういった手法ということで進めていかれるのかお尋ねいたします。

【内田政策企画課長】今回、締結をいたしました協定書におきましては、具体的に四つの連携事項を掲げてございます。順番に申し上げますと、DXを活用した新しいまちづくりに関すること、二つ目としまして、地域活性化に関すること、三つ目としまして、県政情報の発信に関すること、四つ目としまして、その他地方創生に関することというふうになってございます。

それぞれその4項目におきまして、デジタル技術を活用する観点ということで連携を進めていき、今後、関係部局を含めて詳細な協議を行っていききたいというふうに考えております。

【川崎委員】今後もこれからということではありましたが、既に何か具体的にですね、テーマを掲げて取り組んでおられるものがあるのかお尋ねをいたします。

【内田政策企画課長】今おっしゃられましたように、具体的な連携事業の構築はこれからではございますけれども、先ほど答弁しましたように、頻発化、激甚化する自然災害に対する備えとしまして、大成建設さんがお持ちのノウハウ、

それから技術等を活かして連携できるんじゃないかというふうに考えております。

例えば、災害ハザードデータと年齢別人口データ、こういったものを組み合わせて、防災まちづくり等について、もう既に両方で意見交換を行い、取組内容の議論を始めたところでございます。

今回の協定締結を機に、関係部局も含めてさらに協議を重ねて、具体的な取組に深化させていききたいというふうに考えております。

【川崎委員】まだまだ具体的にはこれからなんだろうというふうに思っておりますが、私も、デジタル技術をですね、活かしたまちづくり、これですね、非常に私も高い関心を持ってましてですね。ぜひもう力をお借りしたいなと思っております。

審査がちょっと逆転してればスムーズに行けたんだと思いますが、長崎空港と新大村駅の自動運転の実証事業、これが採択にならなかったと。詳しくはまた、地域振興部のところで伺いますけれども、まさに大成建設さんが東京西新宿の方で実証事業をやられた経緯があってですね、ぜひこの不採択になったということの問題点、課題は明らかにするとして、ぜひここをですね、観光あるいはビジネス、そういったことで、この空港と新大村駅のこの二次交通というのは非常に大事な部分でありますので、何とかこれ、お力をですね、お借りして、引き継いでこうやっていただく、このようなことも検討いただきたいのと、ぜひ空飛ぶ車も前回の議会です、委員会で質問させていただきましたが、非常にこれもですね、社会課題には非常にすごいコンテンツといえますか、期待できる場所でもありますので、こういったところですね、お持ちのデジタル技術というところでお力

をお借りしたいなというふうに思っております。

それぞれの車に関しては、今の「新技術実装連携“絆”特区」、これは今活用を一生懸命されておられますけれども、そういった特区です、活用についてもぜひ前向きに連携を検討していただきたいなと思います。

ちょっとばたばたと幾つか言いましたけども、ぜひですね、それについてのご見解を賜りたいと思います。

【内田政策企画課長】委員が触れられましたように、今回の連携協定におきましては、大成建設さんがお持ちのデジタル技術の幅広い活用というものを図りまして、地方創生の推進に努めていきたいというふうに考えております。

繰り返しになりますけども、新しい総合計画の素案における基本姿勢の中でも、デジタル技術、あるいは国家戦略特区の有効活用というのは盛り込んでおります。

そういった意味でも、委員ご指摘のあった技術でありますとか、分野も含めまして、本県において最先端技術が活用され、または連携を図られて、それが本県の振興につながられるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【山田委員】次期総合計画の基本理念について伺いたいと思います。

次期総合計画の素案では、計画の基本理念の考え方が示され、長崎県は人口減少や少子高齢化などの課題に、全国に先駆けて直面する課題先進県として地域の力を結集し、デジタル技術や人材交流を活用した地方創生を推進し、新たな産業の育成や子どもたちへの投資などを通じて、持続可能で活力ある新しい長崎県づくりを目指すとされています。

また今般、「ながさきの誇りと希望を力に、

みんなで夢あふれる未来をひらく」という基本理念も示されているところですが、この理念に込められた姿勢や意味についてお尋ねいたします。

【川瀬政策企画課企画監】この基本理念につきましては、県民一人一人の長崎県に対する誇りや将来の希望を原動力として新たな姿勢を切りひらき、新しい長崎県づくりに挑む姿勢を示しております。また、ひらくを平仮名にしておりますが、未来を切り拓くだけではなくて、夢や希望が花開くという意味も込めております。

この基本理念の下、地域社会の基盤である経済の活性化に向けまして、力強い産業の育成や稼ぐ力の底上げを図るとともに、将来を担う子どもたちの能力と可能性を伸ばし、全ての世代が健康で安心して暮らせる社会環境づくりにこれまで以上に積極的に取り組んでまいります。

【山田委員】理念に込められた切り拓くと花開くの両面性が、挑戦と成長の両立を象徴しており、長崎の未来に対する前向きな姿勢が表れていると思います。

若者の地元定着を促す産業育成や様々な分野での新たな雇用の創出、子どもたちの将来の投資など、県民の暮らしと生活を支える具体的な取組が、今後さらに進むことを期待しております。

次に、互いに支え合う地域共生社会の実現について伺いたいと思います。現代社会では、複雑な課題を抱える人々への包括的な支援体制の整備が求められており、誰もが生きがいや役割を持ち、互いに助け合いながら暮らせる地域共生社会の実現が必要とされております。

また、情報環境の急速な発展や性の多様性の広がりにより、人権に関する課題も多様化、複雑化をしております。

さらに、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や障害、病気などにより支援を必要とする方々も増加しており、地域全体で支え合う仕組みの重要性が高まっております。

こうした背景を踏まえて、県では次期総合計画においてどのような施策を検討しているのか伺います。

【川瀬政策企画課企画監】次期総合計画におきましては、地域共生社会などにもきめ細かに対応するため、柱も「まち」、「暮らし」に分けて対応してまいります。

また、「暮らし」の柱におきまして、互いに支え合い、互いの人権が尊重され、一人ひとりの暮らしや生きがい大切にしながら地域を共につくっていく地域共生社会の実現を目指し、取り組んでまいります。

具体的には、高齢者や障害者など、きめ細かな支援が必要な方々やその家族に対して、地域での支援・見守り体制の充実、働く場の確保などを通じて社会参加を促進いたします。

また、認知症の方とその家族を地域で支え合える環境づくり、障害者が安心して暮らせる環境整備、困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援、予防に取り組めます。

さらに、地域住民、行政、NPO、ボランティア、自治体、学校、企業など、多様な主体による連携協働を推進し、県民への人権教育、啓発も強化してまいります。

【山田委員】地域で支え合う仕組みづくりや人権意識の醸成は、誰もが安心して暮らす社会の実現に不可欠であると考えております。多様性を尊重し合う社会は、地域のつながりや信頼を育む基盤となるものと感じています。性別、年齢、国籍などに関係なく、全ての人々が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、県として

今後も継続的かつ効果的な取組を進めていただくことを強く要望し、質問を終わります。

【鶴瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

【山本委員】おはようございます。

私の方から、テーマ別の取組のですね、この素案で言うとも145ページになるんですけども、この中の地方創生の取組ということで、伺いをいたします。

146ページにもありますけれども、国の方は平成26年から地方創生を開始して約10年。これを地方創生1.0というふうに言うんですけども、これを進めてきたんですけども、一部は効果が出ているのもあるんですけども、十分に普遍化ができなかったということで、今回、地方創生2.0ということを掲げられ、そして県でも動きは、適宜にそれに沿って政策展開されているんですけども、今回の計画の中でも、今度は国の地方創生2.0に合わせてというふうな形で進めていかれます。

そうすると、今回のその1.0と2.0の違い。1.0で何が問題で、何か課題として残って、これを踏まえて2.0でどういうふうに取り組んでいくのかということについて、総論的に伺います。

【川瀬政策企画課企画監】地方創生2.0は人口減少や東京一極集中の進行を踏まえまして、強い経済、豊かな生活環境、新しい日本、楽しい日本を目指す新たな地方創生の方向性を示されたものです。

地方創生1.0が、まち・ひと・しごと創生を軸に人口を押しとどめる前提で、移住促進など、都市から地方への流れをつくる施策を中心に展開されたところでございますが、この国の地方創生2.0の基本構想の記述を読みますと、国の評価につきましては、道半ばであるというふうな

評価をされております。自治体間での人口の奪い合いになったとの記述もございました。

こういった話に加えて、若者、女性の流出が止められなかったという反省もされております。

そういった点を踏まえまして、2.0につきましては、人口減少が進む中でも経済成長し、社会を機能させることを目的として、AIとかデジタル技術の活用、若者、女性に選ばれる地域づくり、自治体の区域を越えた広域イリュージョン連携などを掲げまして、より構造的、戦略的なアプローチがなされております。

また、2地域居住等の推進や都市部の人材の地方での促進活用など、関係人口の量的拡大、質的向上を図り、地域住民と関係人口とともに新たな地方創生を進めることとされております。

【山本委員】ありがとうございました。

この151ページの方に少し関係をしてくるんですけど、今お話があったように、いわゆる近隣都市間で人口の奪い合いというんですかね。だから、人口が減ってるどころ同士で人口を動かしてもプラスにならない。だから、東京とか人口が増えてるところ、大きなところから移住であったり、増えてくる分については、それなりの効果があるというふうになるんですけども、なんかそこは十分じゃなかったというふうな今お話でした。

この中で、人口減少社会での成長イメージの中でですね、いわゆる定住人口に加えて交流人口ですね。よく以前から言われている交流人口、それから最近言われている関係人口ということで、住所地以外の地域に継続的に関わる人という定義がされているんですけども、先日、この関係人口に関係する概念としてですね、共感人口という言葉を目にしましたが、共感ですか

ら共に感じるということになるんですけども、これが結局、その居住者でもないし頻繁に訪れているわけではないんですけども、その地域の取組に共感し、何らかの形で応援をしている人たちと。

特に今、デジタル時代の中ですね、地域に足を運ばなくても、例えばSNSで地域の情報を拡散をしたり、電子商取引であったり、ふるさと納税であったり、こういった形で特産品を購入するということで、この地域に共感をして、これはふるさと納税もそうなんだろうけども、地域に共感をして、この地域に関わってくる人たち、こういった人たちというのを少し定義をしてですね、これに向けて取組を進めていただきたい。

具体的には、やっぱり共感をしてもらうためには、ただ発信をして、いいねがついただけということではなくてですね、やっぱりそこにはストーリーであったり戦略的なものが必要になってくるので、そのリアルな地域の魅力をきっちり磨き上げる。それから、その魅力をですね、効果的に発信をするというふうなマーケティング力というんですかね、こういったものも必要になってくると思うんですけども、こういった共感人口というものに関する県の考え方をお伺いします。

【川瀬政策企画課企画監】委員がおっしゃいました共感人口につきましては、私、新聞の記事の方を読ませていただきました。共感人口とは、関係人口、交流人口と同様に、地域との接点を増やす視点であり、デジタル社会における共感でつながる新しい人口の概念であるというところは、その記事を読みまして承知をしております。

また、先ほど委員もおっしゃられましたEC

サイトで特産品を購入するだとか、あと、ふるさと納税を通じて支援というところは、県がまさに力を入れているところというふうに認識しております。

こちらのデジタルマーケティングを、活用したECサイトへの展開というところも、今回の次期総合計画の物産ブランドの施策としてしっかりと入っております。

先ほど、あと委員もおっしゃいました地域の魅力の磨き上げだとかというところは、しっかりと取り組んでまいりまして、定住人口のみならず、関係人口とか交流人口、また今回のこの共感人口も含まれると思いますけれども、こうした流動的な人口の受入れや活用を通じて、地域の魅力とか価値を再発見して、持続可能な社会の在り方を模索していくことが重要であると考え、またこれまで重視してきた量的な人口維持だけでなく、質的な豊かさだとか、地域の持続可能性を高めることもこれからの施策の重要な方向性の一つと考えております。

【山本委員】ありがとうございました。

今やっぱりこちらの出身の方で都会に行かれてる方とかですね、何らかの関係のある方たちは、やっぱり物理的に帰ってこられない。その中で、例えば2地域居住であったり、そういったもののいろんな今仕組みができてるんですけど、なかなか2地域居住もハードルが高いということで、少しずつ外にいるんだけど、そこから少しずつ内側に近づいてくるというふうなアプローチは必要なんだろうなというふうに思っておりますので、今おっしゃったような形でいろんな何とか人口という名前はいろいろ出てくるかもしれませんが、そういった関わりを持つ人をですね、増やしていくような施策を取っていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時57分 休憩 —

— 午前10時57分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午前10時57分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年9月26日

自 午前10時 0分
至 午後 零時 2分
於 委 員 会 室 1

川口 正剛

新幹線対策課長

松島 勝久

県庁舎跡地活用室長

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委員長(分科会長)
大久保堅太	副委員長(副会長)
田中 愛国	委 員
徳永 達也	//
山田 朋子	//
川崎 祥司	//
山本 由夫	//
宅島 寿一	//
堤 典子	//
中村 俊介	//

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

渡辺 大祐	地 域 振 興 部 長
峰松 茂泰	地域振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当)
南澤 佑典	地域振興部次長兼交通政策課長
椎名 大介	地域振興部参事監 (県庁舎跡地活用担当)
梅田真由美	地域づくり推進課長
中村 雅	地域づくり推進課企画監 (離島振興担当)
小橋 和則	市 町 村 課 長
萩田 勝則	土 地 対 策 室 長

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【鵜瀬委員長】 それでは、委員会及び分科会を再開いたします。

これより地域振興部関係の審査を行います。
審査に入ります前に、理事者側から新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【渡辺地域振興部長】 本日出席しております幹部職員のうち、7月10日付で発令がありました職員を紹介させていただきます。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【鵜瀬分科会長】 まず、分科会による審査を行います。予算議案を議題といたします。

地域振興部長より予算議案の説明を求めます。

【渡辺地域振興部長】 地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料2ページをお開き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第88号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳出予算で選挙費1億3,579万6,000円の増となっております。これは長崎市選挙区、佐世保市・北松浦郡選挙区の県議会議員補欠選挙の執行に要する経費を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為について。令和8年

度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

老朽化した高速線ジェットフォイルの更新支援について、物価上昇等に伴う船体価格の増額及び期間延長に係る令和8年度から11年度までに要する経費として、2,475万円を計上いたしております。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】 ありがとうございます。

次に、市町村課長より、令和7年9月定例会補正予算（案）について補足説明を求めます。

【小橋市町村課長】 私の方から、県議会議員補欠選挙費について補足説明をいたします。お手元の令和7年度9月定例会補正予算に係る補足説明資料（市町村課）をご覧ください。

長崎県議会議員につきましては、現在、長崎市と佐世保市・北松浦郡の2つの選挙区でそれぞれ1名の欠員が生じております。県議会議員の補欠選挙につきましては、公職選挙法の規定により定数1、いわゆる1人区を除き、通常、欠員が2となった場合に執行されますが、知事選挙が行われる場合には、欠員が1でも知事選挙と同日に補欠選挙を行うとされております。

したがって、両選挙区の欠員が1のままであった場合、知事選挙と選挙期日をあわせて執行することになりますが、今回の補正予算は、この知事選挙と同日選挙を前提とした予算となっております。その経費として1億3,579万6,000円を計上いたしております。

知事選挙の日程につきましては、既に県選挙管理委員会におきまして令和8年1月22日、木曜日を告示日、2月8日、日曜日を選挙期日と決定

いたしております。知事選挙と同日になる県議会議員の補欠選挙につきましては、知事選挙の告示を受け、初めて正式に決定されるということになります。

したがって、現時点におけます県議会議員の補欠選挙の日程としましては、1月22日に知事選挙が告示された後、通常どおりであれば投票日の9日前、1月30日、金曜日が告示日になるものと考えております。

続いて、3、予算額でございますが、本予算議案の承認をいただいた後、知事選挙と並行して準備を進めるため、年内に投票用紙や公営物費の作成等を行う予定としております。それらの経費といたしまして、①補欠選挙県分事務費を4,556万6,000円、②投票所入場券の発送やポスター掲示場の設置のほか、投開票の事務を行います長崎市、佐世保市、小値賀町及び佐々町の4市町に対する市町村交付金として、9,023万円を計上いたしております。

以上が補正予算に係る説明でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明は終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【山田委員】 選挙費について伺いたいと思います。直近でいうと参議院選挙がありましたが、掲示板の数、今度、県議選は、長崎市と佐世保市、佐々町、小値賀町で行われる選挙だと思っておりますが、掲示板の数の状況、推移を教えてください。

【小橋市町村課長】 ポスター掲示場の数でございます。長崎市選挙区が令和7年、参議院選挙の時点でございますが、748か所でございます。佐世保市・北松浦郡選挙区が678か所でございます。

【山田委員】参議院選挙の数をお示しいただきましたが、次期県議補選での数とかは、まだ今からでしょうか。

【小橋市町村課長】補欠選挙につきまして、知事選挙も同様でございますが、今から数字が出てくるということになります。

【山田委員】毎回ですね、やっぱり選挙ごとに人口も減ってますので、少なくなるのは理解をするところではありますが、投票率も低い状況がずっと続いていますので、今回、県知事選と同日開票で行われる選挙であります。効果的な広報、投票に行っていただくために市町村課の方では様々なことをやられていることは理解をしておりますが、今回新たに投票率を上げるために取り組もうとしていることがあれば教えていただきたいと思います。

【小橋市町村課長】今回の選挙啓発にあたりましては、知事選挙と県議会議員補欠選挙を同時に執行することを前提に、準備を進めております。

新たな取組としまして、啓発事業の多くについて、公募型プロポーザル方式を採用するということで、実は昨日、公告を行ったところであります。

プロポーザル方式の実施により、民間の広告事業者等のノウハウを活用し、ターゲットに応じた効果的な啓発を図ってまいりたいと考えております。具体的な事業内容につきましては、複数事業者から企画の提案を受けた上で、選定した事業者と仕様を調整し、決定していくことになりますが、仕様書においては、特に投票率の低い若年層に向けた啓発事業の提案を求めることとしております。

なお、プロポーザル方式でありましても全てを丸投げするというのではなく、これまで選

挙で実施してまいりましたポスター作成やテレビCM、SNS広告などは、引き続き契約の中で一部拡充するものを含めて実施いたします。その上で新たな啓発手法の提案を求めるということにしております。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第88号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第88号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

地域振興部長より総括説明を求めます。

【渡辺地域振興部長】地域振興部関係の議案についてご説明いたします。お手元の総務委員会関係議案説明資料2ページをお開き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第90号議案「長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例」であります。

この条例は、公職選挙法の一部改正により、個人演説会告知用ポスターが令和8年1月1日以

降廃止されること、及び公職選挙法施行令に規定される各種選挙運動の公営の単価が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した2件につき、損害賠償金合計40万5,108円を支払うため、去る9月2日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

後期過疎地域持続的発展方針等の策定について。

過疎対策につきましては、令和3年4月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度までを期間とする「前期」長崎県過疎地域持続的発展方針の下、各種事業が実施されているところではありますが、本年度は、令和8年度から12年度までの後期5か年の過疎地域持続的発展方針を策定することとしております。

この「後期」過疎地域持続的発展方針につきましては、前期方針を踏まえつつ、社会環境の変化や県議会のご意見も踏まえて策定することとしており、方針策定後、県及び過疎市町において過疎地域持続的発展計画の策定を進めてまいります。

続きまして、国境離島地域の振興について。

国境離島地域の振興については、平成29年の有人国境離島法の施行以来、法に基づく国の交付金を活用しながら、関係市町と一体となって、地域社会の維持、振興に取り組んでまいりました。

その結果、これまでの8年間で、移住者数は、

法施行前の年間100人程度から500人を超えるまでに増加し、新たな雇用の場が1,600人以上創出されたこと等により、一部地域では人口の社会増が達成されるなど、地域の活力向上や雇用の確保、交流人口の拡大等において成果が現れております。

一方で、進学や就職に伴う若者の転出、自然減の拡大に伴う人口減少が本土地域以上に進んでおり、国境離島地域における地域社会の維持、振興を図るには、令和9年3月末に期限を迎える現行の有人国境離島法の改正、延長が必要不可欠であると考えております。

そのため、去る8月22日、知事は、県会議長や関係市町等の皆様方とともに坂井内閣府特命担当大臣など関係者に対する要望活動を実施し、有人国境離島法に基づくこれまでの取組の成果等を説明した上で、この法律が確実に改正、延長され、関連施策の充実や必要な予算が確保されるよう要請いたしました。

今後、県では、関係市町や県議会からの制度改正の要望等を踏まえた意見書を取りまとめ、要望活動を実施するなど、支援策の充実、強化を伴う所要の法改正が行われるよう取り組んでまいります。

恐れ入りますが、総務委員会関係説明資料(追加2)、2ページをご覧ください。

地価動向について。

国土利用計画法に基づく地価調査について、県下447地点の基準地における7月1日現在の価格について調査を行い、去る9月16日に「令和7年長崎県地価調査の結果概要」について公表を行ったところであります。

県下の地価動向は、住宅地、商業地、工業地などを合わせた全用途での令和7年の対前年平均変動率はプラス0.1%で、前年の0.0%から0.1

ポイント上昇し、平成10年から続いていた下落から、上昇に転じております。

住宅地においては、令和7年の対前年平均変動率は0.0%で、前年のマイナス0.2%から0.2ポイント下落幅が縮小し、平成11年から続いていた下落が下げ止まり、横ばいに転じております。

また、商業地においては、対前年平均変動率は0.4%で、前年の0.3%から0.1ポイント上昇し、2年連続のプラスとなっております。

この背景としては、近年進められている都市部中心の開発への期待感や、都市部でのホテル等事業用地の需要及び住宅地需要などがいまだ堅調で、その効果が周辺部にも波及しているなど、全体的に平均変動率が上昇傾向となり、令和3年以降その傾向が継続しております。

一方で、都市部では地価の上昇が続いているものの、人口減少により過疎化が進む地域では地価の下落傾向が続いており、二極化が進んでいると分析をしております。

今後も引き続き、土地取引に関して円滑な運用を図るとともに、国が行う地価公示制度と併せて、一般の土地取引に対して適切な指標の提供に努めてまいります。

恐れ入りますが、総務委員会関係説明資料にお戻りいただき、3ページ下段をご覧ください。

松浦鉄道の今後の在り方検討について。

松浦鉄道については、地域住民の生活を支える移動手段として重要な役割を担っておりますが、人口減少や自家用車の普及による輸送人員の減少が進む中、厳しい経営環境が続いております。

このため、令和4年度に松浦鉄道の今後の在り方について検討を開始し、これまで長崎、佐賀の両県が主体的な役割を担いながら検討を行ってまいりました。

去る8月22日の松浦鉄道自治体連絡協議会総会において、一部区間のバス転換や、国の制度を活用した新たな支援制度について協議した結果、バス運転士不足や運賃値上げにより収益が改善傾向にあることなどから、当面の間、現状の路線を維持し、現在の施設整備補助のスキームを継続していくことが承認されたところであります。

今後は、松浦鉄道の経営状況を注視、分析しながら、同社と連携を強化し、更なる経営改善及び自治体による新たな支援の必要性等について検討を進めてまいります。

九州新幹線西九州ルートについて。

令和4年9月の開業から、今月で3周年を迎える九州新幹線西九州ルート（長崎～武雄温泉間）につきましては、令和6年度の1日当たりの利用者数が7,000人を超え、開業当時の水準を継続して上回るなど、順調に推移しているものと認識しております。

一方で、未整備区間である新鳥栖～武雄温泉間につきましては、国土交通省と佐賀県による幅広い協議が行われておりますが、いまだ整備方式が決定されておらず、議論の進展には至っておりません。

このため、今後の議論を前に進めるためには、西九州新幹線の効果をさらに拡大させるとともに、全線フル規格による整備に向けた一層の機運醸成が重要であると考えております。

そうした中、去る8月19日には、大石知事が、佐賀県の山口知事、JR九州の古宮社長との三者で、九州新幹線西九州ルートの現状や課題について意見交換を行いました。

大石知事からは、議論を進めるため、根拠のあるデータに基づいて具体的に検証する必要性を示し、環境影響評価の実施等を国に求めるこ

とを提案されました。

また、フリーゲージトレイン導入断念という経緯を踏まえ、国に対して具体的な解決策を求めること、間を置かずに関回の意見交換を実施することについて、三者間で認識が一致したことは、今後の議論を進める上で意義あるものと受け止めております。

恐れ入りますが、総務委員会関係説明資料(追加1)、2ページをご覧ください。

さらに、7月の石破内閣総理大臣の来崎時に九州新幹線西九州ルートに言及されたことを受け、去る9月4日には、外間県議会議長、沿線市長、市議会議長、県内経済団体の皆様とともに首相官邸を訪問し、林内閣官房長官同席のもと、石破総理に対し、フリーゲージトレイン導入断念に伴い増加が見込まれる地方負担など、想定される課題に対する具体的な解決策の提示や、環境影響評価の早期実施について強く要望するとともに、国が責任を持って主体的に調整を行い、関係者間の協議を加速させることで、全線フル規格による整備の早期実現を図るよう求めました。

恐れ入りますが、総務委員会関係議案説明にお戻りいただき、5ページ中段をご覧ください。

加えて、去る8月29日には、福岡市において、県内経済団体の主催による「九州新幹線西九州ルート整備促進シンポジウム」が開催され、九州各地から約800名の方々が参加されました。

このシンポジウムでは、中川大京都大学名誉教授から、高速鉄道整備の国際的な潮流を踏まえた日本の鉄道政策の在り方について基調講演があったほか、「全国新幹線ネットワークが地方にもたらすもの」をテーマに、観光振興や地域経済などの専門家によるパネルディスカッションが行われ、全線フル規格整備による将来的

な西九州地域の発展の可能性が議論されました。

こうした議論を通じて、全線フル規格整備の必要性について理解が深まり、九州全体で機運が高まったものと認識しております。

恐れ入りますが、総務委員会関係説明資料(追加1)、2ページをご覧ください。

去る9月6日には、JR九州が開業3周年記念イベント「GOWEST3」を開催し、一日限定で西九州新幹線が乗り放題となる「Tシャツきっぷ」の販売や、大村車両基地での新幹線かもめの清掃体験イベントなどを実施されたほか、新幹線各駅においても沿線市と連携したイベントが開催されました。

県では、県内周遊の促進を目的に、波佐見町やきもの公園で「かもめのよりみちフェスタ」を開催し、地元出身アーティストによるトークショーやヒラマサの解体ショー、特産品販売などを通じて県北地域の魅力を発信し、多くの来場者でにぎわいました。

恐れ入りますが、総務委員会関係説明資料にお戻りいただき、5ページ中段をご覧ください。

県としましては、引き続き市町や関係団体と連携しながら、新幹線効果の拡大に取り組むとともに、政府・与党をはじめ関係者に対して議論の進展や課題の解決について働きかけるなど、西九州地域全体の発展に資する全線フル規格での整備を目指し、力を注いでまいります。

新たな総合計画の策定について。

令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の五つの柱のもと、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生2.0の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島・半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図ることとしております。

また、施策の構築に当たっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実、強化したところであります。

このうち、地域振興部においては、主に基本戦略「地域の魅力で人を惹きつける」や「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」等に関連施策等を位置づけております。

基本戦略「地域の魅力で人を惹きつける」では、ながさき暮らしの魅力で呼び込むU・Iターンの促進やデジタルノマド等の関係人口と地域との交流促進に関する施策において、U・Iターン促進のための情報発信の強化や、デジタルノマドと地域との交流促進等に取り組んでいくこととしております。

また、基本戦略「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」では、離島・半島などの地域社会の維持、活性化や地域を支える公共交通の維持、確保に関する施策において、地域の特色を生かした地域づくりや持続可能な公共交通ネットワークの構築等に取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、

今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について。

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況については、施策体系を共通化し一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、令和5年度に実施した総合計画の一部見直しに伴う指標改訂の内容を反映の上、評価、分析を行ったところであり、地域振興部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である19項目のうち、目標値を設定していないものや実績値が把握できていないもの等を除いた18項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが8項目、令和6年度の目標を達成していないものの改善傾向にあるものが7項目、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが3項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである12項目のうち、実績値が把握できていないもの等を除いた11項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが5項目、令和6年度の目標を達成していないものの改善傾向にあるものが4項目、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが2項目となっております。

各計画とも、今回の評価、分析の結果を踏まえ、取組の充実、強化を図りながら、最終目標の達成に向けて引き続き施策の推進に努め、総

合計画・総合戦略の実現を図ってまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】次に、市町村課長より、第90号議案について補足説明を求めます。

【小橋市町村課長】私の方から、第90号議案「長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例」、いわゆる公営条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。横長の総務委員会資料、地域振興部の3ページをお開き願います。

はじめに、内容の（1）をご覧ください。この条例の第1条には、条例の目的としまして、選挙運動における選挙運動用自動車、ビラとあわせてポスターの公営について必要な事項を定めると規定しております。

本年4月に公布された改正公職選挙法では2段目の後段のとおり、個人演説会告知用ポスターが令和8年1月1日以降廃止されるとなっております。ポスター掲示場に掲示されるポスターの大きさは、例えば県議会議員の場合、42センチかける30センチ以内ですが、衆議院の小選挙区選挙、参議院の選挙区選挙、知事選挙の場合、原則として、このポスターに42センチかける10センチの大きさをあわせて作成することができます。このプラスして作成できる42センチかける10センチの部分が単独で作成された場合、個人演説会告知用ポスターというものに該当します。

今般の法改正による選挙運動に関する規格の簡素化の1つといたしまして、令和8年1月1日以降、全ての選挙における候補者の選挙運動用ポスターは、この個人演説会告知の記載の有無に

かわらず、42センチかける40センチ以内とされ、個人演説会告知用ポスターの文言が不要となりましたので、公営条例について所要の改正を行うものでございます。

続きまして（2）をご覧ください。こちら以降は、条例に定める公営単価の改正でございます。各種選挙を執行するための経費の基準につきましては、原則として参議院議員通常選挙が執行される年に3年に1回、物価変動など社会経済情勢を反映させるため、執行経費基準法の見直しが行われております。

そして、この基準法の基準額を参考としまして、実際の公営手続等を規定する、国政選挙の場合は公職選挙法施行令、地方選挙の場合は各自治体の公営条例等において、公営単価を定めることになっております。

今回、県議会議員の選挙並びに知事の選挙において公営の対象となります、①選挙運動用ビラの作成、②選挙運動用ポスターの作成にかかる経費について、従来と同じく政令で定められた単価にあわせて、増額の改正を行うものでございます。こちらは、7月の参議院議員通常選挙にあわせて、既に公職選挙法施行令が改正されておりますが、県においては来年の知事選以降適用となる見通しでございます。

以上が条例改正についての説明でございます。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】討論がないようですので、これ

をもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第90号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第90号議案は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【梅田地域づくり推進課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保」及び「県議会議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております地域振興部関係の資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。補助金内示一覧表でございますが、本来であれば6月議会で報告すべき5月分の内示2件につきまして、前回の報告から漏れておりましたので、今回記載をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

次に、3ページをお開きください。1,000万円以上の契約状況の令和7年6月から8月までの実績で、一般競争入札が1件、公募型プロポーザルを含む随意契約が5件となっており、一般競争入札に係る資料を4ページにお示ししております。

次に、5ページをお開きください。知事及び部局長等に関する陳情・要望のうち、令和7年6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものは佐世保市などからで、県の対応等につきましては、49ページまでお示ししているとおりとなっております。

次に、50ページをお開きください。附属機関

等会議結果につきまして、令和7年6月から8月までの実績は、長崎県土地利用審査会など計4件となっており、その内容については記載のとおりとなっております。

以上で報告を終わります。

【鵜瀬委員長】 次に、地域づくり推進課長より補足説明を求めます。

【梅田地域づくり推進課長】 私の方から、後期過疎地域持続的発展方針案についてご説明いたします。補足説明資料は、概要と方針案の2種類載せておりますけれども、3枚物の概要の方で説明をいたします。

この過疎方針は、いわゆる過疎法に基づき策定するものでございますが、まず、過疎法関係についてご説明いたします。1の（2）に本県の過疎地域を記載しておりますが、過疎地域は法で指定されており、本県では12市3町となっております。市町全地域が過疎地域となっているのが、島原市や平戸市など9市3町、市町の一部が過疎地域となっているのが3市で、旧町単位で指定されております。

過疎法は、昭和45年に初めて制定されておりますが、10年の時限立法となっており、直近では令和3年度から施行されているところです。過疎方針につきましては、過疎地域の持続的発展を図るため県が策定できるものとされており、県の方針に基づき、市町も計画を策定することができるようになっております。市町が過疎債等の財政支援を活用する場合は、市町が策定した計画に基づくものでないといけないため、県が策定する方針は、各市町の多様な過疎対策事業を想定しつつ、ハード・ソフト両面の幅広い施策を盛り込んでいく必要があります。

この県の方針ですけれども、前期と後期に分けて策定することとされておまして、今回お

示しておりますのは令和8年度から12年度までの後期5か年分となっております。後期方針は、法律の改正に伴う内容の追加などがございませんので、時勢や環境の変化を反映することが主な内容となっております。

今後は、県議会の議論を経まして、国に提出の上、国の同意を経て正式に決定することになります。

6に後期方針案の概要を記載しておりますが後期方針におきましても、住民生活に必要な生活・産業基盤の整備を進めるとともに、移住・定住の促進、産業の振興など、関連施策の強化、推進を図りながら、人口減少社会における持続可能な地域社会の形成、地域活力のさらなる向上につなげていくこととしております。

そして、Ⅱ、移住・定住、地域間交流の促進、人材育成から、12の再生可能エネルギーの利用の促進までの11項目につきましては、過疎法において定められている項目となっており、今回の方針案では、下線を引いている部分について、環境の変化など新たな内容を反映させているところでございます。

例えば、4の地域における情報化では、コロナ禍を契機にデジタル社会へ急速に進展していることや、本県が国家戦略特区制度の指定を受けたことなどから、項目の追加を行っているところでございます。

以上、後期過疎地域持続的方針案について説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。

次に、地域づくり推進課企画監より補足説明を求めます。

【中村地域づくり推進課企画監】 私の方から、有人国境離島法の改正・延長に関する意見書素

案についてご説明させていただきます。資料につきましては、1枚目の右上に資料1-1、地域づくり推進課と記載し、表題を有人国境離島法の改正・延長に関する意見書（素案）の概要についてとしております資料でご説明いたします。

部長説明にもございましたように、平成29年4月施行の有人国境離島法については、令和9年3月末に期限を迎えることから、県としましては法期限が確実に延長されるとともに、法の改正・延長に合わせた支援策の充実、強化が図られるよう、県内関係市町をはじめとして広くご意見をお聞きし、その結果を意見書として取りまとめた上で、国等への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

資料1ページ1、関係スケジュールでございます。今回の意見書素案は、本年3月以降、関係市町や庁内各部局等への照会等を行いながら作成しております。この3については、去る9月2日の県議会、離島・半島地域振興特別委員会でご説明させていただいており、その際いただいたご意見や本日の総務委員会でのご意見を踏まえ、来月に関係市町等から再度ご意見をお聞きした上で、意見書案としての取りまとめを行ってまいります。

その後、意見書案について、11月予定の離・半特別委員会など、県議会においてご審議いただいた上で意見書を確定し、12月に本意見書を基に、国等への要望活動を行うこととしております。

なお、有人国境離島法の改正法案については、現時点で令和8年度の通常国会で審議されるスケジュールとなるものと想定をいたしております。

次に2、意見書素案の構成についてご説明いたします。意見書の構成としましては、1、有人国

境離島法施行後の取組による成果、2、特定有人国境離島地域の地域社会の維持に向け拡充等が必要な施策。資料2ページになりますが、3、有人国境離島地域の保全に向け拡充等が必要な施策、4、必要な財政上の措置等の四つの柱立てで整理しております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。1、有人国境離島法施行後の取組による成果についてご説明いたします。現行の有人国境離島法は、平成29年4月の施行以来、初めて法期限を迎えますので、国等に対し本県における法施行後の取組による成果をしっかりと説明していくことが大変重要と考えております。

このため、意見書の一つ目の大項目として、取組による成果を記載しております。取組の成果について（1）社会減の改善等では、社会増減数について、法第4条の規定に基づく国の基本方針において、法の期限に向け特定有人国境離島地域における人口の社会増が施策の基本目標として掲げられており、法施行前の本県特定有人国境離島地域では約1,000人の社会減となりましたが、地域社会維持交付金等の法に基づく国の支援制度を積極的に活用し、航路・航空路の運賃低廉化、農林水産品等の出荷等に係る輸送コストの低廉化、雇用機会の拡充が図られたことにより、法施行後においては、社会減が総じて約4割改善しており、一部市町では社会増を達成していることを挙げております。

このほか、（2）新たな雇用の場の創出では、地域社会維持交付金の雇用機会拡充事業によって、8年間で890件の事業が実施され、1,658人の新たな雇用の場が創出され、移住者の増加や社会減の改善などの重要な成果につながっていること。

（3）交流人口の拡大では、地域社会維持交付

金の滞在型観光促進事業によって、もう一泊してもらうための仕掛けづくりや受入れ体制の充実が図られたことにより、国内観光客の延べ宿泊者数が、コロナ禍以外では順調に増加していること。

（4）農林水産業の維持では、基幹産業である農林水産業に関し、新規就農・就業者数、新規漁業就業者数及び農林水産物の生産額について、相談窓口のワンストップ化の実施等や、特定有人国境離島漁村支援交付金の活用のほか、地域社会維持交付金の輸送コスト支援事業によって、毎年一定の担い手が継続的に確保されており、また、農林水産物の生産額が維持されていることを挙げております。

2ページをお願いします。3、要望事項の主な内容についてご説明いたします。大項目の二つ目として2、特定有人国境離島地域の地域社会の維持に向け拡充等が必要な施策として、（1）から（7）までの項目を整理しております。

このうち、（1）から（6）までについては、国の基本方針の記載事項に沿って整理したものであり、（7）は国の基本方針には記載されていない内容を新たに取り組むべき施策として掲げております。

（1）航路・航空路の運賃低廉化では、離島住民及び準住民を対象とした地域社会維持交付金の航路・航空路運賃低廉化事業について、帰省客等を準住民の対象に追加することや、航路事業者等が運賃とは別に利用者から徴収することができる燃油サーチャージを支援対象とすることを掲げております。

（2）生活または事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減では、地域社会維持交付金の輸送コスト支援事業について、原材料等の輸入品目数を拡大することや、輸送手段の燃料費等の高

騰の状況を踏まえ、一事業者当たりの補助上限額を見直すこと、離島のガソリン流通コスト対策事業における補助単価を引き上げること。さらに、離島貨物航路における老朽化した船舶の更新（建造）や船員確保に係る補助制度の創設など、必要な措置を講じることを掲げております。

（4）民間事業者等の創業・事業拡大等の促進では、地域社会維持交付金の雇用機会拡充事業について、物価高騰等の社会経済状況を踏まえ、創業・事業拡大等に係る補助上限額を引き上げるとともに、高い効果が見込める事業について、さらなる引上げを可能とすることや、小規模離島において、雇用要件の緩和や補助上限額の引上げを行うことなどを掲げております。

3ページをお願いします。（5）滞在型観光の促進では、観光産業は裾野の広い産業であり、重要性をしっかりと打ち出していきたいため、法第4条第2項に規定する基本方針に掲げる事項に「滞在型観光の促進」を明記することなどを掲げております。

（7）新たに取るべき施策では、今後、本県特定有人国境離島地域の地域社会の維持、振興を図る上では、現行の支援制度の拡充等に加え、現行では措置されていない支援施策が必要であることから、持続可能な医療・介護提供体制の確保に対する支援の強化として、診療報酬・介護報酬制度の充実、強化を図ることや、社会増の実現に向けて市町等が実施する独自の移住施策についての支援を充実することを掲げております。

次に、大項目の三つ目には、3、有人国境離島地域の保全に向け拡充等が必要な施策として、国の基本方針の記載事項に沿って、（1）から（5）までの項目を整理しており、（1）国の行政機関

の施設の設置では、国の行政機関の充実、強化として、地域内に設置されている国の行政機関を維持し、体制強化を図ることなど、また、（3）港湾等の整備では、港湾、漁港、道路及び空港の整備に係る支援を拡充することなどを掲げております。

最後に、四つ目の大項目が4、必要な財政上の措置等でございます。地域社会維持交付金については、本県特定有人国境離島地域の地域社会の維持、振興に欠かすことができない支援制度となっており、今後においては地域の実情や燃料費等が高騰している現下の社会経済状況等に対応可能となるよう、対象事業の拡充をはじめ、制度内容の充実に取り組むとともに、必要な予算の確保等の財政上の措置が特に必要であることなどから、地域社会維持交付金や離島活性化交付金の有人国境離島法関連予算について、現下の社会経済状況等も踏まえ、必要な予算を確保することなどや、小規模離島に対する特段の配慮として、各種支援制度における補助率の引上げや要件緩和等の措置を講じることを掲げております。

なお、ただいまご説明させていただいた資料1-1のほかに、資料1-2としまして、意見書素案の全体版と参考資料1及び2としまして、法律や地域社会維持交付金の概要などを配付させていただきます。

以上で、意見書素案についての説明を終わらせていただきます。

委員の皆様からのご意見等を踏まえ、今後さらに内容を充実してまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受け付けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は29番、30番、31番、32番、33番、34番、35番、37番、44番、56番、57番、61番、68番となっております。

陳情書について何かご質問ありませんか。

【堤委員】 おはようございます。

陳情番号37番、平戸市からの要望書がありますが、その1番に離島航路対策支援の拡充についてというのがあります。離島は、フェリーなどが唯一の公共交通機関ですけれども、大変厳しい経営環境にあるということ。

それから、そのフェリーがドック入りしたときに代船が運航したりしますけれども、車両を輸送できず、人だけを輸送する場合もあるし、なかなかその事業者がほかの独自の対応として、そのドックに入っているところにフェリーを回しても、船員が高齢化したり成り手不足があったり、非常に安定的な運航が難しいということがここにあります。

離島航路における安定運航の確保と、それから各種船舶の情報共有及び相互ネットワークの構築ということについて要望が出されていますけれども、この要望について県の見解を求めます。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 平戸市からの離島航路確保、支援の拡充のご要望についての県の見解ですが、現在、県北地域においてドック期間の通常使っている船舶が造船所で修理、点検などの間、代船の確保については、現在、各事業者においてもしっかりと確保できていると認識しております。

今後、そういうことができなくなってくる可

能性があるということについては、我々も認識はしておりまして、そういった事態が生じないよう検討はしてまいりたいと思います。

それから、(2) 各種船舶の情報共有及び相互ネットワークの構築についてにおいて災害時の対応についてうたわれておりますが、災害時の対応につきましては、長崎県の地域防災計画や、九州と山口県の9県で災害時の応援連携協定を結んでおりまして、そちらの方で船舶の情報共有や、県の境目を越えた相互支援のネットワークの体制が構築できているところでございます。

それから、(1) に戻りますけれども、航路事業者におきまして、代船の共同船舶化の検討などが進められる場合は、県としてもその情報提供や必要な助言などを行ってまいりたいと考えております。

【堤委員】 災害時の九州、山口の9県の協力体制ということをお話になりましたし、必要な情報を提供していきたいということですが、本当にですね、普段フェリーで車両を輸送ができているのが、ドック入りのときに車両が輸送できないような、そういう船しか航行しないとなりますと様々な、ここにも書かれていますけれども、ごみ収集に支障を来したり、それから車で島外に通院などをする場合に非常に不便であったり、あるいは様々な生産資材の搬入が制限されたり、そういうことは本当に離島の島の日常生活に様々支障を来すと思うんですけれども、そういったところに対する支援というのはどうなるのでしょうか。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 そういった場合は、特段の予算などはないですけれども、船舶の使用可否についての情報提供などを、国と連携をしているところでございます。

【堤委員】 島民の皆さんが不安に思われたり、

生活に支障を来したり、できるだけ小さくなるような、やはりそういう情報提供、それから予算はないというお話ですけれども、どういった支援ができるかということをごすね、検討していただきたいと思ひますし、本当に島のそういう生活というのは、本土の方では考えられないような、やっぱり唯一の交通手段がうまく動かないというか、利用ができないというのは、本当に大変な支障になると思ひますので、そういったところの支援、何ができるかという検討していただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

【鵜瀬委員長】 ほかに質問ありませんか。

【川崎委員】 陳情の61の長崎県タクシー協会さんの陳情についてお尋ねいたします。

まずごすね、現在の業界の経営状況について、県の認識を伺ひます。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 現在のタクシー業界の経営状況についてごすねますが、全国のタクシー・ハイヤー連合会の調査によりますと、全国のタクシー事業における本年2月の営業収入についてコロナ禍直前の令和5年2月と比較いたしますと、7%の減収をしており、コロナ禍前の水準を回復するに至っていない状態でごすねます。

それに加えて、昨今の急激な燃料価格の上昇もごすねますので、県内のタクシー事業者においても深刻な経営環境に置かれているものと認識をしております。

【川崎委員】 コロナ禍以前にまだ戻ってないという状況にあつて、そういったまた燃料の高騰ということの背景、このようなことからの要望だというふうにお思ひしておりますが、どのように対応されていくのか、お尋ねをいたします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 県のタ

クシー協会からは、L Pガスに係る国の燃油価格激変緩和対策事業、それから県の公共交通事業継続緊急支援事業といった、燃料費関係の事業継続についてご要望をいただひしているところでごすねます。

まず前者のL Pガスに係る国の燃油価格激変緩和対策事業につきましては、令和4年の1月分から令和7年5月分までを、タクシー事業者に対して既に支援されておひまして、現在、令和7年6月、それから7月分を対象期間とした支援の申請を本年11月6日までの期限で国の方で受付をされているところでごすねます。

それから、県タクシー協会の要望の後者、県の公共交通事業継続緊急支援事業につきましては、燃料価格等の高騰により影響を受けた交通事業者に対し、その事業継続を目的として、国の重点支援地方交付金を活用いたひまして、公共交通事業継続緊急支援事業として実施してきたものでごすねまして、タクシー事業者に対しても令和4年度から6年度まで支援を行ってきたところでごすねます。

今後の支援につきましても、国の動向や燃料価格の動向をしっかりと注視しつつ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

【鵜瀬委員長】 ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問ありませんか。

【山本委員】 おはようごすねます。

この43ページというんでしょうか、島原市からの要望に対する回答ですね、島原鉄道に対する支援について伺いをいたします。

これにつきましては、6月の委員会でもお話を申し上げましたけれども、現在、長崎県地域公共交通活性化協議会の下に島原鉄道活性化検討部会というのが置かれていて、ここで具体的に検討を進めていくと。前回の段階では、いわゆる鉄道としてみなし上下分離にするのか、バス転換にするのかということで、方向性としては鉄道の方なんだけれども、いろんな費用負担の話ですね、各市との調整を続けているというふうなお話でした。

現在のこの検討部会の状況、それから各市との協議の状況について、まず伺いをします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】島原鉄道に対する支援に関する現在の検討状況でございますけれども、6月にご説明したときから引き続き各沿線の3市、それから島原鉄道との調整を続けているという段階でございます。

ちょうど今月、2週間ほど前にも、3市の各市長または副市長と面会し、県の考え方を伝えた上で意見交換を続けてまいりましたが、やはり費用負担のところがまだ合意に至ってないというところで、引き続き調整を行っているところでございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

この計画を進めるに当たってですね、県の方もこれまで、まずはその島原鉄道さん自体の収支改善、経営改善が必要だということで、これに関しては今、県と島原鉄道さんのその間でですね、島原鉄道さんのその収支改善計画等について話合いが行われているのか、それをお伺いします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】島原鉄

道の利用促進が非常に大事だと思っております、鉄道の利用促進協議会を通じて補助などを行っております。そのほか、九州MaaSを通じた一日券、二日券の販売や、インバウンドの取り込みなどの補助も決定されているところでございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

この陳情・要望に対する対応としてはですね、鉄道、もしみなし上下分離となった場合には、保有管理に対する新たな負担が生じるから、財政、県としても沿線自治体としても新たな財政支援が必要であるので、国に対して必要な予算の確保を求める。

それから、施設整備に関しても、結局地方が負担した分についての交付税措置の強化を要望しているということなんですけれども、現状、国の方の動きとしてはどういう状況でしょうか。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】国の方で次年度の予算化に向けた予算要求などが行われているところなんですけれども、まだ財務省との調整が始まったばかりと伺っております、今後、情報を収集してまいりたいと思っております。

【山本委員】 ありがとうございます。

ということは、今、県と市、市町さんかもしれませんけれども、その財政負担の部分について話す段階においては当然それはまだ、当然読めないということをやっている。

それ以外にですね、例えばちょっとこれは市とか県の話なんですけど、例えばふるさと納税であったり、これ島原さんであればクラウドファンディングであったり、こういったものでですね、この必要な事業費をですね、賄うというふうな話というのは何かあってるんでしょうか。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】先ほど

申し上げましたけれども、今月、市長または副市長と面会した中で、島原市とお話をしているときには、ふるさと納税を活用することも案としてその場では出ました。

ただ、安定的な財源ではないという問題があり、そこが解決できるのかなという疑問はその場では残ったところでございます。

【山本委員】 取りあえず最後にします。

以前お話をお伺いしたときですね、国に対してになるんですかね。鉄道事業の再構築実施計画というのを、これを提出をしないと、そういう手順、スキームが進まないと。これ自体がちょっと私の記憶、うろ覚えですけども、秋ぐらいまでに出さないと今年度、いわゆる来年度からの実施というのが難しいというふうに認識をしているんですけども、この辺のタイムスケジュールはどうお考えでしょうか。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 ご指摘の再構築計画につきましては、国の方では明確な期限というものはないのですけれども、来年度4月1日から新しいスキームを行うとなりますと、県や市の方でも2月議会での予算化などが必要になりまして、それを見越しますと、少し余裕を見て、できれば秋にやりたいとは思っておりますが、デッドラインは今年の冬だと思っております。

【山本委員】 ありがとうございます。

これ自体、とにかく残さないといけないという前提の中でですね、じゃあどういうふうに県の方にもお願いをするし、沿線市の方にもこれやっぱり負担をしなきゃいけないだろうというふうに思っておりますし、先ほちょっと紹介したような新たな事業費のですね、工面とか十分含めてですね、島鉄さん含めて、私も一緒に考えていきたいと思っておりますので、どう

ぞ引き続き、県のさらなる支援の方も含めてですね、よろしくお願いをいたします。

【鵜瀬委員長】 ほかに質問ありませんか。

【中村（俊）委員】 事前にお伺いしておくべきだったんですが、この場をお借りして1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

政策等決議資料の3ページのですね、契約方法の中の随契の括弧、公募型プロポーザルがございます。1番と2番、3番、6番になるかと思うんですが、これそれぞれ受注希望者、何社ずつあったかだけ確認をさせていただきたいと思います。

【中村地域づくり推進課企画監】 1番の令和7年度ながさき「しま」のビジネスチャレンジ開催業務委託につきましては、プロポーザルに参加した事業者数は4社でございます。

【梅田地域づくり推進課長】 2番目のデジタルノマド受入推進事業につきましては、2社の応募がございました。3番目のながさきU I ターン魅力発信事業につきましては、3社の応募がっております。

【松島県庁跡地活用室長】 6番目の県庁舎跡地に係る民間活力導入に向けた詳細調査業務委託につきましては、4社の応募がございました。

【鵜瀬委員長】 ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 質問はないようですので、次に議案外所管事務一般について、ご質問ありませんか。

なお、委員1人1回当たり20分程度前後に質問、応答をお願いします。ございませんでしょうか。

【田中委員】 議案外ということだけでも、総論的になるのが新幹線についてね、ちょっと議論を深めていこうと思うんで、まず部長にね、長崎県の当初のアセスルートが変更されてね、短

絡ルートになった。この県の選択、県の判断についての見解をいただきたい。

【渡辺地域振興部長】 ご質問ありましたのは、今の九州新幹線、西九州新幹線のルートがこの短絡ルートになったということについての県の考え方ということでございますけども、それはこれまで本当に新幹線の整備に関しては、この開通まで50年の経過がありまして、私もその経過については十分承知をしているところでございます。

短絡ルートになったということについては、長崎県としては苦渋の判断というか選択がありまして、そういう経過になったということだと認識しており、その後JR九州さんや関係者と協議を進める中でですね、今の形があるというふうに受け止めております。

【田中委員】 それはそれで一応聞いたということにしておきますがね、新幹線の開業効果、達成と書いていることに関してはね、我々は大変不満を持ってる。新幹線の完成でその開業効果の拡大、達成。県北は何もないよ。新幹線建設に対しての効果は。むしろマイナスだと思ってる。何の効果もない。

これは当時、朝長市長がね、いみじくもテレビでね、何も効果がありません、県北は。明言した記憶が私は思い出すけれどもね、当時の市長がね。今もってあなたたちは、新幹線ができたで、長崎だけが完成した、それはそれで認めるけどもね。長崎県の中の県北地域ね、佐世保を中心とした、何のプラスもない。

ハウステンボスあたりのお客がね、増えたということになれば、若干それはあったかなと思うけども、調査をしたことありますか。

【川口新幹線対策課長】 西九州新幹線開業に伴いまして、県北地域、あるいは県内各地にです

ね、どのような効果がもたらされたか、その調査をしたかというご質問でございます。

これに関しましては少し古い資料になるんですけども、開業1年間、開業して令和4年開業して1年間たった後のですね、新幹線の効果というのを長崎県の方で調査をいたしております。その際に調査した内容ですけども、西九州新幹線を利用して、長崎を訪れた観光客の方というのを調べております。これアンケートに基づいて調査をいたしておりますが、その観光客の数が開業1年間で約103万人、そのうち新規の観光客が33万9,000人ということになっております。

それに基づきましてですね、経済波及効果というのを試算をいたしておりまして、新幹線を利用した観光客が1年間でもたらした経済波及効果、これは県全体の数字にはなりますが、1年間で193億円という試算をいたしております。

それに合わせまして、その際に旅行会社にもアンケート調査をいたしておりまして、旅行商品でどのような宿泊先を選ばれたかというのを調査をいたしております。その際のパーセントにはなるんですけども、西九州新幹線を組み込んだ旅行商品による宿泊先、一番多いのはやはり長崎エリアでございまして46%ではございますが、2番目に多かったのは佐世保エリアで、41%という数字になっております。

それ以外の地域で申し上げますと、多い順でいきますと島原半島が7%、そして五島にもお客様は行かれておりまして、五島は約1.8%というような結果になっております。

【田中委員】 当時、私は佐世保市議会の議長をしてたからね、今もって、もう50年間近い政治生活の中で最大の屈辱だった。しかし、佐世保が反対すると新幹線もできないんですよと言わ

れると、最終的には容認とまでいかないけども、見過ごすほかなかった。その歴史がある中でね、当時の県と市の約束事というのがあるんですよ、一番大きな約束事。新幹線が博多までね、開通できれば、福岡まで開通できれば、武雄で直通乗り入れを、極端に言うとか束縛しますよというような話、これは西岡、当時の総務会長の卑下論だったけどね。まず長崎つくらせてくれ、あと佐世保もちゃんと考えるから、卑下論だった。

それが今、議論としてはもう一つ先に進んでね、長崎、武雄間が開通した、3年前。その先はどのようなのかという最大の課題があったはずだ、県は、その先をどうするんだ、武雄から先は。

この3年間、結果はね、私から見ると何も進んでない。一歩も進んでない。どうですか、見解聞かせてください、3年間。

【川口新幹線対策課長】 3年間どのような協議を行ってきたか、進んでいないのではないかというご指摘でございます。

まず、令和4年9月に開業して、この9月に3年迎えていると。この間でございますが、国と佐賀県で幅広い協議を続けられてきたというものがまずベースにございます。これ開業前の令和2年からですね、未整備区間をどうするのだということで、国と佐賀県の間で協議を重ねられてきた。その中におきましては、様々な検討がされております。三つのルートとか南回りのルートの検証とかもなさっておりますが、国と佐賀県の協議の中においてはですね、いまだ何か決定したものというのはないというのは事実でございます。

ただ、一方で長崎県といたしましても、当然佐賀県の理解を得られないとこの全線フル規格というのは実現しないというのは承知しておりますので、大石知事を先頭にですね、私どもと

しては佐賀県と様々な機会を捉えて、意見交換というのを重ねてまいりました。

その結果といいますか、実現したことというのが、この8月にもありましたけれども、大石知事と山口知事と古宮社長の地元の3社のトップがですね、新幹線についてどうするんだという率直な意見交換を交わすことができたということ。そして2回やっております。2回目が8月に行われたんですけれども、その際に一致した点ということで、先ほど部長の説明にもありましたけれども、国のフリーゲージトレイン導入断念の責任があるということで、それに対しての課題に向けた解決策というのを求めるということに関しては一致したということでございまして、今後、私ども長崎県、これまでも課題解決を国に対して働きかけてまいりましたが、今後は佐賀県と一緒にですね、佐賀県のお考えをお聞きしながら、どうしたことができるのかということをは話し合えるようになったということに関しては、一定前進しているものと考えています。

ただ、まだまだ道半ばといいますか、全然進んでいないというのも当然承知はしておりますが、少しでも、一日でも早く全線フル規格につながるよう、今後も努力してまいりたいと考えております。

【田中委員】 課長の答弁が、この三、四年ぐらいで少し変わってきたね、いい方に。

佐賀県の意向を聞きながらというような話がちょっと出てきたんですね。今までそんなことがなかったじゃない。長崎県の立場だけでね、一人でやりよった、国に対しての陳情にしたってどうしたって。

だから、その間、佐賀県と一緒にやらなければ何の効果もないんだよと、私はずっと課長には言ってきたつもりだけでも、少し変わってき

たような。課長が変わったって駄目だ、知事が変わらなきゃ。

それで結論ちょっと聞きますが、フル規格ということはね、佐賀県と長崎県の共有はできてるんですか。

あと、武雄から鹿児島を取りつなぐね、これについてフル規格でやるという結論が出てるのかどうか。

もう一つは、何と言ってもね、ルートが決まらなければ、アセスをやってくれなんておかしい話を長崎県についてはするなと思うけど、ルートが決まらなきゃどうしようもない。アセスはあった。一番当初計画でね。しかし、それだって短絡ルートで簡単に換えられてしまったんだ、アセスルート。簡単に換えられた、中央で。

だから、武雄から先どうなるかっちゃうのは、まだ私としては不明だなと思ってる。どうなるのか、鹿児島ルートにどうやってつなぐのかなど。もう既成概念としてずっと在来線をね、都市につなぐんだという話はもう消えてしまってる。武雄から先どうするのかというのは、白紙でも考えざるを得ない。

だから、フル規格の共用はできてるのか、ルートは長崎県と佐賀県で共通した認識に立っているのか、そこを聞かせてください。

【川口新幹線対策課長】全線フル規格とルートに関して佐賀県の考えと、それについて長崎県と佐賀県で合意している、合意というかですね、協議できているのかというご質問だと理解しております。

まず、フル規格に関してなんですけれども、これは山口知事がですね、佐賀県議会でご答弁なさっております。フル規格について、これは今までフル規格整備には手を挙げていないということは明言されております。

ただし、フル規格を否定したこともないということをおっしゃられているということで、これから議論していくということ。付け加えさせていただきますと、フル規格以外の選択肢がこれまであったと。いわゆるフリーゲージトレインでありますとか、あるいはスーパー特急、ミニ新幹線とかあったんですけれども、今議論なさっている、佐賀県の中で議論なさっているのは、フル規格で整備する場合についてどうなんだということを議論なさっているものと認識をいたしております。

そしてルートにつきましても、山口知事のご答弁がありまして、県議会の中では、ルートについて確たるものがなかったと。新たな話として、地元の合意が必要だという見解は示されております。

一方で、私ども長崎県といたしましては、まず運行主体であるJR九州、それから与党PTが、収支採算性であるとか、利便性の観点から、駅ルートが最適だというご意見であります。

それを踏まえまして、本県といたしましては、時間短縮効果、それから新幹線事業そのものの持続可能性、こうしたことを考えると、やはり駅ルートが最も合理性が高いというふうに考えております。

【田中委員】佐賀駅ルートに長崎県が固執する限り、進展は望めないですね。佐賀県も佐賀市もあり得ないと。私、直接聞いたわけじゃないけど、報道ではそういう報道になっている。佐賀駅通る新幹線はあり得ない。

長崎県は、いや佐賀駅だ、佐賀駅だ。JR九州も佐賀駅だと言ってたって、それは進まないですよ、進まない。

時間の関係でね、まとめるけども、要は今までの話は話、今後の話。次期総合計画があるで

しょう。令和8年度から12年度まで、何で長崎県と佐世保市が約束した直通運行の話が出てこないんだ、この中に、5年間のうちに。

ということは、あなたたちは新幹線の再開、工事の再開はずっと先だと思ってるわけだね。この5年間にあるとすれば、必ず長崎県と佐世保市の約束事についても言及があってしかるべきだ。何もない。企画部長にも、おかしくないかと言ったけども、それはもう地域振興部で指摘してくださいという話だった。企画は、上がってきたことをやってきた。肝心のあなたたちが全然その長崎県の佐世保市との約束を守る気がないと、新幹線対策課はね、そう断言せざるを得ない。その5年間の計画に入っていないんだから、何も文言が一言もない。

簡単にできるもんじゃないからね。いろいろ検討の時間が必要。私は、この5年間ぐらいで、これは私の話だけど、5年間ぐらいで新幹線の再開の準備もしなきゃいかんし、こっちもしなきゃいかんな。そして、建設期間は大体10年となってるのかな。15年先を目指してやらなきゃいかんという話にはなるんだけど、この5年間で準備をしとかなきゃ、約束事の準備を。

また国と一緒にね。むつの念書なんて、だまされたりだまされたりですなんて言うて笑われたけどもね。そんなもんじゃないと思うよ。長崎県と佐世保市が正式にね、武雄駅から乗り入れできるように努力をするという約束はね。それが何も将来計画の中に入っていない。

これは部長に聞こうかな。肝心なところ、こんな大事なことがね、何の文言も入っていない。もう長崎県は守る気がないのかどうか、部長から答弁を頼もう。

【渡辺地域振興部長】 ご指摘ございました、総合計画の中での県の取組、地域振興部の取組の

中でそういう記載がなかったということでございます。

私どもそういうお話お聞きしましたので、ここは今回案として示させていただいた中ですね、ご意見も踏まえてですね、そういったところもしっかり捉まえて、検討したいと思います。

【田中委員】 やっぱりね、行政同士の約束、石木ダムも、ちょっと関係ないけど石木ダムの問題についてもね、私はいつも疑問に思うんだけど、知事が変われば一からね、検討するなんてことじゃね、やっぱりうまくいかない。新幹線だってそうだ。知事が変われば方針が変わるっちゃうのはね、あんまりよくないと思うよ。やっぱり継続性みたいなものは担保してもらわないと。

それは昔の話だ。平成4年11月の話だから、平成4年11月議会で、長崎県議会、長崎県案が決まったんだよ、11月議会。私たちは傍聴してたけどね。やじってたけど、議会で。議長は一言も注意をしなかった、あの当時ね、県の議長は。

それは正当性があったからこそ、短絡ルート反対という。長崎県の均衡ある発展がね、そぐわれるんじゃないか、これでいいのか。長崎、諫早、大村はいいだろうけども、県北の佐世保が何で外されなきゃならないの。今もってね、外したことが私はよかったかどうかっちゃうのがね、身びいきだけどね、ばかなことに容認してしまったなという感じがする。

しかし、私も立場上、仕方なかった。勝手にやれって言って終わったけどね。

終わります。

【鵜瀬委員長】 ほかに質問ありませんか。

【川崎委員】 公共交通のことについてお尋ねいたします。前回の委員会でバスの分野ですか、前回の委員会で運転者不足に対して外国人材の

活用を検討してほしいと、このように申し上げました。

先般、佐世保市議会にて外国人材の採用に向け、佐世保市、バス事業者、そして日本語学校で協議中と、議論が行われておりました。実現には課題が多いと思いますけれども、もう避けて通れない状況かと思ってます。県下全域で運転手不足が深刻化する中に、着手が遅れる分だけ解決が遅れてしまうと思ってます。この外国人材活用の実現に向けまして、速やかに県がイニシアチブを取ってですね、推進すべきと考えますが、見解を伺います。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】運転士の不足は、バスのみならずタクシーやトラックなど、運輸業全体に共通する非常に大きな課題であると思っております。

その中で外国人の活用というのは、運転士不足に対する有効な手段の一つであると考えておりまして、県としても運輸業界と意見交換を行っているところでございます。

今後も意見交換を行い、課題について整理し、必要な取組を検討してまいりたいと考えております。

【川崎委員】佐世保市の事例からいくと、佐世保市と事業者、日本語学校と、まさによくできたコンソーシアムというか、そういうことなんだろうと思うんですが、やはり事業者さんだけではなかなか大変だと思っててですね、よって佐世保市も乗り込んだというふうに思いますが、ぜひこの県下全域ということであれば、先ほど申し上げました、イニシアチブを取ってですね、推進をしていただきたいなと思っております。

次にですね、バス運行の維持に欠かせない整備士についてお伺いをいたします。自動車の整備士資格取得の試験申請者が、昨年度3万5,504

人と、過去最低だったということが判明をいたしました。20年前の半分以上ということであります。整備士不足はつかんでおりましたけれども、自動車の安全運行に非常に大きな影響が生じるものとも思っています。

バスの安全な運行維持に整備士の方々は法定点検はもちろんですけれども、日常ですね、車両整備に取り組んでおられます。運行確保に運転者不足ばかり目線が行っておりますけれども、整備士不足もですね、重大な課題だと考えます。

分野は異なりますけれども、ドクターヘリがですね、搭乗する整備士が確保できずに運航休止を余儀なくをされて、命に関わる重大な問題となっております。バスにもですね、同様なことが起こることも限らないと思っております。運休すれば仕事に行けない、学校に通えない、病院に行けないなど、生活は混乱をします。

運転士不足はですね、運転者不足とセットで取り組むべきと、このように思いますが、見解を伺います。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】整備士の不足に関するご質問でございます。バスの安全運行におきまして、車両の整備というものは非常に重要でございまして、それを担われる整備士の確保は、喫緊の課題であると感じております。

そのため、国に対して要望する際に、運転士のみならず整備士も含めまして、地域公共交通の担い手不足の解消について、政府政策要望を行っております。

県といたしましても、整備士を含む人材確保に向けまして、昨年度に引き続き、バスなどの業界団体と連携した合同企業説明会を10月5日に開催する予定でありまして、自動車の整備科を有する県立の高等技術専門校にも開催案内を

送付するなど、取組を行っているところでございます。

【川崎委員】なかなかピークの半数ということはですね、かなり深刻でして、こちらでも外国人材の活用というところでもですね、少し報道等で知っておりますが、こういった分野でもですね、ぜひ検討いただきたいと思っております。

次にですね、新大村駅と長崎空港間におけます自動運転バスの実証運行についてお尋ねいたします。2024問題の影響で路線バスの運転手不足がさらに深刻化しており、今後移動サービスの提供が困難となる地域の増加が懸念をされるという環境の下、背景の下、国は全国における地域の移動手段の確保の観点から、デジタル技術を活用した移動サービスについて実証段階から実装への移行を加速化するため、社会実験に取り組んでいくとし、特定の条件下での完全自動運転であるレベル4自動運転を2027年度までに100か所以上で実現することを目指しているということで、県が令和6年度には地域公共交通ネットワーク再構築事業費2,000万円を計上し、さらに国の地域公共交通維持改善事業費補助金を活用して、県内において自動運転の社会実験等の取組を行うことで、交通事業者や市町における自動運転の検討、導入、促進につなげると、このような目途、資料をですね、ちょっと今かいつまんで確認をさせていただいてるところでございますが、このようなことからですね、まず伺いますが、令和6年度、昨年度、どのような事業にですね、取り組んで、そして成果を得られたのかお尋ねをいたします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】昨年度、令和6年度に行った事業でございますけれども、こちらは国の支援の下、長崎空港と新大村駅の間で自動運転バスの実証運行を行うために必要

となる道路や、周辺の状態を示した高精度な3Dマップの作成、将来の自動運転バスの事業性や、利用者、住民等の社会的な需要性についての検証、それからルート上の危険箇所を分析、評価するリスクアセスメント等を実施いたしました。

【川崎委員】令和6年度は事前準備ということでお取組をし、いよいよ今年の実証事業に取り組もうとされて、長崎県が応募申請をしていた国土交通省所管の地域公共交通確保維持改善事業費補助金のこの審査結果で残念ながら予算1億円は不採択になったということでありました。

一方ではですね、他の都道府県では54件も事業が採択をされているわけです。国は100か所目指そうとして、54件はもう採択をされた。なぜ、長崎県は漏れたんですか、お尋ねいたします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】令和9年度に特定の条件の下での運転士を必要としない自動運転レベル4で運行することを見越して、まず令和7年度は運転士による常時監視のもとでの自動運転レベル2での実証運行を行うために、国の補助事業に申請を行っていましたが、不採択となってしまったものでございます。

こちら、国から、レベル4自動運転の実現性や、いわゆる収支、採算性などから、自動運転バス事業の持続可能性のような点を審査で重視したというふうにお聞きをしておりますので、そういった視点から、現在、関係事業者とともに、不採択となったその要因の分析を行っているところでございます。

【川崎委員】レベル4事業の実現性ということは、そんなですね、難しい何か道路事情とか、幅は広いし、くねくねしてるわけでもないし、実現性がないようには思えなくてですね、問題というと、収支採算性ということについては、ここはやっぱりよくよく試算をしていく必

要があるんだろうとは思ってます。

空港と新幹線の駅、ここをつなぐということは、非常に象徴的ではあるんですが、果たしてそこを乗り継いでというようなことで、利用者が果たしてどの程度いたのかというところについては、よくよくやっぱり試算をしていただきたいなと思うのと、一方では、今現在もそのタクシーも、まさにもちろん、タクシーも必ず待っておられるという環境じゃないですもんね。議会でも移動しようと思うと、ちょっと難儀なことがありましたよ。

こういうことを考えるとですね、採算もさることながら利便性、こういった重要なですね、交通結節点をきちんとつないでおかないといけないということは大変重要なことでありまして、まずこの2次交通の確立としてですね、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っているわけでありまして。

この自動運転の実現に向けてですね、どのように対応していくのかお尋ねをいたします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】持続可能な地域公共交通を構築するために、自動運転技術の活用というのは、特に運転士不足が深刻化している昨今におきまして、重要と考えておりますので、引き続き県内の交通事業者や市町への自動運転に対するセミナーなどを行うなどして、県内における自動運転の推進について取り組んでまいりたいと思っております。

【川崎委員】 必ず実現してくださいね、これ。大変大事なテーマでありますので、よろしくお願いします。

次に、長崎県総合計画の進捗状況についてお尋ねいたします。資料の85ページ、県や市町の窓口を通した移住者の数というところで、令和3年度からの目標値、そして実績値が紹介をされ

ておりました。

令和3年度が目標に対して87%、令和4年は78%、令和5年は76%、昨年度は65%。ずっと下がってきてるわけですよ。原因は何でしょうか、お尋ねいたします。

【梅田地域づくり推進課長】移住者数の目標と達成率についてのお尋ねでございます。まず、現総合計画の目標の考え方について先にご説明します。現計画の目標につきましては、基準年である平成30年の県全体の転出超過数が約6,000人ございました。そのうち約半数の3,200人をこの県外からの移住者で確保し社会減を抑制しようということで目標を設定したものでございます。平成30年度の移住者実績が1,100人ぐらいだったということを踏まえますと、非常に高い目標を掲げて取り組んでいる状況でございます。

この間でございますが、コロナがございまして、地方回帰の流れといったことで、そういった機運も全国的に盛り上がりまして、令和3年には東京23区で初めて転出超過といったような状況も起こったんですけれども、コロナが終息し、この地方回帰の機運も一定落ち着き、現在、再び東京一極集中が加速化しているといった状況となっております。

また、この移住者につきましては、移住者の奪い合いといいますか、移住施策に力を入れている自治体が多くございまして、この移住者獲得競争が全国で激化しているといったような状況もございます。

本県の移住施策につきましては、県のみならず市町と連携をしながら、移住の促進に取り組んでございまして、年々増加傾向にはあるんですけれども、残念ながら目標達成率につきましては、少し低くなっているといったような状

況にあるというふうに考えております。

【川崎委員】 背景は分かりました。原因は何かということについては、もう少し詳しく分析をし、説明を行っていただきたいなと思っております。

ちょっとそういったことで本年度見通しもなかなか厳しいんだろうというように思いますが、先ほど目標の設定についての説明がありましたけれども、次年度の総合計画は目標をまたさらに下げてですね、2,600人ということにされております。ちょっとでも下げ過ぎじゃないですかね。

高い目標を掲げて取り組んでいって、何かもう白旗上げたような状況に見えますよ。もう少し力入れて取り組むべきと思いますが、いかがでしょう。

【梅田地域づくり推進課長】 次期総合計画の目標についてですけれども、令和5年の転出超過数が約4,000人、それから令和6年の転出超過数が約2,700人でございまして、現計画と同じような考え方をしてしまいますと、現在の実績より減少するため、次期総合計画ではこの転出超過数を基にした目標は採用しておりません。

今回、目標の考え方なんですけれども、まず日本全体で人口減少、少子高齢化が本格化しておりまして、また全国の移住者獲得競争も激化する中で、やはり移住者を増やすという状況は今まで以上に非常に困難な状況になっていくものと考えております。

ただ一方で、県、市町連携して取り組んでおりますので、やはり県として移住施策に力強く取り組んでいくということで、毎年増加していくということはお見せしたいと考えており、令和6年度の移住実績2,000人に加えて毎年100人ずつ増加させていき、最終的に2,600人の移住者を目指していきたいというふうに考えておりま

す。

【川崎委員】 しっかりした目標達成をお願いしたいと思います。

関係人口についてお尋ねいたします。資料85ページにありますけど、関係人口の創出と、また拡大につながる取組件数ということで紹介がされて、こちらは目標を掲げた数値をもうクリアをしているという報告であります。まず関係人口の実態、そして把握の仕方についてお伺いいたします。

【梅田地域づくり推進課長】 まず、関係人口でございまして、移住した定住人口でもなく、観光に来られた交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉とされておりまして、国の方では、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者とされております。

具体的には、地域のイベントですとかボランティアに参加する人、それからふるさと納税を通して地域を応援したりですとか、地域の農産物を通信販売で購入される方、それからSNSなどで地元の魅力をPRする人など、積極的に関わる方がいらっしゃる一方で、本県に中学校や高校までいた方、それから転勤で勤務したことある方なども関係人口ということができるため、その把握は非常に困難な状況であるというふうに考えております。

そのため、現計画の目標では、関係人口の創出や拡大につながる取組件数として、県が新たに関係人口の創出等に取り組んだ延べ件数ということを設定している状況でございまして。

なお、この関係人口の把握についてなんですけれども、国の地方創生2.0基本構想におきまして、関係人口の創出拡大を柱の一つとされております。その中で関係人口を見える化する仕組みとして、今後、実際に住んでいない地域に対

して継続的に関わる意思のある人を、ふるさと住民として登録して、登録者数や属性、地域への関わり方などをデータとして把握できるようにしていくというふうにされておりますので、このような国の動きも注視しながら、実態把握に努めていきたいというふうに考えております。

【川崎委員】定義が明確になってないから、もう把握しようがないということですね。何かちょっと雲をつかむような政策なのかなと思いますが、その把握の仕方について期待をしたいと思えますけど。この取り組んだ事業ですね、本当に件数はクリアしてるということでもあります。一、二個ぐらい、何か主な事業を紹介してください。

【梅田地域づくり推進課長】地域づくり推進課所管の分でございますと、ワーケーション推進事業でございますとか、今年度のデジタルノマド受入推進事業費などがございしますが、他部署でございますと、農林部の方の農山村ボランティアですとか、産業労働部の方のスタートアップ事業などが該当しております。

【川崎委員】ちょっと本県経済にどのような効果をもたらしたかというのをお尋ねしようと思いましたが、ちょっとなかなかですね、今の状況であれば聞いてもあれかなと思いますんで、その把握のことが明確になったそういったところもですね、ちょっと整理してお尋ねしたいなと思ってます。

ちょっとすいません。時間ですが、最後に離島の課題についてですね、お尋ねいたします。離島、ちょっと伺った、先ほどの公共交通に関わってくるわけですが、脆弱な状況なもんですから、厳しさも増しておりまして、一方ではそれに伴いまして生活の維持のために自動車はですね、必要な生活インフラとなっていると思っ

てます。

一方では、ガソリンなどの価格は本土地区と比べて割高でありまして、整備に関わる資材の運送コスト、いろんな部材だとか部品とか、そんなところ、コストも重なって、その価格転嫁をですね、ユーザーに転嫁すればユーザーの負担、そうでなければ整備工場の負担となって、いずれにしてもこの離島ですね、自動車保有環境は厳しい状況というふうに思ってます。

国境離島法は、離島に住み続けられることを趣旨として、航路・航空路の運賃に支援が講じられているわけですが、このようにですね、自動車維持のための課題、これもですね、国境離島に限るものではないなというふうに思っておりますので、まずですね、実態把握をですね、やっていただきたいんですね。その上でしかるべき支援をぜひ構築をしていただきたいというふうに思っておりまして、これについての見解を伺います。

【中村地域づくり推進課企画監】小規模離島においては、島内で車検が受けられない状況があるということは承知しております。県も市町から要望を受けているところですが、近年、具体的にこのような話題についての要望はございません。

そういったこともあって、まだ正確にどの島が車検を受けられないのかというような調査を行っておりませんので、一度そのような調査を試みたいと思います。

なお、この車検の費用負担が大きいということについては、離島関係の法令に係る27都道県で構成しております全国離島振興対策協議会という団体があり、その団体として要望活動を行っておりまして、その中で、車検費用の軽減を求めるといったことを要望しているところ

ろでございます。

【川崎委員】間違えないように、車検だけの話ではありませんから。自動車が壊れましたと、部品を取り寄せますと、そういったときにコストがかかるわけですよ。そういったところもあってですね、ぜひ適正な支援を検討いただきたいなと思います。よろしくお願いします。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

【徳永委員】長崎空港についてですけど、ちょっとお伺いをしたいんですけども、市の要望の中にも国際線についてですね、非常に要望されておりですけども、ただ施設の狭隘ということで、これ私も以前からそういう思いがあります。利用者数も302万人を超えたといいますけども、国際線も4万人に足らずということで、やはりこういったこの施設の影響もあるのではないかなという思いがありますけども、その辺どういうふうに受け止められるのか質問いたします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】長崎空港の国際線ターミナルにつきましては、施設が狭いことや、時期や時間帯により、出入国の手続に時間を要することから同一の時間帯で複数の便を受け入れることが難しいなどの課題があると承知しております。

全国的にインバウンドの需要が高まる中、長崎空港におきましても、国際線の運航の再開が進んでいるところでありまして、現在の就航状況や今後の路線誘致の動向も踏まえ、より適切な受入れ体制が確保できるよう、現在、空港関係者と検討を行っているところであり、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

【徳永委員】いやいや、もうそうじゃなくね、やる方向で考えなきゃならないんですよ。実際、私も議長のときにですね、空港ビルディング等ともお話をしております。

その一方でですね、やはり今のこの施設自体もですね、例えば売店についても、これも狭隘なんですね。それもいろいろとですね、もう50周年を迎えた中で、この施設の改修等をいくらかはやりましたけども、いろいろですね、消防法とかですね、いろんな問題もあって、なかなかその売店も面積も増やせないし、出店者についてもそういった影響があるということ。

これ踏まればですね、やはりこの50年を機に、やはりこの施設ターミナルの私は改修よりも、建設というのは非常に大事だと思いますけども、そのことについて、部長、これをどういうふうに捉えているのか。

そして、私はそういうふうにもうここですね、やるべきだと思っておりますけども、どうでしょうか。

【渡辺地域振興部長】私も先日改めて国際線ターミナルの方も見させていただきましたけれども、先ほど次長から答弁申し上げましたように、施設が狭隘であり、かなり老朽化しているため、まずはスピード感を持って対応する部分と、今後の就航状況といったものを踏まえて、体制や、整備の在り方をどういうふうにしていくかというところも考えながら、特に国の関係機関とも協議が必要ですので、そういったところを含めて、引き続きNABICはじめ空港関係者とも検討を進めてまいりたいと考えております。

【徳永委員】これもうやらなければですね、そういうね、国際都市長崎、そしてまた海外にも非常に知名度がある。クルーズ船も停まっております、船多い中ですね、なぜ空港がこんなのかと。やっぱりはっきり分かってるんですよ。だって4万人ですよこれ、外国の方が。

国際線のターミナルつけるところもないですよ、これはもう本気で、そんな悠長なことを言

ってる場合じゃないんですよ。九州で考えてもそれ分かるでしょう、数字がですね、どれぐらいかっちゅうのはですね。鹿児島空港なんか全然ですよ、それは。今、熊本もそうですしね。

いわゆる福岡空港から来るからいいんだというようなね、そういう考え方は駄目だと思うんですよ、僕はですね。ここは国内が300万人も来るんですから、先ほど言った、離島対策、定住いろんな問題がですね、そういうところもやはり長崎の場合は航空路というのは非常に大事なところでありますから、そこをしっかりとですね、国際線も含めた中で、今からやってもらいたい。それはそれでよろしくお願いしたいと思っております。

それともう一つはですね、先ほど田中委員からもありました新幹線ですけども、この新幹線というのは、私も今議連の会長をさせていただいておりますけども、今、佐賀の会長ともですね、いろいろと意見交換をしております。

先般、特別委員会で私申し上げましたけども、正直言って、佐賀県もですね、いろいろありますけども、しかし議連はですね、フル規格でということ、これはもう我々と共有しております。

その中でやはり一番の問題は、もう分かるように、予算、歳出、財政なんですね。今回のシンポジウム、福岡でもやったように、新幹線についてはやはりこれは国策なんだと。そして現在、今まではですね、日本がリードを取っていたこのこういった高速鉄道、そして鉄道事業等についてですね、もう今、諸外国にだんだん近づかれ、追い越されていってるという中で、やはりこれは西九州ルートだけではなくですね、全国の鉄道ネットワークを考えれば、やはりですね、こういったこの西九州ルートのこの短い区間でですね、こういうことをやってると。や

はり国ですね、リーダーシップ。ましてやこのルートについては、国の責任がですね、非常に大きいというのは、周知の事実でありますから、やはりそこをしっかりとですね、絞り込んでですね、やはりやらなければ。先ほど田中委員が申し上げたように、やはりその佐賀県とそういう連携が取れていると確認を言われて褒められておりましたけども、そういうことが行政側であってるんだと、なお一層ですね、問題点は分かってるんですから、やはり国はもっとしっかりそういったものを含めてやるべきだと思っておりますけども、それどうでしょうか。

【川口新幹線対策課長】西九州ルート of 全線フル規格に向けての動きでございますが、やはり新幹線というのは全国の新幹線ネットワークにつながってこそ、初めてその効果が最大化されるというふうに認識しております。

ですから、やはり一日でも早い全線フル規格を実現しなければならないというのは、もう当然県民の思いでありますし、私どもそれは十分認識しております。

その上で今まさに未整備区間でございますが、本来であれば、フリーゲージトレインを導入して全国のネットワークにつながるということがこれまでの計画でありました。ですからこれは繰り返しになりますが、様々な経緯があってフリーゲージトレインを断念したということ、これはやはり国の責任だということで、これは佐賀県、長崎県、JR九州でも認識を一致いたしております。

ですから、全線フル規格につなげるためには、まず国の方でですね、フリーゲージトレイン導入断念を踏まえた課題の解決策をどのようにしてくれるかということについては、これからも強く働きかけてまいりたいと思っております。

ただ、それだけではなく、当然課題を解決するためにはルートでありますとか、在来線とか、こういった地方でも検討できる、話し合えることはあると思っておりますので、そうした点につきましては、三者の意見交換、あるいは様々な関係者と協議を重ねながら、少しでも合意というか、解決策に結びつけるよう努力してまいりたいと考えております。

【徳永委員】 課長さん、分かれておりますので。やはり今までの長崎、佐賀県がおのこの考えでやってたという中で、なかなか先が進まない。ルートも含めて財政もそうなんですけども、ただ、国の責任、フリーゲージトレイン、ここはですね、これ共有してるわけなんですよ。

だからやっぱりお互いそのですね、共有してる分はあります。一番大きな部分なんですね。だから、そこをもっとやはり両県でですね、これを強化をしていくということ、これはやはり私は、我々もそうなんですけどですね、そこはやはり基軸にして、やはり国へもっともっとやっぱり要望していくということ。

そしてまた、この両県がですね、やはりフル規格の効果というものも、佐賀県さんも分かっております。

だから、そういう中で正しいやはりそういったいろんな今までの問題というのがなかなか、やはりそこを簡単に解消するということも難しい。これはやはり、意見交換する中で佐賀県のそういった考え、そしてまた問題点についてはですね、やっぱり我々も理解をいたします。

やはり、そういうところを考えればですね、何が一番共有できるかというのを、ここはですね、さらにやはり両県で一致をしていただいて、今後やはりこれはもう無理じゃないのか

ということはないですので、そこをしっかりとやってもらいたいんです。

最後に、部長の見解を聞きたいと思います。

【渡辺地域振興部長】 委員がご指摘されたとおりですね、今年度、三者でのJR九州、それから佐賀県知事、トップの三者での意見交換も実現したところでありますけども、そこで国の責任については認識を一致したということで、その中でも間を置かずですね、また再度、三者での意見交換も進めていきたいというお話もあっておりますので、先日、佐賀県知事の記者会見でも、なかなか現行のスキームで新しい話を作り上げていくのは難しいというようなお話もあった一方で、聞く耳をずっと持っておきたいというような、地元の三者では話し合いをしたいというようなお話もありましたので、我々としても担当部長の方ともですね、今お話を進めて、事務的にもですね、そういった形でできるだけ早くそういった意見交換を実現するように努めてまいりたいというふうに考えております。

【鵜瀬委員長】 ここで暫時休憩します。

— 午前11時56分 休憩 —

— 午前11時57分 再開 —

【鵜瀬委員長】 再開します。

ほかに質問はないようですので、次に進みます。

次に、意見書審査を行います。

先日、9月2日の離島・半島地域振興特別委員会において、「有人国境離島法の改正・延長に関する意見書（案）」の提出が決定されておりますが、自由民主党会派からも同様の内容で意見書提出の提案が総務委員会にあっておりますことから、事務局より文書の配付をお願いします。

〔意見書案配付〕

それでは、宅島委員より、意見書案の提出についての提案趣旨説明等をお願いいたします。

【宅島委員】 お疲れさまです。

今般ですね、有人国境離島法の改正の延長に関する意見書案ということでお配りをさせていただいております。

現行の有人国境離島法ですね、これが平成29年に施行されまして、令和9年の3月で期限切れとなるということを踏まえましてですね、先ほど地域づくり推進課の企画監から詳しく説明があつてましたとおり、令和8年度ですね、通常国会において、ずっとこの離島の延長の議論がなされるということであります。

長崎県議会といたしましてもですね、特にこの国境離島を有する、長崎県の重要な地域柄であります。全国の有人国境離島法の約半分ほどは、長崎県が有しております。この延長について、県議会、長崎県一体となつてですね、政府・与党に、強くこの法律の延長を求めているかなければならないというように思っておりますので、この意見書案に即してですね、この委員の皆様方のご賛同を賜ればと思います。

よろしくをお願いします。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。

ただいま説明がありました「有人国境離島法の改正・延長に関する意見書（案）」について、ご質問等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ほかに質問等もないようですので、意見書の提出について採決を行います。

しばらく休憩いたします。

―― 午後 零時 0分 休憩 ―

―― 午後 零時 0分 再開 ―

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

意見書案の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書案を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ご異議なしと認めます。

よつて、「有人国境離島法の改正・延長に関する意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、以前、離島振興法の改正・延長の際に、「新たな離島振興法に関する意見書」の動議の提出を、総務委員会並びに離島・半島地域振興特別委員会の連名で行っていることから、提出の方法及び体裁の修正等については、正副委員長にご一任願うことでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で、委員会の審査が終了いたしましたので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

―― 午後 零時 1分 休憩 ―

―― 午後 零時 1分 再開 ―

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、9月29日月曜日は午前10時から委員会を再開し、秘書、広報戦略部、総務部、危機管理部関係の審査を行います。大変お疲れさまでした

―― 午後 零時 2分 散会 ―

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年9月29日

自 午前 9時59分
至 午後 2時 5分
於 委員会室 1

栗原 恵	県民センター長
徳永 真一	人 事 課 長
井手美和子	新行政推進室長
井手 潤也	職 員 厚 生 課 長
高橋 圭	財 政 課 長
赤尾 美望	財 政 課 企 画 監
森 祐子	管 財 課 長
坂本 将志	管財課企画監
田端 健二	税 務 課 長
田島 義史	税 務 課 企 画 監
佐藤 荒樹	債 権 管 理 室 長
湯川 亮一	スマート県庁推進課長
江口 詔一	スマート県庁推進課企画監
本村 篤	総務事務センター長

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委員長(分科会長)
大久保堅太	副委員長(副会長)
田中 愛国	委 員
徳永 達也	〃
山田 朋子	〃
川崎 祥司	〃
山本 由夫	〃
宅島 寿一	〃
堤 典子	〃
中村 俊介	〃

今富 洋祐	危 機 管 理 部 長
坂木 勇夫	危機管理対策監
杉浦 一也	危機管理部政策監 (基地政策担当)
飛永 琢也	防 災 企 画 課 長
山口 大吾	基地対策・国民保護課長
松尾 健自	消 防 保 安 室 長

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

陣野 和弘	秘書・広報戦略部長
黒島 航	秘書課長（参事監）
永川 慎吾	ながさきPR戦略課長
松浦 浩二	広 報 課 長

中尾 正英	総 務 部 長
猿渡 圭子	総 務 部 次 長
小林 陽子	総務文書課長

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時59分 開議 —

【鵜瀬委員長】 それでは、委員会及び分科会を再開いたします。

これより、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から人事異動による新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【今富危機管理部長】 8月19日付の人事異動に

に伴い、今回初めて総務委員会に出席する新任幹部職員を紹介させていただきます。

〔新任幹部職員紹介〕

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【鵜瀬分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、総務部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】 おはようございます。総務部関係の議案についてご説明いたします。総務部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第88号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、地方交付税1億3,940万9,000円の増、県債3,720万円の増、合計1億7,660万9,000円の増、歳出予算は、総務管理費361万3,000円の増、合計361万3,000円の増となっております。

この歳出予算の内容は、会計年度任用職員の報酬等の計算を行う既存システムについて、子ども・子育て支援法等の改正に伴う新たな掛金の徴収等に対応するために、改修を実施する経費の計上によるものであります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第88号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第88号議案のうち関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、総務部長より総括説明を求めます。

【中尾総務部長】 総務部関係の議案についてご説明いたします。総務部の「総務委員会関係議案説明資料」をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「権利の放棄について」、第94号議案「訴えの提起について」、第95号議案「和解について」であります。

まず、第93号議案「権利の放棄について」ですが、この議案は、生活保護法第78条費用徴収金について、債務者が死亡し、相続放棄により、相続人もなく、また、充当可能な財産もないことから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものであります。

次に、第94号議案「訴えの提起について」ですが、この議案は、県管理港湾である対馬市の竹敷港において、個人所有の漁船が沈没したた

め、平成23年8月に県が引揚げを行い、その引揚げ等に要した費用のうち、未納の額について、死亡した沈没船所有者の相続人に対し、法定相続割合に応じた相続した額の支払いを求めて、訴えを提起しようとするものであります。

最後に、第95号議案「和解について」ですが、この議案は、中小企業高度化資金貸付金債権の連帯保証人が配偶者に対して行った不動産所有権移転登記が県に対する詐害行為に当たるとして、同不動産の贈与契約の取消し及び当該移転登記の抹消を求め提訴した事件について、和解しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

権利の放棄についてであります。1件50万円以下である生活保護法第63条費用返還金2件の権利の放棄について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

訴えの提起についてであります。県営住宅の滞納家賃の支払いにつき、訴えの提起1件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として、専決処分をさせていただいたものであります。

訴えの提起は、度重なる支払いの催告にも応じない債務者の相続人について、裁判手続により、滞納家賃の支払いを求めるものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025等の進捗状況について、新たな総合計画の策定について、新たな行財政改革について、中期財政見通しについてであります。

まず、長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ

2025等の進捗状況についてであります。令和3年度から今年度までの5年間を計画期間とする長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況については、施策体系を共通化し、一体的推進を図っている第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の関連施策も含め、評価・分析を行ったところであり、総務部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

次に、新たな総合計画の策定についてであります。去る6月定例会において、素案骨子をお示しし、県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について国の地方創生2.0の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島・半島を有する本県特有の課題について、きめ細かな対応を図ることとしております。

また、施策の構築に当たっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、稼ぐ視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります。

このうち、総務部においては、基本戦略「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」に関連施策等を位置づけております。

基本戦略「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」では、デジタル技術を活用した地域活性化と行政運営の効率化に関する施策において、県庁DXの実現に取り組んでいくこととしております。今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしな

がら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

次に、新たな行財政改革についてであります。計画の策定に当たっては、県庁が目指す姿として「挑戦する姿勢や変化に向き合うマインド」、「健全な行財政基盤」、「働き方など「ヒト」に関する制度や職場環境」の三つの要素を示し、取組の具体化に向けた議論を進めているところです。

検討に当たっては、人材獲得競争の激化や職員構造の変化、厳しさを増す財政状況といった県庁を取り巻く環境変化を十分に考慮するとともに、民間有識者等のご意見を幅広く伺いながら、今年度中の計画策定を目指してまいります。

最後に、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」をお開きください。

中期財政見通しについてであります。今後の収支見通しを踏まえた計画的な財政運営を行うため、令和8年度から12年度までの5年間の中期財政見通しを策定し、去る9月8日に公表いたしました。この中期財政見通しは、令和7年度当初予算を基礎として今後見込まれる収収の伸びや、地方財政対策などについて、一定の仮定に基づき試算を行ったものであります。

本県の財政は、これまで実施してきた継続的な収支改善対策や国の財政措置等により、令和3年度以降、財政調整のための基金を取り崩さない財政運営を達成しており、基金残高は、令和2年度末の203億円から令和6年度末には390億円に増加してきたところです。

しかしながら、今後は、昨今の金利上昇の影響もあり、実質的な公債費の増加等により再び財源不足となることが見込まれており、本県の財政状況はさらに厳しさを増していく状況にあります。

今後においては、物価高騰による影響など社会経済情勢を十分に注視しながら、より稼ぐ視点を持って、税源涵養につながる施策や新たな歳入確保策に取り組むなど、歳入・歳出両面からの一層の収支改善に力を注ぐとともに、将来の公債費抑制に向けて、投資事業の重点化・効率化を図るなど、持続可能な財政運営に努めてまいります。

また、国に対しては、全国知事会等と連携しながら、地方創生・人口減少対策をはじめDX・GXの推進、防災減災対策等の地方の課題に適切に対応するために必要な地方税財源の確保・充実について強く要請してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鶴瀬委員長】 ありがとうございます。

次に、秘書・広報戦略部長より、所管事項説明を求めます。

【陣野秘書・広報戦略部長】 秘書・広報戦略部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

秘書・広報戦略部の「総務委員会関係説明資料」をお開きください。

今回ご報告いたしますのは、ながさきピース文化祭2025における行幸啓について、長崎ブランディング・情報発信戦略の策定について、大阪・関西万博への出展について、長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025等の進捗状況についてであります。

このうち、主なものについてご説明いたします。

ながさきピース文化祭2025における行幸啓について。

去る9月14日から、本県で開催されている、ながさきピース文化祭2025において、天皇皇后両陛下のご臨場を賜りました。両陛下におかれましては、ご即位後初めてのご来県であり、ご滞在中は同文化祭の開会式にご臨席を仰ぐとともに、県内で実施した国民文化祭事業や、障害者芸術・文化祭事業をご覧いただきました。

また、今年が戦後80年の節目の年に当たることから、愛子内親王殿下をご同伴され、平和公園でのご供花や、長崎原爆資料館のご視察、恵の丘長崎原爆ホームへのご訪問など、県内事情についてご視察いただいたところであります。

このたびのご来県に当たりましては、県民の皆様への心こもった歓迎と県議会をはじめ、多くの関係者の皆様のご協力に厚くお礼を申し上げます。

ながさきブランディング情報発信戦略の策定について。

県では、国内のみならず、世界に存在感を示す選ばれる新しい長崎県の実現を目指し、県庁、民間の若手職員をはじめ、県内外の有識者、関係団体等の皆様から幅広くご意見を伺いながら、総体的なイメージ向上につなげるためのブランディング及び情報発信の戦略を策定いたしました。その中で、長崎県民の包容力や多様性とともに、県民一人一人の魅力が咲き、希望が輝くことをイメージしたシンボルマークとブランドメッセージ、「みなぎ咲き、ながさき。」を作成したところであります。

シンボルマークとブランドメッセージの選考に当たりましては、選考過程から県民の皆様にも関わっていただき、今後、共に長崎のブランディングに取り組んでいきたいとの思いから、去る8月12日から26日までの間、県民の皆様へ広くご意見を募集し、これまでの検討経過を総合

的に勘案した上で、県において選定したものであります。

戦略においては、このブランドメッセージ等を活用しながら、まずは県民の皆様に長崎県の魅力を再認識していただくためのインナーブランディングに取り組みつつ、県外の方にも魅力を発信するアウターブランディングにも併せて取り組むことで、県民の皆様がふるさとに誇りを持ち、将来に希望を抱ける長崎県の実現を目指していくこととしております。

また、本定例会で、次期総合計画の素案をお示ししておりますが、本戦略を施策の構築に当たっての基本姿勢の一つである戦略的情報発信・ブランディングの中に位置づけ、総合計画とも連動し、取り組んでいくこととしております。

今後は、長崎県のブランドの考え方を県民の皆様へしっかりとお伝えし、県議会の皆様にもご協力をいただきながら、市町や民間、関係団体の皆様と一体となって、ブランディングの取組を進めてまいります。

次に、「総務委員会関係説明資料（追加1）」をお開きください。

大阪・関西万博への出展について。

去る9月3日から5日までの3日間、大阪・関西万博において、「九州の宝を世界へTreasure Island KYUSHU」をテーマに、テーマに、九州7県合同で出展を行ってまいりました。3日間で目標を大きく上回る約4万7,000人の方々にご来場いただき、九州の豊かな自然や歴史・文化、そして魅力的な食のPRを行ったところであります。

長崎県ブースにおいては、豊富な食や絶景の紹介、伝統工芸の展示や体験、ステージイベントなどを通じて、本県の魅力を体感いただき、

会場で実施したアンケートでは、約98%の方から長崎県に訪れてみたいとの回答をいただきました。加えて、県観光連盟のInstagramについても、約1,200名のフォロワー増につながったところでもあります。今後も市町や関係団体等、そして庁内関係部局と連携を図りながら、一体的かつ戦略的に情報発信し、本県の認知度向上やさらなる関西からの誘客促進等につなげてまいります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鶴瀬委員長】 ありがとうございます。

次に、危機管理部長より所管事項説明を求めます。

【今富危機管理部長】 危機管理部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

配付しております危機管理部の「総務委員会関係説明資料」の2ページをお開きください。

まず、前畑弾薬庫の移転・返還に関する日米合意についてですが、去る8月28日、防衛省から佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移設先の施設の配置案について、日米合同委員会で合意されたとの発表がありました。前畑弾薬庫の移転・返還については、平成23年1月の日米合同委員会での返還合意から既に14年が経過しているものの、移設先の施設配置案が決定されないことから、工事着工にも至らない状況にありました。

これまで、県としても、佐世保市と一体となって配置案を早急に決定し、事業の進捗を図るよう、政府施策要望や渉外知事会など様々な機会を捉えて、国へ強く要望してきたところであり、今般、日米間で配置案の合意がなされたことは、佐世保市や地域の皆様にとって長年の課題である前畑弾薬庫の移転・返還に向けた重要

な一歩であると考えております。

国からは、本年度、移設先の施設の整備に必要な浚渫範囲等について検討した後、来年度以降に環境影響評価手続と調査・設計を並行して実施し、その後、公有水面埋立申請手続を経て、工事を実施していく予定であるとの説明を受けております。

佐世保港のすみ分けの早期実現に向け、引き続き佐世保市と連携しながら取り組んでまいります。

次に、大村市の特定防衛施設関連市町村の指定についてですが、去る9月1日、法に基づき、大村飛行場が特定防衛施設に指定され、併せて大村市が特定防衛施設関連市町村に指定されました。本制度は、市町村が行う公共用の施設の整備又は生活環境の改善、開発の円滑な実施に寄与する事業について、特に配慮すると認められる防衛施設があるとき、防衛大臣が指定するものであり、指定された市町村は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付対象となります。

今回の指定については、大村市と連携しながら、県の政府施策要望の最重点項目として国に求めていたものであり、大村市が実施する基地政策の充実・強化に寄与するものと考えております。

県としましては、引き続き、地元自治体と連携して、基地と地域との共存共生を推進してまいります。

次に、説明資料の3ページをご覧ください。

原子力発電施設等立地地域の財政支援対象拡大についてですが、去る8月29日、国から対象地域について、従来、原発から概ね10キロ圏内であったものを、概ね30キロ圏内に拡大することが発表されました。本県では、佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市の4市がこの拡大する圏内に

該当し、今後対象地域に指定されると、同法によるインフラ整備に対する財政支援の対象となります。

4市においては、平成24年の法改正以降、立地自治体と同等の原子力災害対策を実施する責務を課されているにもかかわらず、立地自治体との財政格差は解消されることなく、不安と負担を強いられてきました。こうした状況を踏まえ、県では、本年1月には、県内関係4市と、また6月には、原発周辺自治体6府県とともに、国に対して格差是正の要望を行ってきたところであり、このたびの決定は、立地自治体と格差是正に向けた大きな前進であると受け止めております。

地域指定までの具体的なスケジュールについては、今後国から示されることとなりますが、関係市長の意見を聴取の上、県から国に指定の申出を行い、原子力立地会議の審議を経て、国から指定を受けることとなります。

今後、国はさらなる支援措置を検討することから、県としては、国の動向を注視しつつ、県民の安全・安心の確保に向けて、引き続き関係自治体と連携して取り組んでまいります。

次に、令和7年度原子力安全連絡会の開催についてですが、玄海原子力発電所から30キロメートル圏内に所在する4市において、長崎県原子力安全連絡会を7月25日に壱岐市、翌週28日に平戸市、29日に松浦市と佐世保市で開催いたしました。

当日は、地域の関係機関や地区の代表者を対象に、県からは4月に原子力規制庁が取りまとめた屋内退避の運用や、昨年度実施した原子力防災訓練の結果と課題、今年度実施予定の訓練概要について説明を行いました。また、各市からは、避難計画や訓練等のこれまでの取組につい

て、九州電力株式会社からは、玄海原子力発電所の現状について説明が行われました。参加した皆様からは、避難集合場所について、旧行政区域にこだわらず、最寄りの集合場所も選択できるよう配慮してほしいとのご意見をいただくなど、情報共有や意見交換等を通じて、原子力発電所に関する理解を深めることができました。

いただきましたご意見等につきましては、原子力防災訓練をはじめ、今後も原子力防災対策に反映してまいります。

次に、玄海原子力発電所のドローンらしき3つの光体についてですが、去る7月26日、玄海原子力発電所構内において、ドローンらしき3つの光体を確認したことについては、県民の安全・安心を脅かす重大な事案であるため、翌週28日に平戸市、29日に松浦市と佐世保市で開催した長崎県原子力安全連絡会において、地元自治体や関係団体の代表者の皆様が同席される中、県から九州電力株式会社に対し、これまでの安全対策や情報共有に加え、警戒態勢の強化のほか、今回のような事案を起こさせないような対策を検討するよう要請しました。引き続き、県民の安全安心の確保に向け、関係自治体と連携しながら、国や九州電力株式会社に働きかけるなど、原子力防災対策に力を注いでまいります。

次に、令和7年8月6日からの大雨による災害についてですが、去る8月6日以降の停滞した前線の影響により、九州各県をはじめ、全国的に記録的な大雨となり、河川の氾濫や土砂災害による甚大な災害が発生いたしました。県内においては、幸いにして人的被害が生じておりませんが、8月11日に線状降水帯が長時間にわたり発生し、住家の一部損壊3棟、床上浸水2棟、床下浸水1棟のほか、土砂崩れや陥没による道路の損壊等の被害が生じ、開設された125か所の避難所に

最大で163人の方が避難されるなど、県民生活に影響を及ぼしました。

県としましては、長崎県災害警戒本部を設置し、市町との気象情報等の共有や情報収集を図るとともに、長崎地方気象台などの防災機関との連携を密にしながら、対応に当たったところです。引き続き、国による激甚災害の指定を踏まえ、被害状況を確認し、必要な対策を講じるとともに、様々な事態に備えて日頃から関係機関との連携を図り、有事即応体制の充実・強化に取り組んでまいります。

次に、長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の進捗状況についてでございます。

危機管理部関係については、配付している資料のとおりであります。引き続き、施策の推進に努め、総合計画、総合戦略の実現を図ってまいります。

説明資料の6ページをご覧ください。

最後に、新たな総合計画の策定についてですが、このうち危機管理部においては、説明資料6ページ、下から4行目になりますが、基本戦略「災害に強い県土をつくる」に関連施策等を位置づけております。

基本戦略「災害に強い県土をつくる」では、「災害など様々な危機から県民の命を守る体制づくり」に関する施策において、近年の災害を踏まえた総合的な防災危機管理体制の構築や防災訓練及び有事発生時の対応訓練の実施に取り組むほか、消防団などの地域防災力の充実強化、基地対策と国民保護の取組の推進等に取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまい

ります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。

次に、債権管理室長より補足説明を求めます。

【佐藤債権管理室長】 私の方から、第94号議案「訴えの提起について」及び第95号議案「和解について」、補足してご説明いたします。

まず、第94号議案「訴えの提起について」でございます。

お手元の「令和7年9月定例県議会総務委員会説明資料」の6ページ、訴えの提起に係る議案の概要をご覧ください。

まず、(1)訴えの相手方は、県管理港湾である対馬市竹敷港において、個人所有の漁船が沈没し、平成23年8月に県が引揚げを行った際の費用を一部未納のまま死亡した沈没船所有者の相続人となります。

(2)訴えの内容につきましては、法定相続割合に応じて相続した額38万3,862円について、支払いを求めるものです。

(3)経過及び(4)訴えの理由につきましては、(1)記載の訴えの相手方に対し、県は、支払い督促という法的措置を行ったところ、訴えの相手方から相続放棄を行う旨の申立てがありましたが、現時点において相続放棄の手続は行われていません。加えて、県への弁済もないことから、相続債務の支払いを求め、訴えを提起し、場合によっては、訴訟上の和解を行うものです。

(5)その他につきましては、今回の訴えの提起に当たっては、少額訴訟により行い、訴訟代理人は弁護士に委任せず、職員が行うこととしております。

以上の理由により、地方自治法第96条第1項第

12号の規定により、議会の議決をいただいた上で、訴えの提起をしようとするものでございます。

次に、第95号議案「和解について」でございます。同じ資料の9ページ、和解議案の概要をご覧ください。

まず、(1)和解の相手方は、中小企業高度化資金貸付金の連帯保証人から不動産の所有権移転登記を受けた連帯保証人の妻で、1審の被告かつ控訴審の控訴人となります。

(2)訴訟の経過につきましては、令和5年11月定例会で訴えの提起について議決をいただき、令和6年2月に長崎地方裁判所平戸支部に、不動産の贈与契約の取消し及び移転登記の抹消を求めて提訴し、同年12月、県の請求が全部認められたものの、本年1月、被告の控訴により、控訴審に移行したものでございます。

(3)和解案の概要に、和解案の根幹となる2点を記載しております。

まず1点は、和解の相手方が夫の連帯保証債務を認める内容であること、2点目は、解決金として250万円を支払い、貸付金債務への充当を認める内容となっていることです。

この2点については、(4)和解する主な理由に記載していますように、これまで夫の連帯保証債務の成立を認めようとしなかった相手方がこれを改め、250万円を一括して支払おうとしており、相手方の誠意が一定認められます。

さらに、仮に和解せずに、不動産の登記が連帯保証人に戻った後、自主的に支払いがなければ裁判所に不動産の競売を申し立てて、債権回収を図るしかありませんが、その場合の配当見込額等の比較において和解による250万円の解決金を得た方が、債権回収上も有利であると考えられるためでございます。

(5)今後の見込みにつきましては、本定例会で議決をいただいた後、10月17日に福岡高等裁判所にて和解が成立する見込みとなっております。

以上の理由により、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をいただいた上で和解しようとするものでございます。

なお、最後に、本議案に係る債権の概要を記載しておりますが、令和7年8月15日現在の収入未済額は、7億837万3,000円となっております。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論は終了しましたので、採決を行います。

第93号議案乃至第95号議案につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案乃至第95号議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【黒島秘書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております秘書・広報戦略部関係の本年6月から8月までの実績に関する資料について、ご説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

1,000万円以上の契約案件につきましては、大阪・関西万博九州7県合同催事「長崎県ブース」展示・運営等業務委託の1件であり、契約内容については記載のとおりでございます。

続きまして、資料の3ページをお願いいたします。

附属機関等会議結果報告につきましては、ながさきブランド検討懇話会、ながさきブランド検討会議の2件を開催しており、本県の総体的なブランディング及び情報発信の戦略を策定するに当たり、有識者における意見交換が行われました。

議事概要等は4ページ及び5ページに記載のとおりでございます。

資料の説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【小林総務文書課長】「政策等決定過程の透明性の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いたします。なお、今回の報告対象期間は、令和7年6月から8月までとなっております。

2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございますが、今回の報告対象期間における実績は計12件であり、各契約の内容は資料に記載のとおりであります。

また、4ページから13ページにつきましては、

入札結果一覧表を添付いたしております。

14ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、今回の報告対象期間において、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、長崎県町村会、壱岐市、島原市からの計4件となっております。具体的な要望項目及び県の対応については、資料に記載のとおりであります。

20ページをご覧ください。

最後に、附属機関等会議結果報告でございますが、今回の報告対象期間における実績は、長崎県行政不服審査会が1件、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県情報公開審査会が3件、長崎県個人情報保護審査会が1件、長崎県政策評価委員会が1件の計7件となっております。

それぞれの会議結果につきましては、21ページから27ページにお示しをしております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【飛永防災企画課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております危機管理部関係の本年6月から8月までの実績に関する資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、長崎県における場外地着陸場適地調査業務委託などの4件であり、契約内容につきましては、記載のとおりであります。

また、入札結果一覧表を3ページに添付しております。

続きまして、資料4ページから26ページになりますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月に県議会議長宛てにも

同様の要望が行われたものにつきましては、松浦市からの要望が1件、佐世保市からの要望が6件、大村市からの要望が1件、壱岐市からの要望が2件、雲仙市からの要望が1件、平戸市からの要望が1件、島原市からの要望が2件の計14件となっており、具体的な要望項目及び県の対応につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。次に、ながさきPR戦略課長より、補足説明を求めます。

【永川ながさきPR戦略課長】私から、ながさきブランディング・情報発信戦略概要につきましてご説明申し上げます。

補足説明資料の2ページをお開きください。

まず、戦略策定の目的でございます。

本県には、美しい自然、海外の文化を受け入れながら栄えてきた歴史や文化、豊かな食など他県にはない長崎県固有の魅力や強みがございます。県民の皆様にもそのような本県の多様な魅力を再認識していただき、ふるさとに誇りを持っていただけるような長崎県のブランド価値を県民の皆様とともに見つけ、県外に向けて発信するブランディングに取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、ながさきブランド構築の基本的な考え方でございます。

ブランディングには、長崎県のよいところに対する長崎県民の理解を深め、誇りに思う気持ちを育むインナーブランディングと県外に対しまして、その価値を広め、浸透させていくアウターブランディングがございします。その両方をうまく循環させながら、長崎県のブランド価値

を高め、県内外の多方面から選ばれる長崎県を実現してまいりたいと考えております。まずは、県民の皆様に長崎県魅力を再認識していただくインナーブランディングに注力してまいりたいと考えております。

3ページをご覧ください。

ながさきブランドについてでございます。今回の戦略策定に当たりまして、県内外の方々へのインターネットでのアンケートや県内6地域の市町や民間の方々、県内在住の外国人の方々へのグループインタビュー、県庁と民間の若手職員のワーキング会議を実施いたしまして、長崎県魅力などについてご意見を伺いました。

その結果でございますが、長崎県へ魅力を感じるかの魅力度や長崎県に愛着を感じているかの愛着度は、どちらも約7割と高い結果となりましたが、長崎県を誇りに思うかという誇り度につきましては、県職員が約4割、県内在住者・県民の方が約5割という結果となり、愛着と誇りにギャップがあることが見えてまいりました。

なお、長崎県を想起する色については、青色系が5割を超えてまいりました。

続きまして、長崎県のブランド価値でございます。

調査結果から、長崎県のブランド価値は、県民の皆様が長崎県の強みや魅力を感じている自然、歴史・文化、食文化などにグループ化され、これらが長崎県への愛着や誇りにもつながっていることが見えてまいりました。今回このブランド価値から導き出された長崎県のブランドコアを「長崎県の歴史や地形などの幅広い多様性が長崎県民の包容力を生み出し、その包容力で海外の文化などを受け入れ、全国へ発信しながら、さらなる多様性を生み出してきた」と定義いたしまして、このブランド価値を言語化、可

視化することといたしました。

4ページをご覧ください。

今回、ブランドメッセージを「みなが咲き、ながさき。」といたしまして、併せてブランドステートメント等を作成いたしました。

5ページをご覧ください。

ブランドメッセージに込められた思いでございますが、食や文化、伝統、暮らし、平和など、全ての長崎県の構成要素の源となる「人」を表現いたしまして、「みなが咲く」ということで、長崎県の全てのまちの魅力を尊重し、それが長崎県のエネルギーであることを表現しております。

ブランドロゴにつきましては、こちら五島市を例示しておりますが、21市町、それぞれの大地、海、空を包む柔らかいエレメントで花びらを表現いたしました。それらが集まって一輪の花を形成することで、一人一人の魅力が咲く県であることを表現し、真ん中に平和の象徴であるハトを描くことで、長崎県民の内なる平和への願いも表現をいたしました。

なお、ブランドロゴにつきましては、カラー展開も可能といたします。

また、今回のブランドロゴやメッセージにつきましては、去る8月12日から26日までの間、作成段階から県民の皆様にもご参画いただきたいとの思いから、まずは県民の皆様にもご意見をお伺いいたしました。結果、約8割弱の皆様からこちらの「みなが咲き、ながさき。」の案が、より長崎県にふさわしいとのご回答をいただきまして、例えば、「人を大切にして咲くことがすごくイメージできた」などの好意的なご意見を多数いただいたところでございます。

なお、今回のブランドメッセージは、県民の皆様と一緒に長崎県の総体的なイメージ向上を

目指す旗印として作成したものでございます。

企業でいいますコーポレートメッセージに近いものと考えておりまして、例えば、飲料メーカーでございますサントリーのコーポレートメッセージは、「水と生きるサントリー」でございます。こちらは水がなければ何も生み出せない企業といたしまして、水を生み出す自然や生態系への感謝や水を守り育てる志と活動、社員一人一人が水のように柔軟に挑戦する姿勢を表現されたと伺っております。同様に、「みなが咲き、ながさき。」は、長崎県として、県民の皆様一人ひとりを咲かせていくこと、そういった理念の下に県職員として事業に取り組み、また県民や事業者の皆様にも一緒に取り組んでいただきたいというメッセージでございます。

6ページをご覧ください。

長崎県に暮らしている印象などのながさきブランディングに対する調査結果でございます。

「長崎県に活気があるか」については、約3割、「出会いの機会があるか」などは2割など、おおむね低い結果となりました。

先ほどご説明しましたとおり、長崎県への愛着と誇りにギャップがあることが見えてまいりましたが、長崎県の未来への貢献意欲、挑戦意欲につきましては、長崎県に誇りを持っているとご回答いただいた方の方が高い結果となり、誇りの有無と関連していることが分かりました。

7ページをご覧ください。

ながさきブランディングの基本方針でございます。これらの結果から、県民の皆様が長崎県の未来のために貢献したい、挑戦したいという気持ちになり、行動していただくためには、愛情や好きの気持ちを誇りに思う気持ちまで育てていく必要があるという仮説を立てて、ブランディングの取組を推進していきたいと考えてお

ります。

具体的には、統一感のあるながさきブランディングを推進するための基盤となる基礎取組と各分野におきまして、①愛着を誇りに昇華させる取組、②行動変容を促す取組、③取組支援をそれぞれ実施してまいります。

次に、ながさきブランディングの関連取組例でございます。今後、県としましては、県内各地域でのワークショップなどの開催によるブランディングの考え方の周知・広報に取り組むほか、県職員の理解促進等を目的とした研修の実施など、県全体で統一感のあるながさきブランディングを推進するための基盤整備に取り組んでまいります。また、分野ごとの取組につきましては、県民の皆様の共感や自発的な行動につなげていくために、次期長崎県総合計画と連動し、各部局とともにブランディングを進めていきたいと考えてございます。

続きまして、ながさきブランディングの推進体制でございます。

庁内の戦略PR本部会議で部局間連携を継続して行いつつ、市町や関係団体等で構成するながさきブランド推進会議を設置いたしまして、実施段階においても連携を図りながら進めてまいります。

8ページをご覧ください。

ながさきブランディングの情報発信戦略でございます。効果的なブランディングを実施するためには、戦略的な情報発信が不可欠と考えてございます。そのため、こちらに記載しております、三つの基本方針とそれに基づく四つの基本戦略を定め、情報の質と量を意識しながら、ターゲットに届く情報発信を行ってまいります。

続きまして、ながさきブランディングのKPIでございます。ながさきブランドを確立し、

選ばれる長崎県を実現するためには、県民の皆様の具体的な行動変容を促していくことが不可欠でありますことから、長崎県の未来に対する貢献意欲、挑戦意欲と関連のある誇り度をKPIとして設定いたします。

具体的な数値といたしましては、令和7年度から16年度までの10年間で、県職員につきましてはプラス20%の64.5%、県内在住者につきましてはプラス10%の61.9%を目指し、ながさきブランディングに取り組みます。

最後に、ブランディングの期間とロードマップでございますが、県内外に浸透させるためには、長期的に取り組んでいく必要がございますことから、おおむね10年を事業期間といたしまして、戦略策定後に導入期、普及期、展開期の3期に分けて取組を推進してまいります。

9ページ以降につきましては、参考資料といたしまして、ながさきブランディング・情報発信戦略の本編を添付いたしております。

多様な文化を受け入れ、発信してきた長崎県民の包容力や、長崎の魅力を県民の皆様に再認識をしていただき、愛着や誇りを高めて、県民の皆様と一緒に、さらに長崎県の魅力を磨きながら、県内外へ発信してまいりたいと考えており、今後この趣旨の理解を深めながら各分野においても様々な取組を進めていただけるよう努めてまいります。

ながさきPR戦略課からの説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、

ご覧願います。

審査対象の陳情番号は29番、30番、33番、34番、37番、44番、47番、57番、60番、66番、67番となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【堤委員】 おはようございます。66番、消費者庁のガイドラインに対応した県の法令違反等通報制度及び教育委員会法令違反等通報制度への改善を求める陳情書というのがあります。

この中で、消費者庁で利益相反関係の解除ということで四角囲みで示してありますが、各地方公共団体の職員は、自らが関係する通報事案への対応に関与してはならない、これは県の方には入っているわけでありまして、2番目の各地方公共団体は、対応の各段階において関与する者が当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認するとありまして、これについて、県の方では、「人事課長は」というような条文がありまして、人事課長が対応するような、そういう表現になっているんですが、この点、山梨の例が陳情書の中にありますが、「法令所管課は」というような文言になっていますが、ここのところについて県の見解を求めたいと思います。

【徳永人事課長】 お答えいたします。

まず、人事課長の部分でございますが、記載のとおり「人事課長は」というところは、関与してはならないということが定めておりますが、第9条の4項に、職員等は自らが関係する通報事案への対応に関与してはならないと定めておりますので、人事課長だけではなく、そういった関係しているような者というところは対応させない仕組みになっております。

【堤委員】 今、第9条のところを言われましたけれども、職員等はこの文言が入っているの

で、そのことは対応されていると、そういう受け止めでいいということですね。分かりました。ありがとうございます。

もう一点、次の67番、平成の公益法人改革の完遂に関する陳情書とあります。

清算が未了のまま残存している法人が存在するというのがこの陳情の中に入っているわけですが、基本財産や残余財産の管理が不透明となり、法人としての納税義務の履行も不明確となっているので対応を求めたいというような、そういう内容になっているんですが、これについてはどんなふうにお考えか、お尋ねします。

【小林総務文書課長】 いただいております陳情書に清算のことが書かれておりますけれども、清算につきましては、法的に県の方ではできない仕組みとなっておりますので、当該法人の理事、普通清算人になりますけれども、そこでもともとの定款なり、寄附行為に基づいた決議をして清算をしなければならないとなっておりますので、県の方で関与することはできかねるという認識でございます。

【堤委員】 法人の方で定款に基づいて対応しなければいけないことであって、県ではこれは対応ができないというご答弁ですけど、そうしますと、やっぱり清算が未了のままの法人というのは、幾つかあるということですね。それはどのくらいあるかは把握をされているのでしょうか。

【小林総務文書課長】 私どもが今把握しておりますのは、一つでございます。

【堤委員】 分かりました。もっとたくさんあるのかなと思ったんですが、一つということです。

法人の方で対応をされなければいけない。対応した上で、基本財産や残余財産を整理したり、あるいは納税の義務があれば、それを果たして

もらわないといけないと、そういうことですね。
分かりました。ありがとうございます。

【川崎委員】 おはようございます。

57番の長崎市からの陳情についてお尋ねいたします。

ふるさと納税に係る返礼品についてということですが、同一の返礼品の取扱いに関わる県と市町間のルール策定を求めるものというふうになっております。

まず、同一品が存在をすることに対する県の認識についてお尋ねをいたします。

【田島税務課企画監】 ふるさと納税において、同一返礼品が存在することへの県の認識ということですが、ふるさと納税における返礼品については、地場産品基準などのルールを遵守した上で、返礼品の提供を通じて新たな資源を発掘し、地域のPRや地域産業の活性化につながるものであり、創意工夫が重要であると認識しております。

結果として、一部重複する返礼品もありますが、県としては、寄附者の意思を尊重するとともに、返礼品提供事業者の販路拡大につながるものと考えており、引き続き、市町との競合を避けつつ、寄附の拡大に努めていきたいと考えております。

【川崎委員】 この陳情書の2ページ目に、主な品目ということで例示がされています。これを見ると大体同じようなものかなと思っているんですが、これ金額ベースで長崎県はどの程度寄附をいただいているのでしょうか。

【田島税務課企画監】 要望書にありましたリストに掲載の返礼品で、本県の令和6年度の実績ですが、確認したところ、件数で15件、寄附金額で23万円となっております。

【川崎委員】 つまり現状では、15件、23万円で

すから、体制を揺るがすような金額じゃないように思うわけですが、先ほど競合を避けつつということでもありますので、市町の方とよくよく協議をしていながら、共存共栄と言ったらおかしいですけど、利用者がこれで気持ちよくやれるなというようなところを何とか見出していきたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。ご見解があれば承ります。

【中尾総務部長】 ふるさと納税につきましては、地方団体にとっても貴重な財源となっておりますし、返礼品がそもそもふるさと納税の目的であったわけではないんですけれども、結果的に創意工夫によって各自治体が自分の団体をPRする材料にもなっているというところは、現状としてあるというところでございます。

県として、当然ふるさと納税においては、県と市町は一緒の立場ということでございますので、それぞれ創意工夫する必要があると思いますが、市町を包括する県として、市町の決して邪魔といいますか、市町の創意工夫をそぐようなことがないように工夫してまいりたいと思っておりますので、その点はよくよくお話をさせていただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

【鵜瀬委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問ありませんか。

【堤委員】 政策等の資料の総務部、1,000万円

以上の契約状況がありますが、2番に長崎県庁舎中水設備修理業務1,386万円というのがあります。県庁舎で中水が使われているということで、こういったところに中水を利用されているのかということ、それから修理の内容についてお尋ねします。

【森管財課長】中水は、トイレの洗浄水に使用しております。

修理の内容ですが、設備内のフィルターが経年劣化により目詰まりしてしまい、十分にろ過できなくなったため取替えが必要ということで、今回契約したものです。

【堤委員】トイレとかいろんな雑用に中水が使われてるといいますか、トイレの水に使用されているということでした。フィルターの目詰まりということなんですけど、これはまだ県庁舎が建ってから新しいかと思うんですが、どのくらいの頻度でというか、大体何年に1回かはこういった修理を必要としているのでしょうか。どういふような状況かお尋ねします。

【森管財課長】申し訳ございませんが、フィルターの正確な耐用年数分かる資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきます。

【堤委員】 後ほどお願いします。

この修理は、今回が初めてなんでしょうか。前にもされていたんでしょうか。

【森管財課長】今回が初めての修理になります。

【堤委員】 危機管理部にお尋ねをします。

同じく1,000万円以上の契約ですが、1番に長崎県における場外地着陸場適地調査業務委託2,827万円があります。これについて、ヘリコプターなどが空港やヘリポート以外の場所に安全に離着陸できる場所を選定すると、そういうことだと思ふんですけども、この調査の内容、

それから今そういう適地というのは、どのくらい考えられているのかお尋ねします。

【飛永防災企画課長】場外地着陸場適地調査でございますが、こちらは、地域防災計画で定めますヘリ離発着適地ごとにその広さや障害物の有無などを調査し、図面を作成するものでございます。ヘリコプターの活用につきましては、孤立集落が発生した場合、その規模や状況、用途に応じて使用されるヘリコプターの種類が異なることから、今回作成する図面を用いまして、自衛隊等と連携して使用可能な機種や進入経路等を事前に検討し有事の際に、より迅速に対応できるようになることを目的として行うものでございます。

調査箇所数につきましては、126か所を予定してございます。

【堤委員】 適地を選定するため、そして図面を作成するということですが、いろんな緊急に使用しないといけないときの安全に離発着ができるような、そのための必要な図面だと思うんですけども、今図面というのは、どのくらいできているんでしょうか。今126か所と言われましたけれども、これ全てが対象となるんでしょうか。

【飛永防災企画課長】 126か所全てを対象と考えております。

地域防災計画の離発着適地の方には、まだ190か所から200か所ございますが、例えば100メートル四方などが確保できている場所につきましては、一番大きなヘリであっても着陸可能ですので、今回の調査からは対象外といたしております。

【堤委員】 ありがとうございます。災害も頻発している、激甚化したりしていますから、救助とか、孤立集落などをつくらないためにも本当

に必要な調査と思いますので、取組の方、しっかりよろしくお願いいたします。

【山本委員】 すみません、1点だけ、総務部のところの島原市からの要望書に対する対応のところで、17ページになります。

県官舎の空き室を住居として活用したいということで、この中で、まずは島原市内の用途廃止済公舎が3棟ということになっているんですけども、県全体で今どれくらいあるのか教えてください。

【鵜瀬委員長】 暫時休憩いたします。

— 午前11時 6分 休憩 —

— 午前11時 7分 再開 —

【鵜瀬委員長】 再開します。

【森管財課長】 知事部局所管の用途廃止済公舎は、現在、23棟、131戸ございます。

【山本委員】 分かりました。

申し上げたいのは、島原市から看護学校に入学した生徒さんに対して、空き室を住居として活用できないかという要望に対する回答なんですけれども、島原市への売却等について検討するとなっているんですけども、これは売却しかないのか。それとも要は要望としては、購入してということではなくて、この部屋を使えないかというふうな要望なんですけれども、この辺りの対応というのは、売却以外も協議ができるのか、そこを確認したいです。

【森管財課長】 通常ですと、用途廃止した県の公舎につきましては、庁内の活用希望の有無を確認した上で、庁内で活用の意向がなければ、地元の市町に取得意向を調査したうえで希望がなければ売却という手続の流れになるのですが、その流れの中で島原市からの取得意向は上がっていない状況でございます。島原市医師会看護

学校の学生に対する県公舎の活用につきましては、地元市町である島原市に対する貸付、または、所管する医療政策課・医療人材対策室が人材確保を目的に公舎を使用したいということであれば、売却以外の検討の余地はあるかと思えますので、関係部局と協議してまいります。

【山本委員】 島原市の要望として上がってきてることではあるんですけども、具体的な要望になってないから、まだ検討していない。要望があった場合には、売却だけじゃなくて、それ以外の例えば賃貸であったり、そういったものも検討できるというふうに理解していいですか。

【森管財課長】 入居が見込まれない県の空き公舎につきましては、関係部局と協議の上、可能であれば、貸付等も考えたいと思っております。

【鵜瀬委員長】 ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【山田委員】 まず、大村市特定防衛施設周辺整備調整交付金、今回新たに特に配慮すると認められる防衛施設があるときということで、今回大村市が指定をされたということですが、この文章にある、「特に配慮をすると認められる防衛施設」というのをちょっとまず教えていただきたいと思います。

【山口基地対策・国民保護課長】 大村市、今回の指定に伴う配慮すべき防衛施設というのは、海上自衛隊の大村航空基地、大村飛行場になります。

【山田委員】 その施設があるからこういう書きぶりになっていて、その住民生活に何か多大な影響があるとか、配慮をする、新たに配慮を求められるようなものではないということで理解

をいたしました。

そして、今回調整交付金が支給をされる対象となるということですが、大体的見込みとかそういったもの、これ結構幅広く使えるものと思っておりますが、そのあたりのことを把握しているものがあれば教えていただきたいと思います。

【山口基地対策・国民保護課長】 まず、大村市につきましては、まだ指定されたばかりということで、国の具体的な金額というのは把握しておりませんただ、既に県内には、2市が指定をされておりまして、参考ですが、佐世保市については、約4億1,000万円、西海市が約7,300万円という金額が令和6年度に交付されているという実績があります。大村市については、今申し上げたように、把握できていない状況でございます。

【山田委員】 分かりました。大きさ、今金額を事例として示していただきましたが、大村市にもそれなりに期待ができるものでありましょうから、住民生活のインフラ整備等、お使いをいただければと思うところであります。

次に、原子力発電施設等立地地域の財政支援対象になるということで、新たに今回30キロ圏内ということで、佐世保、平戸、松浦、壱岐が入りましたが、こちらの方も費用的なこととかはまだ把握ができていないという状況にあるのかお聞かせください。

【飛永防災企画課長】 原子力発電施設等の立地地域の振興に関する特別措置法に基づく対象範囲につきましては、10キロから30キロになるということを国の方から公表されたところでございます。今後、この法律が適用されることにつきましては、原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画がまず策定をされまして、その中

にその事業が盛り込まれるとすることが必要になりまして、そうした費用について様々な財政的な支援が対象になっているという流れになります。

財政支援の対象となった場合につきましては、国の補助率が5%ほどかさ上げをされまして、最大55%を国が負担してくれるということになりますとともに、地方債の特定措置につきましても、地方債の元利償還金の70%が基準財政需要額で算入されることとなります。

したがって、例えば、国が補助金50%の事業を行う場合につきましては、かさ上げ等により、県の実質的な負担は13.5%まで軽減されるというふうになっております。

【山田委員】 財政的に様々な優遇措置があるようではありますが、ごめんなさい、申し訳なかったです。使える自由度、通常で考えると住民生活のインフラ整備とか様々、これ避難に関わって、ごめんなさい、私がちょっと聞き取れなくて、この事業、佐世保市なら佐世保市がしたい事業、住民生活のインフラ整備など様々な分野に使えるのか、それともこの原子力災害に関わっての施設整備とか避難の関係だけなのか。ごめんなさい、ちょっと私が聞き取れずにいました。ちょっと教えていただければと思います。

【飛永防災企画課長】 この特例法につきましては、対象となりますものは、基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設、及び通信施設の整備、それから農林水産業、商工業、その他の産業振興に関するもの、それから生活環境の整備に関するもの、高齢者の福祉に関するもの、防災及び国土の保全に関するもの、それから教育及び科学技術の振興に関するものなどと法律の方では定められております。

【山田委員】 ありがとうございます。幅広く使えるようでありますので、非常に要望等をい

ただき、拡大されたことは評価をし、ありがたいと思っていますところであります。

次に、原子力防災訓練について伺いたいと思います。

原子力防災訓練であります。以前、日時の設定についてお話をさせていただきました。以前、10月29日、世知原町ではおくんち、松浦では水軍祭りがあつて日に実証されたこともあり、今後は住民が参加できやすいように配慮いただきたいということを申し上げ、そのように調整をいただいていると思いますが、今度10月5日は、佐世保市民大清掃と重なっておりました。しかしながら、お聞きをするところによると、両県知事のスケジュール、立地、関係市町にいろいろ聞き取りをして、設定をしているということでもありますので、佐世保市からバツという返事がなかったということなので、それは理解をしたところであります。

そこで、住民の方からお話をいただきました。今回、私の地元であります佐世保の方、世知原、江迎、吉井町が入っております。その中で、毎年避難訓練に参加をいただいている方々がいらっしゃるんですが、避難場所として、それぞれ細かく分かれております。それで、ただ訓練は、訓練のやり方、何か所でもできないから1か所に集中して人を集めたりしていると思うんですが、毎年毎年違うところに行くから、ちゃんと自分が避難すべきところで避難訓練をしたいという地元の声を聞きました。今計画は、バスを出して、集合場所にバスを出して、そこでバスに乗ってもらう前提だと思っておりますが、現状の社会的状況を考えたときに、バスがすぐに運転手もバス自体も確保していけるのか、そのあたりもちょっと不明なので、やはりマイカーでの避難とかもあると思うんですね、多くが。そういっ

た場合を考えたら、自分が避難する場所というのは、ここだということをしっかり認識していただく必要があると思いますが、そのことに関しての見解を求めます。

【飛永防災企画課長】原子力災害の有事の際の避難場所等につきましては、各市において事前にどの地域の方がどの地区に避難するかをあらかじめ定められているところでございます。

したがいまして、訓練を行う際には、実際に避難をするところに避難をされるよう訓練をするのがもちろん正しいし、より実効性が高いというふうに考えているところでございますが、必ずしも一遍にそれだけの人の動きを求めることはなかなか難しいということがございますので、どこに避難をするのかということにつきましては、原子力防災の手引きの中に記載をさせていただき、周知をさせていただいた上で、訓練におきましては、特に避難をする想定の上で今回は別の避難先に避難をしていただく形を取らせていただいております。

それから自家用車の避難につきましては、ご指摘のとおり、バスだけで全ての住民の避難を完了することは到底考えられないことであって、自家用車による訓練も行うべきであるということとは、県としても認識をいたしております。この自家用車の訓練につきましては、従来から各市に関しましてその実施も促してきたところもございまして、やはり市の方ではなかなか報酬の問題や安全、保険の問題等々がありなかなか踏み切れていないというのが現実でございまして、県といたしましては、引き続き実施を促していきたいと思っております。

【山田委員】あと意見の中で集合場所ももうちょっと柔軟に対応してほしいという話もあったようでありますので、避難する住民の方々の声

を優先した上で、様々な訓練をいただきたいと思っております。

そこで基本的なことで恐縮ですが、それぞれの、遠い昔の私の記憶でいうと、30キロ圏内に6万2,500人の県民がいました。それから人口減少しているので、今どれくらいなのか、ちょっとその数字と、私の地元でいうと、江迎と吉井と世知原だけだけれども、避難対象人数というものも含めて、どのように把握しているかをちょっと教えてください。

【飛永防災企画課長】原子力防災の30キロ圏内に居住されていらっしゃる人口につきましては、令和7年4月1日現在で、30キロ圏内全域で5万1,462名でございます。

それから佐世保市につきましては、8,576名でございます。

【山田委員】佐世保だけで8,000人ぐらいで佐世保で避難所が、避難予定所、結構数はいっぱいあります。佐世保市内に37か所ぐらい避難するところがあります。これで一応全員避難してもらうという想定で、バスの手配、あと自家用車とか、そういったことになっているかと思いますが、先ほども申し上げたように、災害協定を結んでいると思いますけど、バス事業者とか、例えばMRさんとか、大量輸送できますのでMRさんとか、そういったところと協定は結んでいると思うけれども、もし玄海原子力発電所で何かあった場合、どれくらいの時間ですぐバスが、それぞれのところに迎えに行くようになっているとか、行政防災無線で佐世保市管内の中には、もちろん平戸、松浦、壱岐もそうですが、放送が入ると思いますが、どのような初動の体制、避難をするための住民の体制はどのようなことになっているのかちょっと教えていただきたいと思います。

【飛永防災企画課長】原子力防災の30キロ圏内、いわゆるUPZの圏内につきましては、いわゆる全面緊急事態が起きた際には、まずは屋内退避、全ての方に屋内退避をしていただくということが原則でございまして、避難をするタイミングと申しますのは、その地域の中で20マイクロシーベルトを超える空間線量が計測された場合ということになります。

したがって、全てのUPZ、いきなり全て避難させるということではなく、その一定の放射線量になったところから避難をさせるということになっておりますので、必ずしも一気に避難をさせるための訓練や、計画が定められているわけではございません。

また、20マイクロシーベルトを超えた場合につきましても、まだそんなに大きな線量ではありませんので、1週間以内に域外へ退避をすることになってございます。

【山田委員】たちまち、すごく混乱、パニックになるほど一気に、何時間のうちにバスを手配して避難しないといけないという状況ではないことは理解しましたが、やはり災害規模とかによったり、風の向きによってどういうふうに広がっていくとか分からないと思うんですね。常に訓練をいただきながら危機管理部においては、県民の命を守るために最善の方法に常に考えていただいているでしょうし、もし原子力災害が起きた際にも、住民、生命をしっかりと守るべく取り組んでいただけるものと期待をしておりますので、ぜひとも引き続き県民の命を守る取組を進めていただきたいと思います。

【堤委員】危機管理部にお尋ねします。

総務委員会の出納局審査があったときに、政策等決定過程の資料の中に、トイレカーというのがありました。これを6月に契約をしたという

のがあったんですけれども、このトイレカー、1,729万2,000円となっていましたけれども、これは、どこの時点でこの予算化されているのでしょうか、お尋ねします。

【飛永防災企画課長】トイレカーの予算につきましては、国の交付金、新しい地方経済生活環境創生交付金を活用したものでございまして、令和7年2月議会において承諾をいただいております。年度末での予算成立でございまして、年度内の納品が困難であるということから、併せて繰越明許費につきましても同議会で承認をいただいております。今年度において執行しているものでございます。

【堤委員】年度末、2月議会でこれは承認されているということで、繰越明許費として承認されたということです。能登半島地震を受けて、国の方も防災対策の見直しということで、県の見直しも、昨年度つくられていますし、そういったものも関係してると思うんですけれども、今やはり能登半島地震が発生したということで、全国的にもやっぱりトイレカーの需要とか高まっていると思うんですけれども、この発注状況についてお尋ねします。トイレカーは、1,729万2,000円というのは1台の価格でしょうか。

【飛永防災企画課長】トイレカー2台の価格でございまして。

【堤委員】2台ということで、1台850万円ぐらいするのかなと思いますけれども、このトイレカーについて、県内の市町の導入状況というのはどういうふうなのかお尋ねします。

【飛永防災企画課長】トイレカーにつきましては、島原市において既に従来から1台導入されているところでございます。今回、この交付金を活用いたしまして、県で2台、それから諫早市が1台購入予定ということで聞いてございます。

【堤委員】島原市のトイレカーは、能登半島にも出向いて支援に当たられたのではなかったかと思うんですけど、今後このトイレカーをどのように運用されるのか、県外で災害が発生した場合とか、県外の応援とかにも活用されるのかお尋ねします。

【飛永防災企画課長】能登半島地震の際に、島原市のトイレカーは、現地の方に行かれまして、支援を行ったということで認識してございます。

本県におきましても、今後災害対応車両登録制度というものが国において整備されることになっておりまして、失礼しました、6月からこの制度につきましては、運用が始まってございますので、支援が求められた場合には、直ちに支援に向かうことができるよう、本県のトイレカーが納品されたならば、速やかに登録したいと考えております。

【堤委員】6月から災害対応車両登録制度の運用が開始されたということでした。そうしますと、例えば県内で災害があったときに、他県からもそういう支援に来てもらえるとか、そういうことにもなるかと思うんですが、災害時ではない平時は、このトイレカーはどのように運用されるのかお尋ねします。

【飛永防災企画課長】トイレカーの平時の利活用につきましては、県内市町の各種防災訓練や防災イベントなどに出動いたしまして、被災地のトイレの確保の重要性など、県民の防災意識の向上に役立てていきたいと考えております。

【堤委員】ありがとうございました。災害時は、本当に大活躍してもらえenと思いますし、平時もやはり防災訓練などで使われるということで、本当に有効活用していただいて、災害を防いでいくために取組をしっかり進めていただきたいと思います。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】前畑弾薬庫の移転・返還に関する日米合意についてということで、質問をさせていただきます。

米軍基地の問題なんです、前畑の針尾島移転、すみ分けの早期実現が、今言われているのは、施設配備案が合意されたので、進展するだろうと。10年、日米合意からかかっている案件ですけれども、もっと言うと50年来の佐世保市の案件なんだけれども。その中で、はっきりしないのは、何年ぐらいで完成するのか。この前の政務官の話では、最低でも20年、もうちょっとかかれば30年ぐらいかかるのかなというような話ですけれども、この辺のことをもう少し的確に詳しく知らせてください。

【山口基地対策・国民保護課長】前畑弾薬庫の今後の移転・返還の流れですけれども、国からは、今委員ご指摘のとおり、少なくとも20年というふうにお聞きをしております。

その内容といたしましては、今後、約5年をかけて調査・設計でありますとか、環境影響評価の手続をやっていく。その後、約1年をかけて公有水面埋立の申請手続をやっていく。そしてその後、工事、実際に埠頭の整備であるとか、安久ノ浦湾の埋立て、火薬庫の整備等、こういった工事についておおむね十数年程度の工期を想定していると。合わせて、少なくとも20年程度はかかるという説明を受けております。

【田中委員】その内容は書面であるんですか。口頭でいろいろ聞くけれども、書面でちゃんとしたものはあるんですか、その計画案みたいなものは。

【山口基地対策・国民保護課長】防衛省が作成した今後の流れという工程についての資料はあります。

【田中委員】それは、個人的にといいにくいけれどもちょっと拝見したいね、その資料は。

あくまでも公表された範囲で10月6日・7日、地元説明会があることにはなっているけれども、できれば、ちょっと見させてほしいなと思います。

それから、どちらにしても工事用道路だけは、先行してやってもらわないといろいろな問題があるのでね。この工事用道路は、もう案はできて、いつでも進められるようになっているんですか。私は用地買収からまた入るような部分があるのかないかね。民間の用地を確保するものがあるのかどうか。なぜならば、前畑崎辺道路でさえ、あれも約束どおり行ってない。三、四年遅れるみたい。あれはびっくりしたんですけど、私は佐世保市がよくぞ地元負担したなど。こちらは、3条でやってくれるんだろうからね、3条的な予算でね。総括した工事用の工事の一環としての道路ということでね、地元負担がないような形でやってもらえと思うが、そこら辺は県は分かりますか。

【山口基地対策・国民保護課長】前畑弾薬庫の移転先の工事用道路についてのご質問でございます。

まず、国の方に着手時期やルート等について確認をしている内容ですけれども、国としては、今後、工事用道路については、設計をはじめとする必要な手続を行った後、できるだけ速やかに工事着手をしたいという見解をいただいております。

また、ルートにつきましては、早岐射撃場を通る国有地を活用したルートで計画をしたいというふうにお聞きをしております。

また既存道路との接続とか、そういう細かい内容については、まだ実施設計に至っております。

せんので、今後予定している実施設計の中で佐世保市とか、関係機関、こういったところと協議をしながら進めていきたいというのが国の見解でございます。

【田中委員】あの配置案を見ると、改めて今回宮ノ浦線、東明中学校の脇を通っている宮之浦線、あそこを活用するような話になっているんじゃないかとちょっと危惧してるんだけどね。安久ノ浦、道路的な発想じゃなくてね、射撃場の。そしてもう一つは、公有水面埋立てで岸壁をつくろうとしているね。弾薬庫の前ならばまだ分かる。しかし、完全なる積み下ろしを別の場所でやろうとしているね、針尾より、公有水面の埋立。そうなると、どのくらいの規模になるのか分からない、港の整備がね、どのくらいになるのか。そうするとまた改めて、これもずっと戦後の懸案事項、占領されたままになっている制限水域の問題。佐世保湾の80%以上は、制限水域になっているわけです。これがまた広がる可能性が出てくると私は思う。そういう問題等々、地元いろいろな問題があるので、地元説明会で私も聞こうと思うけれども、県もできるだけやっぱり地元側に立った収集をしてほしい。いつから工事に入るか分からない。30年ぐらい先だと言われればなんだけど、しかしスタートははっきりしておかなければと思っているから、制限水域の問題が新たにね。

これは制限水域にしているだけで、何の恩恵もない。基地だと基地交付金も来るし、基地交付金にしたって固定資産税の代替措置で来るだけの話だけどね。だからそういう意味でどうなっているのか。制限水域の問題は新たな問題として、何らかの見返りが無いとおかしい、制限水域にしても。港の80%米軍が制限をしているのにね、佐世保市長も何も言えない。それは戦

後ずっと続いて、見返りもない。これ非公式だけでも、一時期漁協への見返りはあったみたい。しかし15年ぐらい前、事件が起きて、漁協長が犯罪行為ということであった。あの後は、どうも漁協には来てないみたいだね。秘密に出してたのよ、あの頃ね。全然知らない。我々も知らない。行政も知らない。ただ、漁協だけももらっていたという話。そこら辺で米軍関係のやっぱりいろいろな問題が出てくる。日米合同委員会にかけてまでやらないかん事項が、ぜひお願いしておきたいと思います。

しかし、ひとまずはスタートできるということで安堵はしているんですけどね。

それから、陸自施設の問題でちょっともう少し。早岐射撃場、屋内活動ということで進んだ、進んだと地元は喜んでいる人もいるし、困ったなという人もいるんだけどね。それはなぜかというと、我々は移転を前提にして話していたから。23万坪という広大な土地が射撃場に使われているわけです。屋根付きにしても幾ら大きくても2万坪ぐらいでしょう。2、3万坪。残りの20万坪はどうするんだという問題が一つ。

それから、今射撃訓練はしませんが、使用しませんがということになっている。何年間か分かんけど。その間、どこに行き行ってやるのかなと。水陸機動団が中心だろうと思うんだけど、どこでやるのかなと、その代替施設として。もしそれができるなら、あそこに移転できるわけだから、極端に言う。1年間ぐらい待ってくれという話ならともかく、最低でも5、6年はもう使わないという話になっているからね。そうすると恒久的に移転してくれた方がよっぽどいいという関係が一つ。

それからこれは要望ですけど、基地周辺整備の法律でいろんな事業がやれる。その中で、前

畑崎辺道路なんかやっているんだけど、7条だったかな。だからこの基地周辺整備の法律をやっぱある程度県も関心を持って、地元対策を考えてくれないと。仮に30年とすれば、その間何もないというわけにはいかない。私の記憶では、35年ぐらい前に、海上自衛隊の金山弾薬庫を針尾に移した。そのときに、それまで一切防衛施設庁が受けなかった佐世保市の要望を50件ぐらいどんと今までの要望を出そうという話になった。どのくらい面倒見てくれるかなと。今までのことがあるので、もう1割か2割だろうなと思って、全項目を挙げたら、はっきりいって全項目を引き受けてくれた、防衛施設庁が。それで今大きな施設としては、広田地区に東部グラウンドなんかできています。今回も30年パターンで考えれば、やっぱり地元の要望的なものをまとめて、並行してこれもお願いしますよと。できるんだ、それは周辺整備の法律でやることになっているわけだから。それから防災の問題も含めて、行き止まりの市道が幾つもある。今まであった道を全部閉鎖して基地をつくったわけだから、針尾島弾薬庫をね。行き止まりの市道が幾つもある。それなんかもやっぱり問題点として残ってくるので。一歩進んだといっても、いろんな具体的なものが出てくる。それについて県は一切知りませんじゃいかん。地元の要望ぐらいをまとめる話には、県もお手伝いできませんかぐらいで佐世保市にやっぱり持ってってもらわないと。そのくらいの気持ちは持ってもらわないと。今までみたいに、基地の問題は知らんというような話ではちょっと困る。それだけ話しておきたいと思います。

総論的になったけれども、何か回答があればお聞きします。

【山口基地対策・国民保護課長】 かつて海上自

衛隊の針尾弾薬庫にかかる事業については、市の方からも国の補助等を活用して様々な事業が行われたということはお聞きし、承知をしております。現在の前畑弾薬庫の移転に関しましては、県としても、いまだ工事着工に至っておらず、地元住民の方々の事業への理解と協力、これが継続していくことがなかなか難しくなっているという状況についても今後の課題として市からお聞きをしておりますし、地元の方から市の方に地域振興に係る要望も出されているということも承知をしております。

この弾薬庫の移転・返還については、県としても市と連携、協力してこれまでも取り組んできたところでありまして、今後もしっかりと市と連携を図りながら、目に見える形での進捗というのが図れるように、そして早期の返還が実現するように市と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

【田中委員】 よろしくお聞きしたいと思います。

【鶴瀬委員長】 ここで暫時休憩します。

— 午前11時47分 休憩 —

— 午前11時47分 再開 —

【鶴瀬委員長】 再開します。

ほかに質問ありませんか。

【中村(俊)委員】 秘書・広報戦略部から万博への出展、あるいはブランディング・情報発信戦略についてのご説明があった中で、一点だけお伺いしたいと思います。

万博出展のご説明の中で、このブースを訪れた方のインスタのフォロワー数が1,200人増加をしたということでありましたけれども、このインスタのフォロワーを増やすに当たって、こういった手法でインスタのフォロワーの加入を促したといいますか、どういう形でやられた

のかということをお教えいただきたいと思います。

【永川ながさきPR戦略課長】 このたびの大阪・関西万博におきまして、やはり長崎県に來訪いただきたいという思い、それから長崎の情報をしっかり効果的に関西の皆様、ご來場された皆様に伝えたいという思いから、やはりインスタグラムを増やしていこうという方向で検討いたしました。実際に現場では、佐世保の味カレーを景品としてお越しいただいた方にお配りして、実際に1,200名の方がフォローいただいたという状況でございます。

【中村(俊)委員】 ありがとうございます。一定の工夫を凝らされたということでもありますけれども、ご説明の中で3日間九州の7県合同ブースを訪れた方々が約4万7,000人ということで、そしてまた、アンケート調査を取って、長崎県へ訪れてみたいという回答をいただいたのは98%ということでしたけれども、インスタのフォロワー増加数1,200人という、全体の2.6%かなというふうに理解して、ちょっと寂しいのかなという気がいたしました。やはり大切なのは、まずこの1,200人の方々に対するアフターフォローというのが必ず必要になってくるというふうに思います。もちろんその後いろんな魅力的な観光地のご案内を受けたりすれば、なかなか以前受けたものという印象が薄れていくわけですから、やはり定期的に情報をその方々に発信をしていく、ターゲットにリーチをしていくということが非常に重要だと思います。

そんな中で、先ほど長崎県の観光連盟の公式アカウントを拝見しましたら、フォロワー数が1.9万人であるということでありました。私もちょっと議員職を預かってからもう十数年、プライベートで旅行らしい旅行は行ってないんです

が、いろんな団体であったり、国々のそういったアカウントを拝見します。そんな中で、ちょっと以前も触れたことがあったんですが、例えば、Visit Californiaというインスタのアカウントがあります。こちらフォロワー数が79.1万人ということで、そして投稿数も6,700を超える投稿数ですから、当然スタートした時期が違うわけですから、安易にこれを比較対照にはできないのかもしれませんが、こちらを拝見しておりますと、もちろんリールとかストーリーという機能はもちろんですけども、また、これ例えば、ここに入っていると、例えば地域であるイベントが確認できたり、旅行に対するQ&Aが見れたり、またブログ、それから陸路、自動車でその場所に訪れたら、こういうルートで回った方がいいというようなTravel tipsと書いてありますけれども、助言、アドバイスも受けることができるとして、また、家族向けにファミリートラベルという項目があって、家族旅行だったら、こういうのはいかがでしょうかというような、とにかく機能を余すことなく活用されている。様々なコンテンツに対応する配慮が見てとれるわけですね。ぜひ、この長崎県観光連盟の公式アカウントのいろいろと機能を拝見しておりますと、そこまで活用されていないのかなという印象を持ちましたし、また投稿の画像がずっと一覧が出てきますけれども、このVisit Californiaを見ていると、どうしてもアップして見たくなるような画像が一番最初にずらっと出てくるわけですけども、そういった工夫の方もしっかりと促していただければなというふうに思っております。

恐らくは、SNSのアルゴリズム等で、こういったものに興味がある方にはどんどん拡散されていくものだというふうに思っていますので、

ぜひその点はよろしくお願ひしたいのと、ただ、ブランディング・情報発信戦略については、まずはインナーブランディングにも注力するという方向性で進めていくということでありまされども、対外的な発信について、ブランディングについてもそうですけれども、極力事前に調査・研究をしていただくようお願いをしたいと思います、何かあれば教えてください。

【永川ながさきPR戦略課長】今回、Instagramにつきましては、県の中でどのInstagramが一番旅行に来ていただくのが適切なかということを検討いたしまして、内容はやはり観光物産の展示でしたので、県観光連盟のInstagramを設定させていただきました。文化・観光国際部の方が所管しておりますけれども、しっかりターゲットに届くような工夫をながさきPR戦略課、秘書・広報戦略部も連携しながら行ってまいりたいと考えております。

【中村(俊)委員】ありがとうございます。

すみません、一点だけちょっと言い忘れたんですけれども、結局SNSも国が変わると利用者数とそのSNSのトレンドというんですか、例えば日本だと今、フェイスブックとかInstagramがあるんですけど、比較的若い方々はInstagramを多く使われている。要はフェイスブックを使っていた方々が流れたという認識なんですね。今度、米国になると、いまだにフェイスブックの方が多いということもありますので、もし海外発信する場合は、その辺もしっかり研究をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

【鵜瀬委員長】審査の途中でございますけれども、午前中の審査は、これにてとどめまして、午後は1時30分から再開し、引き続き、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部の審査を行います。

ます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時54分 休憩 —

— 午後 1時28分 再開 —

【鵜瀬委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外所管事務一般に対する質問を行います、午前中の堤委員の質問に対し、管財課長より答弁の申出がっておりますので、発言を求めます。

【森管財課長】 午前中の委員会において、堤委員よりご質問がありました中水設備修理業務について、修正及び説明をさせていただきます。

修繕内容について、フィルターの交換とお答えしましたが、正確には膜ユニット及び活性炭の取替えでございます。また、ろ過された雑用水は、トイレの洗浄水のほか、植栽の散水にも使用しておりました。おわびして修正させていただきます。

答弁できませんでした、膜ユニットの耐用年数が、使用状況によって異なるため、メーカーで示されているものはございませんでした。なお、インターネットの情報を調べた限りでは、おおむね3年から5年程度が定期的な交換時期とされております。この設備の保守点検は、日常点検を週1回、定期点検を四半期に1回行っておりまして、定期点検結果に応じて必要な修繕を実施しているところであり、今回の修繕は、新庁舎の運用が開始され、初めての修繕となります。

【鵜瀬委員長】 それでは、議案外所管事務一般について、ほかに質問ございませんか。

【川崎委員】 午前中、堤委員も触れられました災害対応車両登録制度について、改めてお尋ね

いたします。

本制度は、トイレカーなど被災地へより迅速に派遣できるよう6月に内閣府が創設したと承知をいたしております。登録対象車両は、キッチンカー、トレーラーハウス、ムービングハウス、トイレトレーラー、キャンピングカー、ランドリーカー、シャワートレーラーなどがありますが、現在、長崎県の支援のために登録をいただいている団体の数、並びに台数についてお尋ねをいたします。

【飛永防災企画課長】災害耐用車両登録制度の9月5日時点における全国の登録状況につきましては、車両登録台数が3,899台となっており、そのうち発災時の支援先として、本県を登録しているものにつきましては、3,453台となっております。

【川崎委員】確認ですけど、これ、1台1台登録であって、何か団体があって、まとめて何台と、そういう登録の仕方じゃないんですか。

【飛永防災企画課長】今申し上げましたのは、車両台数、本県を支援先とする車両の台数でございます。

【川崎委員】すみません、もう1回質問します。例えば、ある団体が、例えば10台所有しており、団体として登録をして、そこに10台というような登録の仕方なのか、1台1台登録をして、そして長崎も応援しますよというような登録の仕方なのか。グループに何台とか、そういうような登録の仕方ではないのでしょうかという確認です。

【飛永防災企画課長】登録の仕方といたしましては、この制度につきましては、いわゆる個人として持っておられるものにつきましては、その個人名とその車両台数が記載をされておまして、法人としては、例えば一般社団法人の何々

フードトラック協会とか、そういったものが登録をしておられる場合もございます、その法人が10台持っておれば10台という形での記載の仕方になっております。

先ほど私が申し上げました3,453台というのは、その法人の数ではなく、車両の数が3,453台、それが本県を支援先として登録している車両の数となります。

【川崎委員】法人については、少し整理しないとぼっと出ないような登録の仕方のように今思いました。また後ほど確認いたします。

3,453台がありがたくも長崎に何か事があつたら支援に駆けつけますよという意思表示をしていただいたという状況でして、長崎県に所属する車もあろうかと思いますが、県内の登録状況はどうかお尋ねいたします。

【飛永防災企画課長】9月5日時点において、県内の事業者の登録はございません。

【川崎委員】全国から3,453台、長崎県の所在の方はゼロと。恐らくあまりよくご存じないことなんでしょうと思ってまして、県内にもキッチンカーがありますし、週末も県庁の防災緑地でイベントが行われていました。そういったところから多くのキッチンカーも集結をさせていただいておりますので、ぜひ問いかけをしていただきながら、お話を進めていただければと思います。長崎県においてもトイレカーの導入を推進していて、先ほどは、これも速やかに完成次第、登録をされるということでありましたので、ぜひ長崎の方、キッチンカー、トイレカー、そういったものを含めてこの登録制度を積極的に進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

【飛永防災企画課長】現在、県におきましては、ホームページなどによる周知を図っているほか、

先だってもキッチンカー協会の方に改めて登録をお願いしたところでございます。

また、今後キッチンカーなど、災害対応車両が参加するようなイベント等において、国が作成したリーフレットの配付を行うなど、機会を捉えて、登録を促してまいりたいと考えております。

【川崎委員】民間の多くの方等のご協力もいただきながら、不測の事態に備えていただきたいと思います。

次に、県有資産の活用についてお尋ねいたします。資産活用の全容ということで、例えば、県有地のいわゆる空きスペースを活用して自販機を置いて、その収入を得たいということがあろうかと思いますが、こういったところも含めて、資産活用の全容についてお伺いをいたします。

【森管財課長】県有財産のうち、土地・建物、設備といった財産を経営資産と捉え、経営的な視点から施設の維持管理に要するコストの最適化や長寿命化を図るなど、最小のコストで最大の効果を目指していくというファシリティマネジメントに平成22年から導入基本方針を策定し、取り組んできているところであります。

委員よりお尋ねがありました令和6年度の実績額についてお答えいたします。

まず、自動販売機でございますが、庁舎等の余裕部分と認められる場所を自動販売機の設置場所として貸し付ける設置料収入は、約4,020万円でございます。

次に、広告ですが、県有施設の壁面にパネル等を設置し、企業等が行う広告の掲出場所として得た収入が約391万円、またネーミングライツによる命名権料による収入が約1,155万円。次に、行政財産の目的外使用許可による使用料が約

6,261万円、職員公舎の貸付料を除いた普通財産の貸付料が約2億4,349万円でございます。今述べました合計は約3億6,176万円となっております。

【川崎委員】平成22年に方針を策定して、有効活用し、3億6,000万円ぐらいの収入、税収を上げておられるということで、ここはないかということで隙間を見つけていって、幾らかでも有効活用できるように取り組みいただきたいと思います。

もう一つ、金融資産についてもお尋ねいたします。

出資の配当などということがあろうかと思いますが、金融資産の運用状況についてお伺いたします。

【高橋財政課長】お答えいたします。

まず、ご質問ありました出資金の配当金につきましてでございますけれども、現在、一般会計等で保有している株式につきましては、地方自治法第237条第2項に基づきまして、政策目的の一環として、議会の議決を得て、出資し、財産として保有管理をしているところでございまして、その配当金は、一般会計・特別会計を含めて1,709万円というふうになっているところでございます。

またほか金融資産といたしまして、基金を用いた債券の運用を行っているところでございますけれども、本県が設置しております37基金におきまして、令和6年度末時点で880億円を運用してございまして、その運用益は7億2,600万円となっているところでございます。

【川崎委員】今出資の分として債券のいわゆる運用利回り、運用利益といいますか、その話がありました。債券だけでいくと886億円とおっしゃいましたか。

【高橋財政課長】 880億円運用して、その運用益が7億2,600万円ということでございます。

【川崎委員】 880億円の原資で7億円の利益を毎年度上げているということですよ。だからずっと累積でいくと、非常にあなどれない金額であろうかと思います。

今、非常に先ほちょっと部長も触れられましたけれども、利率が上がる傾向にあって、いわゆる償還についても一定非常に支出も大きくなっているということですが、一方では、そこを利用して、さらに利益を獲得するという視点もあろうかと思ってまして、ぜひ、そういったところで幾らかでも収入を増やして、政策的なものに充ててほしいと思うんです。

一般的で言う株の投資なんていうのはなかなか難しいということは、法律上もあるのかも分かりませんが、何とかお知恵を出して、さらに運用益を高めていただきたいと思うんです。そういった投資といいますか、そういったことに使うような形で運用というのがさらに知恵を出しながらできるものなのか、お尋ねいたします。

【高橋財政課長】 ご指摘ございました株式などの運用が可能かどうかということにつきまして、まず地方自治法におきまして、基金は確実かつ効率的に運用しなければならないというふうになってございまして、この解釈として、現状、元本保証がない株式を取得・保有するということとはできないものというふうに考えているところでございます。

一方で、委員のご指摘のとおり、社会経済情勢が変化してきた中におきまして、こうした制度も前提とした上で、他県の事例等も調査の上、確実かつ効率的な運用方法についてより多くの運用益を得る手法について研究していきたいと

いうふうに考えてございます。

【川崎委員】 元本割れするようなことのリスクを背負うというのは、県民の皆さんからお預かりしている税ということについては、非常に抵抗もあるし、法律もそこで制限がかかっていると思うんですが、そこで生まれた利益を原資として、今基金に繰り入れられているということではありますが、利益の範囲の中で、その一部でまたさらにチャレンジをしていくということについては、ぜひ研究・検討していただいて進めていただきたいと思います。

国ですから、並列で比較はできませんけど、年金積立金管理運用独立行政法人、いわゆるGPIF、非常に高いリスク管理をしながら、今、年金財政を安定のために活用されているということがホームページの中でも拝見をいたしました。ぜひ参考ということになるかどうか分かりませんが、ぜひ長崎県の方でもそういった視点でもって、金融資産を十分に活用いただきたいというふうに思います。

次に、出資団体の管理についてお尋ねいたします。

前回の委員会で、政策等決定過程の透明性の中で指摘があって、出資団体の中期経営計画の未整備というところで指摘があって、説明をいただく中で、対象が44の団体があるうち、未整備が24あったということではありますが、この間、どう指導し、改善を図ったのか、お尋ねいたします。

【小林総務文書課長】 県の出資団体の経営評価診断の対象であります44の団体に対しまして、例年、経営評価診断表の作成を依頼しております。今年も実施するんですけれども、団体の所管課に対して依頼文書を出したところでございます。この出した文書におきまして、前回の委

員会における委員のご指摘も踏まえまして、中期経営計画の策定を重点事項と位置づけまして未策定の団体の所管課に対してヒアリングの実施を含めて、今後検討状況ですとか、今後の策定見込みなどを詳細に報告を求めていくこととしております。

県の公費を使って出資していることを踏まえまして、中期経営計画を策定すべきであるにもかかわらず、その進捗が思わしくない団体につきましては、早期策定をこれまで以上に厳しく指導していきたいと思っております。

【川崎委員】恐らく前からずっと指摘しながらされていると思うんですが、ずるずる来ているということだと思いませんか。やるしかないでしょう。指導しますじゃなくて、やらないと出資引き上げますよとか、見直しますよとか、そういうような形が、一般的にはそうだと思うんですよね。そういった厳しい姿勢でお願いしたいと思います。

次に、長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の進捗状況についてですが、長崎県の自治体クラウドサービスについてお尋ねいたします。

いま一度確認ですが、この事業の目的についてお尋ねいたします。

【湯川スマート県庁推進課長】ご質問いただきました長崎県自治体クラウドサービスでございますが、県が自ら開発をしました電子申請、Webアンケート、公共施設予約システムをネットワークを通じて外部に提供するサービスで、平成21年12月から順次運用をしております。利用する自治体は、一定の利用料を負担するだけで独自にシステムを構築、保有することなく、住民の皆様へこれらのサービスを提供することが可能となります。このサービスを利用いただくことで、県内市町の電子行政の推進及び県民の利

便性の向上を目的としております。なお、電子申請システム及びWebアンケートシステムは、既にサービスの提供を終了しておりまして、現在、令和7年度では、公共施設予約システムのみをサービスとして提供しております。

【川崎委員】平成21年からスタートですので、様々なサービスがあって、自治体にすると負担がかからず利用できるという、非常に優れた県のいわゆるサービス事業だというふうに思うんですが、この利用団体数の目標と実績値を追いかけてみますと、令和3年度は8件の目標に対して5件、令和4年度は10件に対して5件、令和5年度は12件に対して5件、令和6年度は14件に対して2件、目標は徐々に高くなっていくけど、利用しているところは下がっていったるわけです。これ、自治体としては非常にありがたいもののに実績がどんどん下がっていったほとんど使われていないような話になってきてるわけがあります。なぜそのようになっているのかお尋ねいたします。

【湯川スマート県庁推進課長】まず、目標設定の考え方でございますが、県民の利便性向上に向けまして、行政の電子化が進んでいない市町の電子化を進めることを目指しておりました。

しかしながら、特に小・中規模の自治体におきましては、例えばシステムの開発経費等々の負担がネックになっているというような状況もございますことから、安価にサービスの提供が可能となるクラウドサービスに関しましては、利用いただける自治体は一定増えていくものと見込んで設定をさせていただきました。

次に、目標達成できていない理由でございますが、IT関連の状況変化は著しく、この間、市町におかれましては、独自にシステムを開発されたり、またベンダー等が提供する汎用的な

システムの利用など、それぞれ工夫をしながら、行政の電子化に取り組んでられておりまして、クラウドサービスの利用団体が増加をせず、逆に減少という結果になったと受け止めております。

県としましては、総合計画のKPIとして目標達成はできておりませんが、市町における行政電子化の推進と県民サービスの向上という目指すべき姿、これについては近づいているものと認識をしております。

【川崎委員】時代の変化とともに技術も革新をしていって、もう5年前の考え方がなかなか今ぴたっと合わないぐらい、それだけやっぱりスピードが速いんだろと思ってますので、ぜひ次の総合計画の策定をされてると思うんですけど、もうちょっとシビアに見直しをしていただければなと思います。

最後に、ブランディングの件でお尋ねいたします。

先ほど担当課長より、るるご説明をいただいたところでありますが、今から「みなが咲き、ながさき。」の周知をしていくと思いますけど、この周知の戦略についてお尋ねいたします。

【永川ながさきPR戦略課長】ブランドメッセージなどの浸透と定着を図るための広報でございますけれども、主に県民の皆様と事業者の皆様に向けて展開をしてみたいと考えてございます。

まず、県民の皆様には、できるだけ多くの方が目にする機会を増やすことが重要と考えておりまして、ブランディングホームページの作成や動画の制作、広報紙やSNSによる情報発信、ポスターや啓発ツール、ストーリーテリングによる地域の魅力を伝える冊子等の作成、地域の魅力を再発見するイベントなどを通じまして、

認知を高めて、趣旨の理解を深めながら県民の皆様との共感と誇りの醸成を図ってまいりたいと考えてございます。

また、これからの長崎県の未来を担う子どもたちへの地域への愛着や誇りを高めるために、ふるさと教育などで活用できるツール等の作成や若年層の方にも広報にご参加いただくという取組などの工夫も検討してまいりたいと考えてございます。

次に、事業者の皆様でございますけれども、地域や各分野におけるワークショップやセミナーなどを実施するとともに、ブランドの理念を生かした商品開発や取組の推進、プロモーション支援などを通じまして、県内外への発信力を高め、地域経済の活性化にもつなげてまいりたいと考えてございます。県民の皆様を誰もがこの「みなが咲き、ながさき。」というブランドメッセージ等を知っているとっていただけるような状況になるよう、積極的な広報や趣旨の浸透に努めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】徹底してやってほしいなと思います。周知徹底、これ時間がかかると思うんですけども、しっかりやった方がいいと思います。頑張ってください。

我々もお手伝いしたいと思いますけど、私たちも名刺とか、議員通信とか、こういったところに掲載も可能でしょうか。

【永川ながさきPR戦略課長】こちらのブランドメッセージ等でございますけれども、県に関わる多くの方々に広くご活用いただくことで、理念の方がより深く浸透いたしまして、共感の輪が広がっていくことを期待してございます。そのため、議員の皆様におかれましては、名刺や議会通信などの媒体におきまして、「みなが咲き、ながさき。」をご活用いただくことは、

このブランドの浸透と定着を図りまして、長崎の総体的なイメージ向上につながるものであり、ぜひ積極的なご活用をお願いしたいと考えてございます。今後、使用に当たりましてのマニュアルやデザインの素材等につきましても整備、提供を進めてまいりますので、ぜひ積極的にご活用いただきまして、県全体で一体となってブランディングに取り組んでまいりたいと考えてございます。

【川崎委員】「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」というのがあります。これは、情報バリアフリーも求めています。よって、耳から伝えていくといった、そういった観点からも、ぜひ音楽、メロディー、そういったところも重要なコンテンツだと思うんですが、ぜひ検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【永川ながさきPR戦略課長】今回のブランドメッセージ「みなが咲き、ながさき。」でございしますが、県民一人ひとりが自分らしく咲ける長崎県を目指すという理念の下に策定をいたしました、この理念をより多くの方々にご指摘のありました障害のある方々にも分かりやすく親しみを持って受け止めていただきますよう、今後の広報展開におきましては、視覚、聴覚、認知など多様な特性に配慮いたしました情報発信の在り方を検討してまいります。その一つといたしまして、川崎委員からご提案ございました歌やメロディーは、視覚や言葉だけでは伝え切れない感情やメッセージを届ける力があり、障害がある方を含めまして幅広い世代にブランドの理念を浸透させる有効な手段であると考えてございます。そういった観点で伝わりやすい手法の活用についても今後検討してまいります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査結果について整理したいと思います。しばらく休憩いたします。

— 午後 1時54分 休憩 —

— 午後 1時54分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 1時54分 休憩 —

— 午後 1時56分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これより予算決算委員会総務分科会の決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りをいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時57分 休憩 —

— 午後 1時59分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

予算決算委員会総務分科会の決算審査の日程

については、お手元の審査日程のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩します。

— 午後 1時59分 休憩 —

— 午後 2時 4分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと思います。

以上をもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

— 午後 2時 5分 閉会 —

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年9月29日

総務委員会委員長 鵜瀬 和博

議長 外間 雅広 様

記

I 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 90 号 議 案	長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 93 号 議 案	権利の放棄について	原 案 可 決
第 94 号 議 案	訴えの提起について	原 案 可 決
第 95 号 議 案	和解について	原 案 可 決

計 4 件 (原案可決 4 件)

委員長 鵜瀬 和博

副委員長 大久保 堅太

署名委員 徳永 達也

署名委員 堤 典子

書記 土橋 彰子

書記 高柳 雄一郎

反訳業務者 神戸総合速記(株)

配 付 資 料

令和7年9月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

企 画 部

企画部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 88 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 4 号）のうち関係部分
であります。

今回の補正予算は、歳入予算で、

国 庫 支 出 金	2 2 0 万	円の増
合 計	2 2 0 万	円の増

となっております。

今回の補正予算は、他部局で歳出予算を計上しております新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年9月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

地 域 振 興 部

地域振興部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 88 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 4 号）のうち関係部分
であります。

今回の補正予算は、歳出予算で、

選 挙 費	1 億 3, 5 7 9 万 6 千円の増
合 計	1 億 3, 5 7 9 万 6 千円の増

となっております。

これは、長崎市選挙区、佐世保市・北松浦郡選挙区の県議会議員補欠選挙の執行
に要する経費を計上いたしております。

（債務負担行為について）

令和 8 年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

老朽化した高速船ジェットフォイルの更新支援について、物価上昇等に伴う船体価
格の増額及び期間延長に係る令和 8 年度から 11 年度までに要する経費として

2, 4 7 5 万 円

を計上いたしております。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年9月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第88号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分であります。

歳入予算は、

地 方 交 付 税	1 億	3, 9 4 0 万	9 千円の増
県 債		3, 7 2 0 万	円の増
合 計	1 億	7, 6 6 0 万	9 千円の増

となっております。

歳出予算は、

総 務 管 理 費	3 6 1 万	3 千円の増
合 計	3 6 1 万	3 千円の増

となっております。

この歳出予算の内容についてご説明いたします。

（総務事務センター運営費について）

会計年度任用職員の報酬等の計算を行う既存システムについて、子ども・子育て支援法等の改正に伴う新たな掛金の徴収等に対応するために改修を実施する経費として、

3 6 1 万 3 千円の増

を計上いたしております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 9 月定例会

総務委員会関係説明資料

警 察 本 部

警察本部関係の議案外の報告事項及び所管事務についてご説明いたします。

はじめに、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、損害賠償事案3件及び公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました2件についてであります。

損害賠償事案の1件目は、警察本部の職員が、交通事故捜査中、相手方の車両の損傷箇所を計測する際、携行していた金属製メジャーの先端部を接触させたことにより、当該車両に損害を与えた事案であり、3万1,680円を支払うためのものです。

2件目は警察署の職員が、事案対応中、相手方が管理するアパートの一室において、天井点検口の蓋を外し、天井裏に置いた際、当該点検口蓋を居室内側の隙間に落下させ、回収不能となり、相手方に損害を与えた事案であり、6万500円を支払うためのものです。

3件目は、警察署の職員が、交通事故捜査中、相手方の車両を写真撮影する際、携行していた資機材を接触させたことにより、当該車両に損害を与えた事案であり、10万6,480円を支払うためのものです。

これら3件につきましては、9月1日付けで専決処分をさせていただいており、損害賠償金は、全額県費から支払われることになります。

また、公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました2件の合計22万9,460円を支払うため、9月1日付けで専決処分をさせていただいており、この損害賠償金は、全額保険から支払われることになります。

公用車による交通事故を防止するため、各警察署指定の安全運転指導員による同乗指導や自動車学校のコースを借り上げての体感型運転訓練を行うとともに、公用車事故を起こした職員には、公用免許の再検定を実施するなど職員の運転技能向上のため

の取組を行っております。

また、そのほかにも各部署の幹部職員による事故防止教養や公用車事故を起こした職員に対する個別教養、事故発生時や荒天時などに全職員に対する速やかな情報配信を行うなど、事故防止に必要な運転技能と安全運転意識の両面を向上させる対策に取り組んでおります。

引き続き、交通事故を始めとする損害賠償事案を起こすことがないよう、指導を徹底してまいります。

次に、その他の所管事項についてご説明いたします。

(犯罪の一般概況について)

令和7年1月から6月末までの県内の刑法犯認知件数につきましては1,970件で、前年同期と比較しますと14件、0.7パーセント減少しております。

罪種別では、窃盗犯が76件減少しており、これが主な減少要因となっております。

窃盗犯の中では、特に万引きが前年同期と比較して47件減少して、371件となっております。

今後、県内の犯罪情勢を把握・分析の上、県民、事業者、関係機関・団体とも連携し、県民運動である「犯罪なく^{さん}3ば運動」で県民の皆様の防犯意識の高揚を図りつつ、的確な犯罪抑止対策を推進してまいります。

(人身安全関連事案への取組状況について)

令和7年1月から6月末までのストーカー事案の認知件数につきましては133件で、前年同期と比較しますと8件増加しております。このうち、ストーカー規制法に基づく禁止命令等で32件の行政措置を行い、ストーカー規制法違反等で18件を検挙しております。

配偶者暴力事案の受理件数につきましては215件で、前年同期と比較しますと2件減少しております。このうち、暴行、傷害等で23件を検挙しております。

児童虐待事案の通告件数につきましては232件で、前年同期と比較しますと5件減少しております。

児童相談所に通告した被害児童数につきましては398人で、前年同期と比較しますと16人減少しております。

これらの人身安全関連事案につきましては、被害者の命が奪われるなど、重大な事件に発展するおそれがありますので、認知の段階から客観的な危険性の判断を的確に行った上で、被害者等の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の保護や加害者の検挙等の必要な措置を迅速かつ先制的に講じるとともに、県・市町等の関係機関と連携を図りながら、被害者等の安全確保に努めてまいります。

(ニセ電話詐欺（特殊詐欺）等被害防止対策について)

令和7年1月から6月末までのニセ電話詐欺情勢につきましては、認知件数は117件、被害総額は約2億5,994万円で、前年同期と比較しますと認知件数が46件増加、被害総額が約1億9,029万円増加しており、手口としましては、架空料金請求詐欺が46件、オレオレ詐欺が41件と2つの手口で全体の約74パーセントを占めております。

特に昨年下半年からは、警察官になりすました犯人が、電話口で「あなたの口座が不正に使われている。」「あなたを逮捕する。」などのうそを言い、SNSのビデオ通話等で警察手帳や逮捕状の画像を示し、資金調査名目等で現金を振り込ませ、だまし取るといった手口のオレオレ詐欺が急増しております。

このニセ電話詐欺は、県民の皆様の生活を脅かす身近で悪質な犯罪ですので、今後も「電話がつながりにくい環境づくりの推進」「関係機関・団体と連携した広報啓発活動」「金融機関やコンビニエンスストア等と連携した声掛けによる水際対策の推進」

を被害防止対策の3本柱として積極的に推進してまいります。

また、SNS等の非対面で投資を勧め、投資名目で金銭等をだまし取る「SNS型投資詐欺」や、SNS等を通じて知り合い、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る「SNS型ロマンス詐欺」が、令和5年下半期から全国で急増しております。

本県におきましては、本年1月から6月末までの間にSNS型投資・ロマンス詐欺を72件認知し、被害総額は約3億8,329万円に上るなど、極めて憂慮すべき状況にありますので、県民の皆様に対する効果的な広報啓発活動の推進、金融機関等の関係事業者と緊密に連携して、官民一体となった被害防止対策を推進してまいります。

（暴力団対策について）

県内では、令和7年6月末現在、指定暴力団傘下の8組織と約100人の暴力団員等を把握しており、暴力団員等の検挙人員につきましては11人で、前年同期と比較しますと5人減少しております。

全国的に六代目山口組の分裂抗争に起因する事件等が続いておりますが、本県での発生はなく、今後も暴力団組織等に対する徹底した取締りや情報収集活動を行い、暴力団対策法及び暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、長崎県暴力追放運動推進センターを始めとする関係機関・団体と連携して暴力団の壊滅を目指してまいります。

（薬物対策について）

令和7年1月から6月末までの薬物事犯の検挙人員につきましては19人で、前年同期と比較しますと5人減少しております。

内訳は、覚醒剤が5人で、前年同期と同数、大麻が14人で、前年同期と比較しますと3人減少しており、その他の薬物事犯の検挙は0人で、前年同期と比較しますと2人減少しております。

全国的に、薬物事犯の検挙人員は横ばいで推移する中、大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降増加傾向であり、本県におきましては、平成30年以降高止まりの状況にあります。

引き続き、薬物情勢等の実態把握に努め、大麻等薬物事犯の徹底した取締りや関係機関・団体と連携した広報啓発活動等を推進し、薬物事犯の根絶に取り組んでまいります。

(少年非行の概況について)

令和7年1月から6月末までの検挙・補導した窃盗等の刑法犯少年につきましては116人で、前年同期と比較しますと30人増加しており、軽犯罪法違反等の特別法犯少年は7人で、前年同期と比較しますと2人増加となっております。

また、喫煙、深夜はいかい等で補導した不良行為少年につきましては1,018人で、前年同期と比較しますと54人減少しております。

県警察では、少年警察ボランティアと協働した街頭補導活動や、少年の規範意識向上を目的とした非行防止教室を実施するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでおります。

今後も、少年警察ボランティアや関係機関・団体と連携を図りながら、少年の非行防止、健全育成に努めてまいります。

(生活経済事犯の取締り状況について)

令和7年1月から6月末までの生活経済事犯の検挙件数につきましては23件で、前年同期と比較しますと1件減少しており、検挙人員は22人で、前年同期と比較しますと2人減少しております。

生活経済事犯の取締りににつきましては、悪質な事犯である利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯を重点にした取締りを推進するとともに、関係機関・団体

との連携を図りながら、被害の早期把握とその拡大防止に努めております。

引き続き、生活経済事犯取締りの推進及び被害防止に努めてまいります。

(サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況について)

令和7年1月から6月末までのサイバー犯罪の検挙状況につきましては、検挙件数は50件で、前年同期と比較しますと10件減少しており、検挙人員は30人で、前年同期と比較しますと2人減少しております。

社会のデジタル化の進展に伴い、サイバー空間は、全国民が参画する公共空間へと変貌を遂げている一方、ランサムウェアの被害やインターネットバンキングでの不正送金など、サイバー空間の脅威は極めて深刻な情勢にあります。県警察では、悪質・巧妙化するサイバー犯罪に的確に対応するため、全国の警察と連携したサイバー犯罪の取締り、地域において活動する多様な主体と連携した社会全体のサイバーセキュリティの向上を図る諸対策に取り組んでおります。

今後も、サイバー空間の安全・安心を確保するため、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策を推進してまいります。

(交通死亡事故抑止対策について)

令和7年1月から6月末までの交通事故死者数につきましては13人で、前年同期と比較しますと1人増加しております。

本県の交通死亡事故は、死者数に占める高齢者の割合が、依然として高い傾向にあることが特徴と分析しております。

そのため、高齢者の交通事故抑止対策に重点を置き、交通安全教育や交通指導取締りを始め、関係機関・団体と連携して、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進しております。

悲惨な交通死亡事故を発生させないため、引き続き、交通事故の分析結果を踏まえ

た総合的な交通死亡事故抑止対策に取り組んでまいります。

（「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ^{にせんにじゅうご}2025」の進捗状況について）

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ^{にせんにじゅうご}2025」に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況について、令和5年度に実施した総合計画の一部見直しに伴う指標改訂の内容を反映のうえ評価・分析を行ったところであり、警察本部関係部分につきましては、配布している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である6項目の令和6年度の進捗状況は、

- ・令和6年度の目標値を達成したものが5項目
- ・令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが1項目

となっております。

今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて引き続き施策の推進に努め、総合計画の実現を図ってまいります。

（新たな総合計画の策定について）

令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生^{にーてんぜろ}2.0の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細やかな対応を図ることとしております。

また、施策の構築にあたりましては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります。

このうち、警察本部におきましては、主に基本戦略「安心して生活できる環境づくりを推進する」に関連施策等を位置付けております。

基本戦略「安心して生活できる環境づくりを推進する」では、「犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり」に関する施策を掲げており、安全・安心を実感できる社会環境づくり、交通安全対策、組織犯罪対策及びサイバー空間の安全確保に向けた対策を推進し、犯罪に強く、交通の安全が確保された安全・安心なまちづくりに取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、ご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 9 月定例県議会

総 務 委 員 会 関 係 説 明 資 料

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(令和7年度県職員採用試験について)

大学卒業程度の「行政A」など16職種にかかる試験については、1次試験を6月15日に、2次試験を7月8日から8月1日にかけて実施し、8月25日に最終合格者を発表いたしました。221人が受験し、111人が合格、競争倍率は2.0倍となっております。

また、社会人経験者の「行政」など10職種にかかる選考試験については、1次試験を大学卒業程度と同じ6月15日に、2次試験を7月21日から27日にかけて実施し、大学卒業程度と同じ8月25日に最終合格者を発表いたしました。98人が受験し、14人が合格、競争倍率は7.0倍となっております。

さらに、短大卒業程度及び高校卒業程度の試験については、1次試験を9月28日に、2次試験を10月下旬に実施することとしております。

そのほか、警察官Ⅲ類(男性・女性)試験については、1次試験を10月19日に、2次試験を11月中旬から下旬にかけて実施するとともに、障害者を対象とした選考試験については、1次試験を11月2日に、2次試験を11月下旬から12月上旬にかけて実施することとしております。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

総務委員会関係説明資料（追加 1）

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

【総務委員会関係説明資料 出納局・各種委員会事務局の２頁１１行目の次に、次のとおり挿入】

警察官Ⅰ類（男性・女性）Ａ試験については、１次試験を７月１３日に、２次試験を８月１２日から２８日にかけて実施し、９月１６日に最終合格者を発表いたしました。８１人が受験し、４８人が合格、競争倍率は１．７倍となっております。

令和7年9月定例県議会

総務委員会関係説明資料

企 画 部

企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

(新たな総合計画の策定について)

令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」「暮らし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念とし、県民一人ひとりの長崎県に対する誇りや将来への希望を原動力として、新たな時代を切り拓き、「新しい長崎県づくり」に挑む姿勢を示しております。

この基本理念のもと、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現や稼ぐ意識・力の底上げに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めるとともに、すべての世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりに、これまで以上に力を注ぐこととしております。

また、施策の構築にあたっては、国の地方創生2.0の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図るほか、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります。

このうち、企画部においては、主に基本戦略「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」に関連施策等を位置付けております。

この基本戦略では、「デジタル技術を活用した地域活性化と行政運営の効率化」に関する施策において、デジタル技術やデジタル人材を活用したサービス創出や県民の利

便性向上につながるDXの推進に取り組んでまいります。

また、新技術実装連携“絆”特区の指定を踏まえ、ドローン等の先端技術の活用による地域課題への対応、イノベーション創出に加え、次世代モビリティ活用のユースケースの検討等にも取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

（「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ^{にせんじゅうご}2025」等の進捗状況について）

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ^{にせんじゅうご}2025」に掲げる施策の令和6年度末における進捗状況については、配付資料「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 令和6年度の進捗状況」のとおりとなっております。

各施策の目標として掲げた施策及び事業群の指標である277項目の指標のうち、目標値を設定していないものや実績値が把握できていないもの等を除いた266項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが140項目で全体の53%、令和6年度の目標を達成していないものの改善傾向にあるものが70項目で全体の26%、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に課題があると考えられるものが56項目で21%となっております。

県全体の進捗状況としては、県民、民間団体等への情報発信・周知啓発の促進や市町との連携の強化の効果、計画的なインフラ整備の推進等により、目標達成に向けて取組が進んでいる一方で、エネルギー・物価高騰や人口減少・少子高齢化における地域や産業の担い手不足等の影響等も一因となり進捗に遅れがみられた項目もあり、引き続き、社会経済情勢の変化にも的確に対応しながら、最終年度における目標達成に向け、施策の推進を一層、図っていく必要があると考えております。

なお、企画部関係部分の施策及び事業群の指標である9項目のうち、目標値を設定していないものを除いた8項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが7項目、令和6年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが1項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPI（重要業績評価指標）の令和6年度末の進捗状況については、配付資料「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況（令和6年度）」のとおりであります。

KPI全120項目について、実績値が把握できていないもの等を除いた115項目のうち、令和6年度の目標値を達成したものが58項目で、全体の50%、「やや遅れ」が32項目で全体の28%、「遅れ」が25項目で全体の22%となっており、企業誘致や地場産業への支援による新規雇用創出のほか、高校生の県内就職率の改善や技能実習生など外国人材の受入増加等の成果により、人口の社会減は、全体としては改善傾向にあります。

一方で、全国的な人手不足による採用市場の競争の激化により、県内大学生の定着や福岡県・首都圏等に進学した本県出身者のUターン就職などの進捗に遅れが見られた項目もあり、最終年度における目標達成に向け、国の地方創生2.0の政策とも連動しながら、地方創生施策の充実・強化を図る必要があると考えております。

なお、企画部関係部分のKPIである6項目について、目標値を設定していないものを除いた5項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したものが3項目、令和6年度の目標値を達成したものが2項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて、引き続き施策の推進に努め、総合計画・総合戦略の実現を図ってまいります。

（民間企業との連携について）

去る8月25日、県と大成建設株式会社は、全国での活動のノウハウやオープンデータを活かし、年々、頻発化・激甚化する自然災害に対する防災まちづくりや、観光振興の共創など、地方創生の推進を目的としたデジタル技術活用によるまちづくりに関する連携協定を締結したところであります。

今後、双方の資源を有効活用しながら、DXを活用した新しいまちづくりや、地域活性化に関することなど、地域振興や県民サービスの向上に連携して取り組んでいくこととしております。

引き続き、県内外の民間企業等と連携のうえ、地方創生のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

(ドローンの社会実装等の推進について)

県では、昨年7月に、ドローン需給のマッチングサイト「長崎県ドローンプラットフォーム」を開設し、ドローンサービス事業者と利用者とのマッチングを図り、様々な分野におけるドローンの利活用を促進しているところであります。

そのため、8月から今月にかけては、島原市及び県庁において、「測量」・「点検」をテーマに、「長崎県ドローンプラットフォーム」登録事業者と建設業関係者とのマッチングイベントを開催し、実際に使用するドローン機体の展示や利活用にかかる相談会を実施しました。参加した建設業関係者からは、「ドローンの活用方法や得られるデータなどを見ることができ、利活用のイメージがわいた」などの声をいただいております。

また、ドローン活用における実証フィールドの創出については、「新技術実装連携“絆”特区」に係る国の調査・実証事業や、県の補助事業を活用し、民間事業者等による先駆的なドローンサービスの実証を推進しております。

その中でも、今年度の国の調査・実証事業では、本県関係で全国最多の4事業が採択され、日本では初となるドローンのエリア単位でのレベル4飛行による医薬品・日用品配送のほか、AI技術を活用した目視外飛行のルート拡大などの実証が行われる予定となっております。

今後も、様々な分野におけるドローンの利活用促進のため、ドローンサービスの需給創出の拡大を図るとともに、国や民間事業者、地元市町とも連携しながら、特区制度等を活用した社会実装を推進してまいります。

令和 7 年 9 月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

地 域 振 興 部

地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第90号議案 長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の
使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

であります。

この条例は、公職選挙法の一部改正により、個人演説会告知用ポスターが令和8年1月1日以降廃止されること及び公職選挙法施行令に規定される各種選挙運動の公営の単価が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した2件につき、損害賠償金合計40万5,108円を支払うため、去る9月2日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

次に、所管事項についてご説明いたします。

(後期過疎地域持続的発展方針等の策定について)

過疎対策につきましては、令和3年4月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度までを期間とする「前期」長崎県過疎地域持続的発展方針の下、各種事業が実施されているところでありますが、本年度は、令和8年度から令和12年度までの後期5か年の過疎地域持続的発展方針を策定することとしております。

この「後期」過疎地域持続的発展方針につきましては、前期方針を踏まえつつ、社

会環境の変化や県議会のご意見も踏まえて策定することとしており、方針策定後、県及び過疎市町において過疎地域持続的発展計画の策定を進めてまいります。

(国境離島地域の振興について)

国境離島地域の振興については、平成29年の有人国境離島法の施行以来、法に基づく国の交付金を活用しながら、関係市町と一体となって、地域社会の維持・振興に取り組んでまいりました。

その結果、これまでの8年間で、移住者数は、法施行前の年間100人程度から500人を超えるまでに増加し、新たな雇用の場が1,600人以上創出されたこと等により、一部地域では、人口の社会増が達成されるなど、地域の活力向上や雇用の確保、交流人口の拡大等において成果が現れております。

一方で、進学や就職に伴う若者の転出、自然減の拡大に伴う人口減少が本土地域以上に進んでおり、国境離島地域における地域社会の維持・振興を図るには、令和9年3月末に期限を迎える現行の有人国境離島法の改正・延長が必要不可欠であると考えております。

そのため、去る8月22日、知事は、県議会議長や関係市町等の皆様方とともに坂井内閣府特命担当大臣など関係者に対する要望活動を実施し、有人国境離島法に基づくこれまでの取組の成果等を説明したうえで、この法律が確実に改正・延長され、関連施策の充実や必要な予算が確保されるよう要請しました。

今後、県では、関係市町や県議会からの制度改正の要望等を踏まえた意見書を取りまとめ、要望活動を実施するなど、支援策の充実・強化を伴う所要の法改正が行われるよう取り組んでまいります。

(松浦鉄道の今後のあり方検討について)

松浦鉄道については、地域住民の生活を支える移動手段として重要な役割を担って

おりますが、人口減少や自家用車の普及による輸送人員の減少が進む中、厳しい経営環境が続いております。

このため、令和４年度に松浦鉄道の今後のあり方について検討を開始し、これまで長崎、佐賀の両県が主体的な役割を担いながら検討を行ってまいりました。

去る８月２２日の松浦鉄道自治体連絡協議会総会において、一部区間のバス転換や、国の制度を活用した新たな支援制度について協議した結果、バス運転士不足や運賃値上げにより収益が改善傾向にあることなどから、当面の間、現状の路線を維持し、現在の施設整備補助のスキームを継続していくことが承認されたところであります。

今後は、松浦鉄道の経営状況を注視・分析しながら、同社と連携を強化し、更なる経営改善及び自治体による新たな支援の必要性等について検討を進めてまいります。

(九州新幹線西九州ルートについて)

令和４年９月の開業から、今月２３日で３周年を迎える九州新幹線西九州ルート（長崎～武雄温泉間）につきましては、令和６年度の１日あたりの利用者数が７千人を超え、開業当時の水準を継続して上回るなど、順調に推移しているものと認識しております。

一方で、未整備区間である新鳥栖～武雄温泉間につきましては、国土交通省と佐賀県による幅広い協議が行われておりますが、未だ整備方式が決定されておらず、議論の進展には至っておりません。

このため、今後の議論を前に進めるためには、西九州新幹線の効果をさらに拡大させるとともに、全線フル規格による整備に向けた一層の気運醸成が重要であると考えております。

そうした中、去る８月１９日には、大石知事が、佐賀県の山口知事、ＪＲ九州の古宮社長との三者で、九州新幹線西九州ルートの現状や課題について意見交換を行いました。

大石知事からは、議論を進めるため、根拠のあるデータに基づいて具体的に検証する必要性を示し、環境影響評価の実施等を国に求めることを提案されました。

また、フリーゲージトレイン導入断念という経緯を踏まえ、国に対して具体的な解決策を求めること、間を置かずに次回の意見交換を実施することについて、三者間で認識が一致したことは、今後の議論を進めるうえで意義あるものと受け止めております。

加えて、去る８月２９日には、福岡市において、県内経済団体の主催による「九州新幹線西九州ルート整備促進シンポジウム２０２５ in 福岡」が開催され、九州各地から経済団体や行政関係者など約８００名の方々が参加されました。

このシンポジウムでは、中川大京都大学名誉教授から、高速鉄道整備の国際的な潮流を踏まえた日本の鉄道政策のあり方について基調講演があったほか、「全国新幹線ネットワークが地方にもたらすもの」をテーマに、観光振興や地域経済などの専門家によるパネルディスカッションが行われ、全線フル規格整備による将来的な西九州地域の発展の可能性が議論されました。

こうした議論を通じて、全線フル規格整備の必要性について理解が深まり、九州全体で気運が高まったものと認識しております。

県といたしましては、引き続き市町や関係団体と連携しながら、新幹線効果の拡大に取り組むとともに、政府・与党をはじめ関係者に対して議論の進展や課題の解決について働きかけるなど、西九州地域全体の発展に資する全線フル規格での整備を目指し、力を注いでまいります。

（新たな総合計画の策定について）

令和８年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る６月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の５つの柱のもと、１２の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示し

し、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生２．０の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図ることとしております。

また、施策の構築にあたっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります。

このうち、地域振興部においては、主に基本戦略「地域の魅力で人を惹きつける」や「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」等に関連施策等を位置付けております。

基本戦略「地域の魅力で人を惹きつける」では、ながさき暮らしの魅力で呼び込むＵＩターンの促進やデジタルノマド等の関係人口と地域との交流促進に関する施策において、ＵＩターン促進のための情報発信の強化や、デジタルノマドと地域との交流促進等に取り組んでいくこととしております。また、基本戦略「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」では、離島・半島などの地域社会の維持・活性化や地域を支える公共交通の維持・確保に関する施策において、地域の特色を活かした地域づくりや持続可能な公共交通ネットワークの構築等に取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

（「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ２０２５」等の進捗状況について）

令和３年度から本年度までの５年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ２０２５」に掲げる令和６年度末における施策の進捗状況については、施

策体系を共通化し一体的推進を図っている「第２期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、令和５年度に実施した総合計画の一部見直しに伴う指標改訂の内容を反映のうえ評価・分析を行ったところであり、地域振興部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である１９項目のうち、目標値を設定していないものや実績値が把握できていないもの等を除いた１８項目の令和６年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和６年度の目標値を達成したものが８項目、令和６年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが７項目、令和６年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが３項目となっております。

次に、「第２期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるＫＰＩである１２項目のうち、実績値が把握できていないもの等を除いた１１項目の令和６年度の進捗状況は、

最終目標を既に達成したもの及び令和６年度の目標値を達成したものが５項目、令和６年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが４項目、令和６年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが２項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて引き続き施策の推進に努め、総合計画・総合戦略の実現を図ってまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 9 月定例県議会

総務委員会関係説明資料（追加 1）

地 域 振 興 部

【総務委員会関係議案説明資料 地域振興部の５頁６行目の次に、次のとおり挿入】

さらに、７月の石破内閣総理大臣の来崎時に九州新幹線西九州ルートに言及されたことを受け、去る９月４日には、県選出国会議員の皆様をはじめ、外間県議会議長、沿線市長、市議会議長、県内経済団体の皆様とともに、首相官邸を訪問し、林内閣官房長官同席のもと、石破総理に対し、フリーゲージトレイン導入断念に伴い増加が見込まれる地方負担など、想定される課題に対する具体的な解決策の提示や、環境影響評価の早期実施について強く要望するとともに、国が責任を持って主体的に調整を行い、関係者間の協議を加速させることで、全線フル規格による整備の早期実現を図るよう求めました。

【総務委員会関係議案説明資料 地域振興部の５頁１６行目の次に、次のとおり挿入】

去る９月６日には、ＪＲ九州が開業３周年記念イベント「GOWEST 3」を開催し、１日限定で西九州新幹線が乗り放題となる「Ｔシャツきっぷ」の販売や、大村車両基地での新幹線かもめの清掃体験イベントなどを実施されたほか、新幹線各駅においても沿線市と連携したイベントが開催されました。

県では、県内周遊の促進を目的に、波佐見町やきもの公園で「かもめのよりみちフェスタ」を開催し、地元出身アーティストによるトークショーやヒラマサの解体ショー、特産品販売などを通じて県北地域の魅力を発信し、多くの来場者で賑わいました。

令和 7 年 9 月定例県議会

総務委員会関係説明資料（追加 2）

地 域 振 興 部

【総務委員会関係議案説明資料 地域振興部の３頁２３行目の次に、次のとおり挿入】

（地価動向について）

国土利用計画法に基づく地価調査について、県下４４７地点の基準地における７月１日現在の価格について調査を行い、去る９月１６日に、「令和７年長崎県地価調査の結果概要」について公表を行ったところであります。

その概要については、県下の地価動向は、住宅地、商業地、工業地などを合わせた全用途での令和７年の対前年平均変動率はプラス０．１％で、前年の０．０％から０．１ポイント上昇し、平成１０年から続いていた下落から、上昇に転じております。

具体的には、住宅地においては、令和７年の対前年平均変動率は０．０％で、前年のマイナス０．２％から０．２ポイント下落幅が縮小し、平成１１年から続いていた下落が下げ止まり、横ばいに転じております。

また、商業地においては、対前年平均変動率は０．４％で、前年の０．３％から０．１ポイント上昇し、２年連続のプラスとなっております。

背景としては、近年進められている都市部中心の開発への期待感や、都市部でのホテル等事業用地の需要及び住宅地需要などがいまだ堅調で、その効果が周辺部にも波及しているなど、全体的に平均変動率が上昇傾向となり、令和３年以降その傾向が継続しております。一方で、都市部では地価の上昇が続いているものの、人口減少により過疎化が進む地域では地価の下落傾向が続いており、二極化が進んでいると分析しております。

今後も引き続き、土地取引に関して円滑な運用を図るとともに、国が行う地価公示制度とあわせて、一般の土地取引に対して適切な指標の提供に努めてまいります。

令和 7 年 9 月定例県議会

総務委員会関係説明資料

秘書・広報戦略部

秘書・広報戦略部関係の議案外の所管事項について、ご説明いたします。

(ながさきピース文化祭２０２５における行幸啓について)

去る９月１４日から本県で開催されている「ながさきピース文化祭２０２５」において、天皇皇后両陛下のご臨場を賜りました。

両陛下におかれましては、ご即位後初めてのご来県であり、ご滞在中は、同文化祭の開会式にご臨席を仰ぐとともに、県内で実施した国民文化祭事業や障害者芸術・文化祭事業をご覧いただきました。

また、今年が戦後８０年の節目の年にあたることから、愛子内親王殿下をご同伴され、平和公園でのご供花や長崎原爆資料館のご視察、恵の丘長崎原爆ホームへのご訪問など、県内事情についてご視察いただいたところであります。

このたびのご来県にあたりましては、県民の皆様の心のこもった歓迎と県議会をはじめ多くの関係者の皆様のご協力に厚くお礼を申し上げます。

(ながさきブランディング・情報発信戦略の策定について)

県では、国内のみならず世界に存在感を示す、選ばれる「新しい長崎県」の実現を目指し、県庁、民間の若手職員をはじめ、県内外の有識者、関係団体等の皆様から幅広くご意見を伺いながら、総体的なイメージ向上につなげるためのブランディング及び情報発信の戦略を策定いたしました。

その中で、長崎県民の包容力や多様性ととともに、県民一人ひとりの魅力が咲き、希望が輝くことをイメージしたシンボルマークとブランドメッセージ「みなぎ咲き、ながさき。」を作成したところであります。

シンボルマークとブランドメッセージの選考にあたりましては、選考過程から県民の皆様にも関わっていただき、今後共に長崎県のブランディングに取り組んでいきたいとの思いから、去る８月１２日から２６日までの間、県民の皆様に広くご意見を募

集し、これまでの検討経過を総合的に勘案したうえで、県において選定したものであります。

戦略においては、このブランドメッセージ等を活用しながら、まずは、県民の皆様
に長崎県の魅力を再認識していただくためのインナーブランディングに取り組みつつ、
県外の方にも魅力を発信するアウターブランディングにも併せて取り組むことで、県
民の皆様がふるさとに誇りを持ち、将来に希望を抱ける長崎県の実現を目指していく
こととしております。

また、本定例会で次期総合計画の素案をお示ししておりますが、本戦略を施策の構
築にあたっての基本姿勢の一つである戦略的情報発信・ブランディングの中に位置付
け、総合計画とも連動し取り組んでいくこととしております。

今後は、長崎県のブランドの考え方を県民の皆さんにしっかりとお伝えし、県議会の
皆様にもご協力をいただきながら、市町や民間、関係団体の皆様と一体となってブラ
ンディングの取組を進めてまいります。

（「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について）

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&
チャレンジ2025」に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況については、施
策体系を共通化し一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総
合戦略」の関連施策も含め、評価・分析を行ったところであり、秘書・広報戦略部関
係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策、事業群並びに「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」
の指標のうち該当する1項目については、令和6年度の目標値に加え、最終年度の目
標値を既に達成しております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、
引き続き施策の推進に努め、総合計画・総合戦略の実現を図ってまいります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 9 月定例県議会

総務委員会関係説明資料（追加 1）

秘 書 ・ 広 報 戦 略 部

【総務委員会関係説明資料 秘書・広報戦略部の３頁１３行目の次に、以下のとおり挿入】

(大阪・関西万博への出展について)

去る９月３日から５日までの３日間、大阪・関西万博において、「九州の宝を世界へ—Treasure Island・KYUSHU—」をテーマに九州７県合同で出展を行ってまいりました。

３日間で目標を大きく上回る約４万７千人の方々にご来場いただき、九州の豊かな自然や歴史、文化、そして魅力的な食のＰＲを行ったところであります。

長崎県ブースにおいては、豊富な食や絶景の紹介、伝統工芸の展示や体験、ステージイベントなどを通じて、本県の魅力を体感いただき、会場で実施したアンケートでは、約９８％の方から「長崎県に訪れてみたい」との回答をいただきました。

加えて、県観光連盟のインスタグラムについても約１,２００名のフォロワー増につなげたところであります。

今後も、市町や関係団体等、そして庁内関係部局と連携を図りながら、一体的かつ戦略的に情報発信し、本県の認知度向上や、さらなる関西からの誘客促進等につなげてまいります。

令和 7 年 9 月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 9 3 号議案 権利の放棄について

第 9 4 号議案 訴えの提起について

第 9 5 号議案 和解について

であります。

第 9 3 号議案 権利の放棄について

この議案は、生活保護法第 7 8 条費用徴収金について、債務者が死亡し、相続放棄により相続人もなく、また充当可能な財産もないことから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものであります。

第 9 4 号議案 訴えの提起について

この議案は、県管理港湾である対馬市の竹敷港において個人所有の漁船が沈没したため、平成 2 3 年 8 月に県が引揚げを行い、その引揚げ等に要した費用のうち未納の額について、死亡した沈没船所有者の相続人に対し、法定相続割合に応じて相続した額の支払いを求めて訴えを提起しようとするものであります。

第 9 5 号議案 和解について

この議案は、中小企業高度化資金貸付金債権の連帯保証人が配偶者に対して行った不動産所有権移転登記が県に対する詐害行為に当たるとして、同不動産の贈与契約の取消し及び当該移転登記の抹消を求め提訴した事件について、和解しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（権利の放棄について）

1件50万円以下である生活保護法第63条費用返還金2件の権利の放棄について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

（訴えの提起について）

県営住宅の滞納家賃の支払いにつき、訴えの提起1件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

訴えの提起は、度重なる支払い催告にも応じない債務者の相続人について、裁判手続きにより滞納家賃の支払いを求めるものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

（「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について）

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況については、施策体系を共通化し一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、評価・分析を行ったところであり、総務部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である3項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したものが2項目、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが1項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである3項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したものが2項目、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが1項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて引き続き施策の推進に努め、総合計画の実現を図ってまいります。

(新たな総合計画の策定について)

令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生2.0の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図ることとしております。

また、施策の構築にあたっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります

このうち、総務部においては、基本戦略「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」に関連施策等を位置付けております。

基本戦略「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」では、デジタル技術を活用した地域活性化と行政運営の効率化に関する施策において、県庁DXの実現に取り組ん

でいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(新たな行財政改革について)

令和8年度以降の新たな行財政改革に関する計画の策定にあたっては、県庁が目指す姿として、「挑戦する姿勢や変化に向き合うマインド」、「健全な行財政基盤」、「働き方など「ヒト」に関する制度や職場環境」の3つの要素を示し、取組の具体化に向けた議論を進めているところです。

検討にあたっては、人材獲得競争の激化や職員構造の変化、厳しさを増す財政状況といった県庁を取り巻く環境変化を十分に考慮するとともに、民間有識者等のご意見を幅広く伺いながら、今年度中の計画策定を目指してまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 9 月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

(追加 1)

【総務委員会関係議案説明資料 総務部の５頁１２行目の次に、次のとおり挿入】

（中期財政見通しについて）

今後の収支見通しを踏まえた計画的な財政運営を行うため、令和８年度から１２年度までの５年間の中期財政見通しを策定し、去る９月８日に公表いたしました。

この中期財政見通しは、令和７年度当初予算を基礎として、今後見込まれる税収の伸びや地方財政対策などについて、一定の仮定に基づき、試算を行ったものであります。

本県の財政は、これまで実施してきた継続的な収支改善対策や国の財政措置等により、令和３年度以降、財源調整のための基金を取り崩さない財政運営を達成しており、基金残高は令和２年度末の２０３億円から、令和６年度末には３９０億円に増加してきたところです。

しかしながら、今後は、昨今の金利上昇の影響もあり、実質的な公債費の増加等により再び財源不足となることが見込まれており、本県の財政状況はさらに厳しさを増していく状況にあります。

今後においては、物価高騰による影響など社会経済情勢を十分に注視しながら、より稼ぐ視点を持って、税源涵養につながる施策や新たな歳入確保策に取り組むなど、歳入・歳出両面からの一層の収支改善に力を注ぐとともに、将来の公債費抑制に向けて投資事業の重点化・効率化を図るなど、持続可能な財政運営に努めてまいります。

また、国に対しては、全国知事会等と連携しながら、地方創生・人口減少対策をはじめ、ＤＸ・ＧＸの推進、防災・減災対策等の地方の課題に適切に対応するために必要な地方税財源の確保・充実について強く要請してまいりたいと考えております。

令和7年9月定例県議会

総務委員会関係説明資料

危機管理部

危機管理部関係の議案外の所管事項について、ご説明いたします。

（前畑弾薬庫の移転・返還に関する日米合意について）

去る８月２８日、防衛省から、佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移設先の施設の配置案について、日米合同委員会で合意されたとの発表がありました。

前畑弾薬庫の移転・返還については、平成２３年１月の日米合同委員会での返還合意からすでに１４年が経過しているものの、移設先の施設配置案が決定されないことから、工事着工にも至らない状況にありました。

これまで、県としても、佐世保市と一体となって、配置案を早急に決定し、事業の進捗を図るよう、政府施策要望や渉外知事会など様々な機会を捉えて国へ強く要望してきたところであり、今般、日米間で配置案の合意がなされたことは、佐世保市や地域の皆様にとって長年の課題である前畑弾薬庫の移転・返還に向けた重要な一歩であると考えております。

国からは、本年度、移設先の施設の整備に必要な浚渫範囲等について検討した後、来年度以降に環境影響評価手続きと調査・設計を並行して実施し、その後、公有水面埋立申請手続を経て、工事を実施していく予定であるとの説明を受けております。

佐世保港のすみ分けの早期実現に向け、引き続き佐世保市と連携しながら取り組んでまいります。

（大村市の特定防衛施設関連市町村の指定について）

去る９月１日、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づき、大村飛行場が特定防衛施設に指定され、あわせて、大村市が特定防衛施設関連市町村に指定されました。

本制度は、市町村が行う公共用の施設の整備又は生活環境の改善、開発の円滑な実施に寄与する事業について、特に配慮すると認められる防衛施設があるとき、防衛大

臣が指定するものであり、指定された市町村は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付対象となります。

今回の指定については、大村市と連携しながら、県の政府施策要望の最重点項目として国に求めていたものであり、大村市が実施する基地対策の充実・強化に寄与するものと考えております。

県としましては、引き続き地元自治体と連携して、基地と地域との共存共生を推進してまいります。

(原子力発電施設等立地地域の財政支援対象拡大について)

去る8月29日、国から、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象地域について、従来、原発から概ね10キロ圏内であったものを、概ね30キロ圏内に拡大することが発表されました。

本県では、佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市の4市が、この拡大する圏内に該当し、今後、対象地域に指定されると、同法によるインフラ整備に対する財政支援の対象となります。

4市においては、平成24年の原子力災害対策特別措置法の改正以降、立地自治体と同等の原子力災害対策を実施する責務を課されているにもかかわらず、立地自治体との財源格差は解消されることなく、不安と負担を強いられてきました。

こうした状況を踏まえ、県では、本年1月には、県内関係4市と、また、6月には、原発周辺自治体6府県とともに、国に対して、格差是正の要望を行ってきたところであり、このたびの決定は、立地自治体との格差是正に向けた大きな前進であると受け止めております。

原子力発電施設等立地地域指定までの具体的なスケジュールについては、今後、国から示されることとなりますが、関係市長の意見を聴取のうえ、県から国に指定の申出を行い、原子力立地会議の審議を経て、国から指定を受けることとなります。

今後、国は、さらなる支援措置を検討していることから、県としては、国の動向を注視しつつ、県民の安全・安心の確保に向けて、引き続き、関係自治体と連携して取り組んでまいります。

（令和 7 年度原子力安全連絡会の開催について）

九州電力玄海原子力発電所から 30 キロメートル圏内に所在する 4 市において、玄海原子力発電所における安全対策等の情報の共有と意見交換を行うため、長崎県原子力安全連絡会を 7 月 25 日に壱岐市、翌週 28 日に平戸市、29 日に松浦市と佐世保市で開催いたしました。

当日は、地域の関係機関や地区の代表者を対象に、県からは、4 月に原子力規制庁が取りまとめた屋内退避の運用や、昨年度実施した原子力防災訓練の結果と課題、今年度実施予定の訓練概要について説明を行いました。また、各市からは、避難計画や訓練等のこれまでの取組について、九州電力株式会社からは、玄海原子力発電所の現況について説明が行われました。

参加した皆様からは、「避難集合場所について、旧行政区域にこだわらず、最寄りの集合場所も選択できるよう配慮してほしい。」とのご意見をいただくなど、情報共有や意見交換等を通じて、原子力発電所に関する理解を深めることができました。

いただきましたご意見等につきましては、原子力防災訓練をはじめ、今後の原子力防災対策に反映してまいります。

（玄海原子力発電所のドローンらしき 3 つの光体について）

去る 7 月 26 日、玄海原子力発電所構内において、ドローンらしき 3 つの光体を確認したことについては、県民の安全安心を脅かす重大な事案であるため、翌週 28 日に平戸市、29 日に松浦市と佐世保市で開催した長崎県原子力安全連絡会において、地元自治会や関係団体の代表者の皆様が同席される中、県から九州電力株式会社に対

し、これまでの安全対策や情報共有に加え、警戒体制の強化のほか、今回のような事案を起こさせないような対策を検討するよう要請しました。

引き続き、県民の安全安心の確保に向け、関係自治体と連携しながら、国や九州電力株式会社に働きかけるなど、原子力防災対策に力を注いでまいります。

(令和7年8月6日からの大雨による災害について)

去る8月6日以降の停滞した前線の影響により、九州各県をはじめ、全国的に記録的な大雨となり、河川の氾濫や土砂災害による甚大な被害が発生いたしました。

県内においては、幸いにして人的被害が生じておりませんが、8月11日に線状降水帯が長時間に渡り発生し、住家の一部損壊3棟、床上浸水2棟、床下浸水1棟のほか、土砂崩れや陥没による道路の損壊等の被害が生じ、開設された125箇所の避難所に、最大で163人の方が避難されるなど、県民生活に影響を及ぼしました。

県としましては、長崎県災害警戒本部を設置し、市町との気象情報等の共有や情報収集を図るとともに、長崎地方気象台などの防災機関との連携を密にしながら、対応にあたったところです。

引き続き、国による激甚災害の指定を踏まえ、被害状況を確認し、必要な対策を講じるとともに、様々な事態に備えて、日頃から関係機関との連携を図り、有事即応体制の充実強化に取り組んでまいります。

(「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の進捗状況について)

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況については、令和5年度に実施した総合計画の一部見直しに伴う指標改訂の内容を反映のうえ、評価・分析を行ったところであり、危機管理部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である 7 項目の令和 6 年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和 6 年度の目標値を達成したものが 5 項目、令和 6 年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが 1 項目、令和 6 年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが 1 項目となっております。

今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて引き続き施策の推進に努め、総合計画・総合戦略の実現を図ってまいります。

(新たな総合計画の策定について)

令和 8 年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る 6 月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の 5 つの柱のもと、12 の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生 2.0 の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図ることとしております。

また、施策の構築にあたっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります。

このうち、危機管理部においては、基本戦略「災害に強い県土をつくる」に関連施策等を位置付けております。

基本戦略「災害に強い県土をつくる」では、「災害などさまざまな危機から県民の命を守る体制づくり」に関する施策において、近年の災害を踏まえた総合的な防災、危

機管理体制の構築や、防災訓練及び有事発生時の対応訓練の実施に取り組むほか、消防団などの地域防災力の充実強化、基地対策と国民保護の取組の推進等に取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。